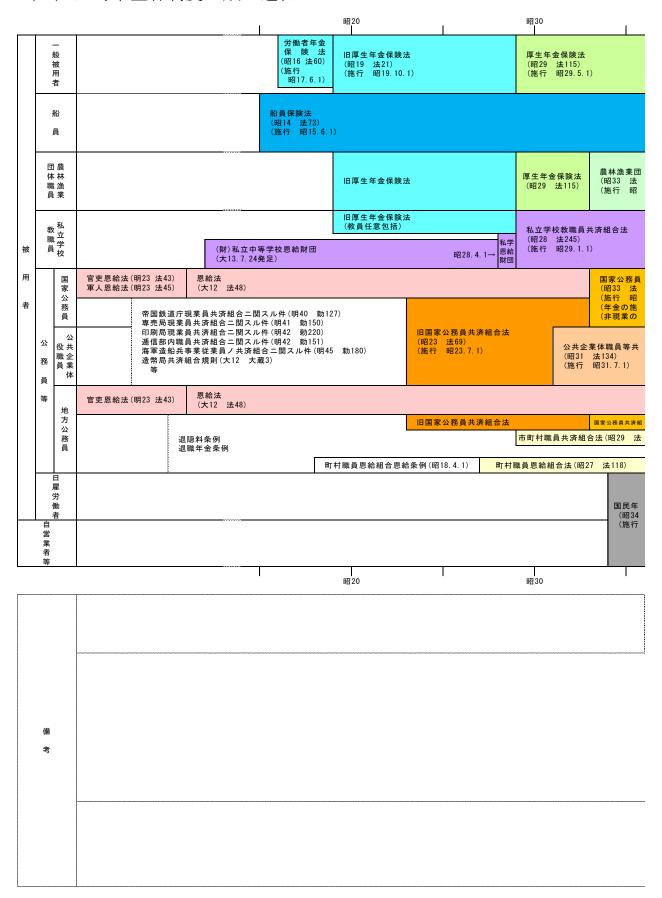
付属資料

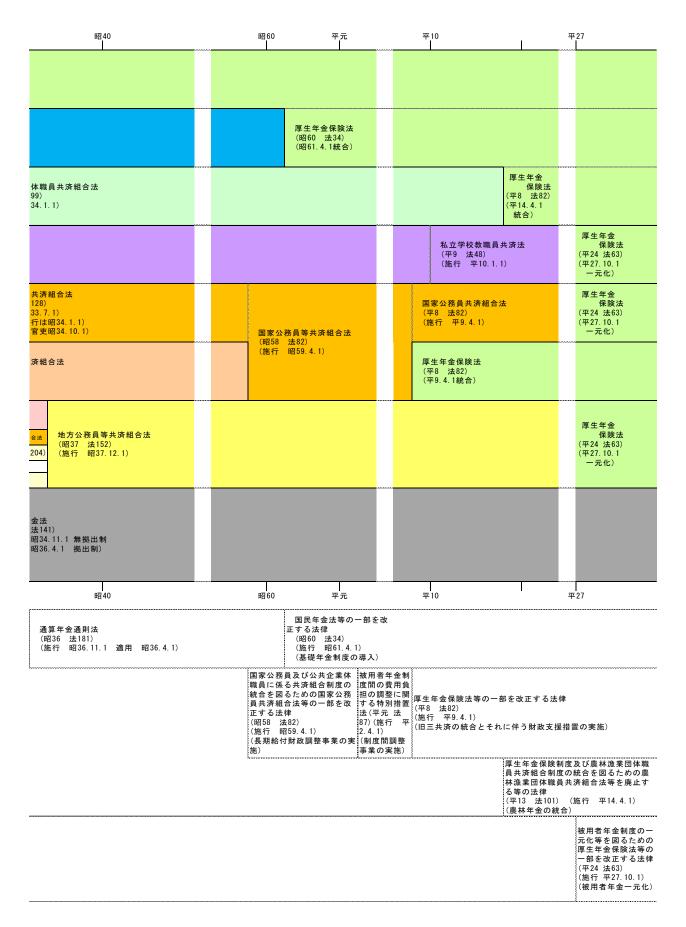
目 次

1	公的年金制度の沿革196
	(1) 公的年金各制度の成立過程196
	(2) 保険者及び保険料算定単位198
2	公的年金制度一覧199
Z	公的年金制度一覧199
3	長期時系列表200
	(1) 公的年金各制度の被保険者数等の推移200
	(2) 公的年金各制度の受給権者数等の推移204
	(3) 公的年金各制度の収支項目等の推移210
	(4) 公的年金各制度の収支状況222
	(5) 公的年金各制度の財政指標の推移238
4	最近の経済等の状況244
5	用語解説245

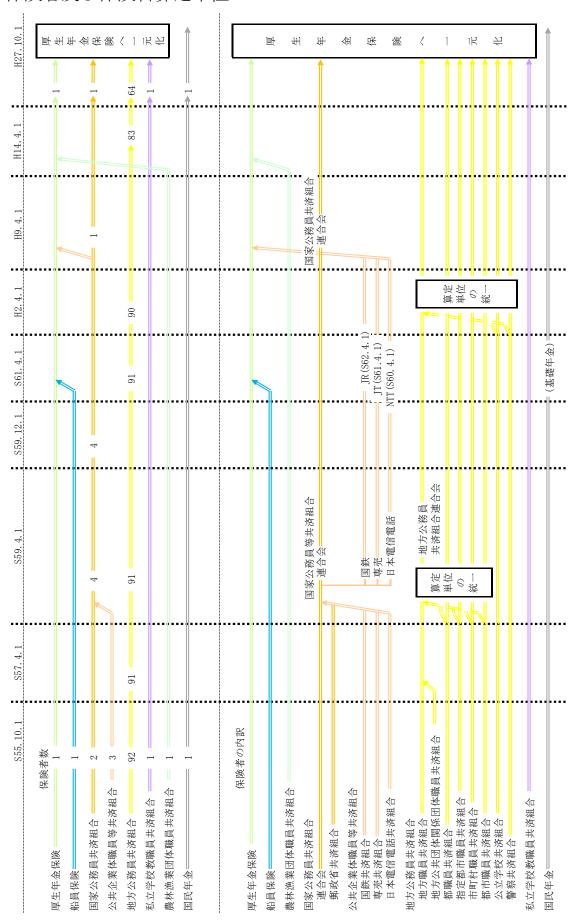
1 公的年金制度の沿革

(1) 公的年金各制度の成立過程





(2) 保険者及び保険料算定単位



2 小的年全制度-

ı	公的年	<u>-</u> -	念制	度	-	覧	
(平成27年度(末現在))	老齡基礎年金 支給開始年齡			6 5 張			
	保險料 (平成28年9月)	田	16,260		I		
	積立比率(時価ベース)		7.5		l		
	積立金 (時価ベース)	兆円	8.8		I		
	実質的な支出	出邪	3.4		I		
	老齡基礎年金平均年金月額	万円		5.5			
	年金扶養比率 ① ②			2.02			
	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	万人		3,231			
	被保険者数①	79	1,668	3,952	9 1 5	6,535	6,712
〇国民年金制度	区分		国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者含む)	国民年金第2号被保険者	国民年金第3号被保険者	各	(参考) 公的年金加入者合計

老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金受給権者数等を加えたものである。 (世)

実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。 2

積立比率とは、前年度末に保有する積立金(国庫負担繰延額を含めた推計値)が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表

公的年金加入者合計は、厚生年金被保険者と国民年金第1号・第3号被保険者の合計である。

す指標である。

									· /
区 公	女保險者数 ①	老飾(退職)年金 受給權者数 (老齡・退年相当)	年金扶養比率 ① ②	老齡 (退職) 年金 平均年金月額 (老齡・退年相当)	実質的な支出	積立金 (時価ペース)	積立比率 (時価ベース)	保険料率 (平成28年9月)	老齡 (退職) 年金支給開始年齡 (平成28年度)
	万人	万人		万円	光田	出彩		%	報酬比例部分
第1号厚生年金(旧厚生年金)	3,686							18.182	一般男子,共済女子 62歳 旧画年五子
第2号厚生年金(国家公務員共済組合)	106							17 699	- 22
第3号厚生年金(地方公務員共済組合)	2 8 3	1,856	2.22	15.0	4 7.9	162.7	5.2	7 0 0 . / 1	定額部分
第 4 号 厚 生 年 金 (私立学校教職員共済)	5 3							14.708	男子・共済女子 65 年女子 64
神	4,129							l	坑内員・船員 60歳

(注) 1. 老齢 (退職) 年金受給権者数 (老齢・退年相当) には、旧三公社共済組合及び旧農林漁業団体職員共済組合において旧厚生年金に統合される前に発生した退年相当の退職年金 (減額退職年金を含む) の受給権者及 び平成27年9月までに旧共済法により発生した退年相当の退職年金(減額退職年金を含む)の受給権者を含む。

老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金分を含む。また、国共済、地共済及び私学共済(以下、「共済組合等」という。)については、職域加算部分を除く推計値である。

実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金、追加費用、職域等費用納付金を控除し、基礎年金拠出金を加えた額である。ここで、厚生年金基金から給付されている代行給付額(年度末の最低責任準備金を算出す る際に用いられている額)を加えることで、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体の額を推計している。また、各共済組合等の給付費及び追加費用については、職域加算部分を除いた厚生年 金相当部分の推計値である。 3 8

積立金は、厚生年金勘定の年度末積立金と共済組合等の厚生年金保険経理(私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理)の年度末積立金の合計である。

積立比率を算出する際の厚生年金の積立金は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含んだ推計値である。

坑内員及び船員の保険料率は、18.184%である(平成28年10月)。また、私学共済の保険料率は、一元化法附則の規定により13.911%に軽減されている。

長期時系列表 3

公的年金各制度の被保険者数の推移

(1) 公的年金各制度の被保険者数等の推移

				# + + +					# 	(414)	
年度末	i	第	:1号(民間被用者)		第2号	第3号	第4号	国民年金(旧注)	E s		公的年金里中全体
	+		施米三田	旧農林年金	(国家公務員)	(地方公務員)	(私立学校教職員)	(SH H2)	第 1 5	署 33 54	世 大
(國國)	Υ±	+	↑ ±	+	± +	++	↑ +	± √+	+\	十十	+
- 1	23, 331	18,670	762	353	1,114	2, 288	144	20,016	•	•	43,347
- 1	27,600	22, 522	682	410	1,149	2, 536	194	24, 337			51,936
50 (1975)	29, 573	23, 893	797	447	1,162	3,004	270	25,884	•	•	55, 457
(1976)	29,816	24,084	802	452	1,163	3,033	282	26, 469	•		56, 285
2 (1977)	29,940	24, 131	805	461	1,172	3,079	293	27, 198	•	•	57, 138
3 (1978)	30, 278	24, 392	804	468	1,172	3, 139	302	27,803	•	•	58,081
4 (1979)	30,878	24,925	798	476	1,175	3, 192	311	27,851	•	•	58,729
5 (1980)	31,453	25, 445	788	484	1,179	3, 239	319	27,596			59,050
5 (1981)	31,933	25, 896	773	487	1,179	3, 273	324	27, 111			59,044
7 (1982)	32, 259	26, 223	752	488	1,175	3, 292	329	26, 461			58,720
58 (1983)	32, 561	26, 549	716	488	1,174	3, 299	335	25,727	•	•	58,288
9 (1984)	32, 910	26, 932	683	488	1,168		341	25, 339			58, 249
0 (1985)	33, 148	27, 234	621	490	1,161	3, 295	347	25,091	•	•	58, 239
(1986)	32,875	26,994	591	494	1,152		355	•	19, 514	10,929	63, 317
62 (1987)	33, 515	27,676	541	496	1,151	3, 287	365		19, 292	11, 299	64,105
(1988)	34,586	28, 769	526	496	1,148	3, 272	375		18, 727	11,615	64,929
元 (1989)	35, 735	29, 921	512	497	1,144	3, 277	384		18, 155	11, 788	65,678
2 (1990)	36, 778	30, 997	496	499	1,126	3, 286	373	•	17, 579	11,956	66,313
3 (1991)	37, 766	31,959	493	501	1,132	3, 301	381		18, 536	12,050	68,352
(1992)	38, 321	32, 493	487	206	1,130	3, 317	388		18, 508	12, 112	68,941
(1993)	38, 499	32, 651	482	210	1,127	3, 335	394		18,614	12, 163	69, 276
(1994)	38, 592	32, 740	471	511	1,128	3, 344	398		18, 761	12, 195	69, 548
(1995)	38,648	32, 808	467	209	1,125	3, 339	400	•	19, 104	12, 201	69,952
(1996)	38,824		463	501	1,124	3, 336	401	•	19, 356	12,015	70, 195
9 (1997)	38,807	33, 468	468	490	1,122	3, 326	401		19, 589	11,949	70,344
(1998)	38, 258	32, (957	482	1,111	3, 306	403		20, 426	11,818	70,502
(1999)	37,755	32,	481	475	1,106	3, 288	404	•	21, 175	11,686	70,616
12 (2000)	37, 423	32,	32, 192	467	1,119	3, 239	406	•	21, 537	11, 531	70, 491
	36, 760	31, {	576	459	1,110	3, 207	408		22, 074	11, 334	70, 168
	36,856		32, 144		1,102	3, 181	429		22, 368	11, 236	70,460
	36, 798		32, 121		1,091	3, 151	434	•	22, 400	11,094	70,292
	37, 130		32, 491		1,086	3, 111	442	•	22, 170	10,993	70, 293
- 1	37,621		33,022		1,082	3,069	448	•	21, 903	10, 922	70,447
	38, 363		33, 794		1,076	3,035	458	•	21, 230	10, 789	70,383
	39, 084		34,570		1,058	2, 992	464	•	20, 354	10,628	70,066
	38, 916		34,445		1,053	2, 946	472	•	20,007	10, 436	69,358
	38, 677		34, 248		1,044	2, 908	478	•	19,851	10, 209	68, 738
- 1	38,829		34, 411		1,055	2,878	485	•	19, 382	10,046	68, 258
	38, 924		34,515		1,059	2,858	492	•	19,044	9, 778	67,747
	39, 116		34,717		1,057	2,842	499	•	18, 637	9,602	67,356
25 (2013)	39, 667		35, 273		1,055	2,832	202		18,054	9, 454	67, 175
	40,395		35,985		1,061	2,831	517		17, 420	9,319	67, 134
			, , , , ,								

旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。 日農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。 平成27(2015)年10月に被用者年金制度が一元化された。 第1号厚生年金(民間被用者)は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。 第1号厚生年金(民間被用者)は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。 第1号厚生年金(旧被用名)の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。 国民年金(旧法)には任意適用を含む。

^{- 200 -}

1人当たり標準報酬総額(総報酬ベース・月額)の推移

年	度	厚生年金計	第1号 (民間被用者)	第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
	(西暦)	円	円	円	円	円
平成 15	(2003)	400, 792	375, 064	542, 694	602, 387	498, 031
16	(2004)	400, 251	374, 812	543, 117	603, 578	493, 099
17	(2005)	399, 171	374, 238	545, 501	602, 790	490, 336
18	(2006)	397, 893	373, 849	545, 429	599, 560	486, 689
19	(2007)	395, 541	372, 460	546, 141	594, 926	484, 458
20	(2008)	393, 058	370, 810	548, 284	587, 220	482, 658
21	(2009)	381, 086	359, 146	539, 116	568, 361	479, 000
22	(2010)	379, 564	358, 838	532, 662	556, 707	475, 929
23	(2011)	379, 618	359, 455	527, 366	553, 772	472, 464
24	(2012)	378, 701	359, 475	513, 132	548, 842	470, 231
25	(2013)	378, 348	360, 540	511, 232	535, 004	467, 764
26	(2014)	382, 375	363, 465	531, 618	551, 204	466, 808
27	(2015)	383, 396	365, 096	538, 909	547, 209	464, 788

注1 標準報酬総額 (総報酬ベース) の年度間平均 (被保険者一人当たり月額) である。

1人当たり標準報酬月額の推移

年度	末	厚生年金計	第1号 (民間被用者)	旧農林年金	第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
平成 7	(西暦)	円 	_円 307, 530	円 277, 620	_円 379, 903	円 424, 225	刊 343, 239
8	(1996)	•••	311, 344	282, 375	385, 459	432, 775	348, 348
9	(1997)	329, 680	316, 881	286, 727	390, 090	441, 521	353, 682
10	(1998)	330, 032	316, 186	289, 986	396, 612	448, 151	357, 706
11	(1999)	330, 133	315, 353	292, 577	401, 956	453, 615	360, 832
12	(2000)	333, 705	318, 688	295, 153	410,007	458, 066	366, 349
13	(2001)	334, 245	318, 679	296, 925	412, 231	461, 583	367, 677
14	(2002)	330, 167	314,	489	406, 373	456, 830	369, 995
15	(2003)	329, 134	313,	893	402, 646	453, 265	370, 972
16	(2004)	328, 869	313,	679	406, 543	454, 605	369, 692
17	(2005)	328, 161	313,	204	408, 832	454, 555	369, 808
18	(2006)	327, 016	312,	703	409, 598	450, 818	368, 611
19	(2007)	325, 982	312,	312, 258		447, 103	368, 707
20	(2008)	325, 964	312,	312, 813		440, 923	369, 017
21	(2009)	317, 701	304,	173	410, 279	435, 521	368, 098
22	(2010)	318, 633	305,	715	408, 814	431, 808	367, 359
23	(2011)	317, 369	304,	589	410,861	428, 670	366, 072
24	(2012)	318, 097	306,	131	396, 555	426, 746	365, 461
25	(2013)	316, 901	306,	282	398, 127	410, 436	364, 137
26	(2014)	320, 058	308,	382	413, 568	425, 359	364, 181
27	(2015)	319, 697	308,	938	415, 229	415, 867	362, 371

注1 第1号(民間被用者)の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注 2 平成27(2015)年9月までの第 3 号(地方公務員)の 1 人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

注 2 平成26(2014)年度末までの第 3 号(地方公務員)の 1 人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

賃金上昇率の推移

年度	厚生年金計	第1号 (民間被用者)	第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
(西暦)	%	%	%	%	, ,
平成 10 (1998)		<△0.48>	<0.9>	<0.9>	<0.8>
11 (1999)		<△0.62>	<0.7>	<0.5>	<0.4>
12 (2000)		<△0.01>	<1.6>	<0.7>	<1.1>
13 (2001)		<△0.27>	<0.2>	<0.1>	<0.0>
14 (2002)		<△1.15>	<△1.7>	<△1.5>	<0.3>
15 (2003)		<△0.27>	<△1.5>	<△0.9>	<0.2>
16 (2004)		△0. 20	△0.4	△0.7	△1.1
17 (2005)		△0.17	0. 2	0.2	△0.7
18 (2006)		0.01	△0.0	△0.8	△0.8
19 (2007)		△0.07	$\triangle 0.4$	$\triangle 0.7$	△0.7
20 (2008)		△0. 26	$\triangle 0.0$	$\triangle 1.3$	△0.6
21 (2009)		△4. 06	$\triangle 2.0$	$\triangle 3.2$	△1.0
22 (2010)		0.68	$\triangle 1.5$	△1.8	△0.9
23 (2011)		△0. 21	△1.4	△0.5	△1.0
24 (2012)		0. 21	$\triangle 3.0$	0. 1	△0.7
25 (2013)		0.13	△0.7	$\triangle 2.1$	△0.7
26 (2014)	1.06	0.99	3.75	3. 46	△0.33
27 (2015)	0.33	0.50	1. 28	△0.24	△0.55

注1 性及び年齢構成の変動(第2号から第4号までは年齢構成の変動)による影響を控除した賃金上昇率である。

注2 平成27(2015)年度までの第3号(地方公務員)の賃金上昇率は、標準報酬月額について「平均給料 月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額を用いて算出している。

注3 〈 〉の数値は、標準報酬月額ベースである。

標準報酬総額(総報酬ベース・年度間累計)の推移

年	度	厚生年金計	第1号 (民間被用者)	第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
	(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円
平成 15	(2003)	1, 784, 125	1, 458, 725	71, 088	228, 236	26, 076
16	(2004)	1, 791, 464	1, 468, 506	70, 717	225, 979	26, 263
17	(2005)	1, 806, 849	1, 487, 083	70, 654	222, 616	26, 495
18	(2006)	1, 832, 350	1, 516, 357	70, 337	218, 829	26, 827
19	(2007)	1, 859, 319	1, 548, 385	69, 827	213, 998	27, 109
20	(2008)	1, 865, 454	1,560,260	69, 815	207, 916	27, 462
21	(2009)	1, 786, 670	1, 492, 011	68, 463	198, 596	27,600
22	(2010)	1, 779, 480	1, 492, 051	67, 137	192, 503	27, 788
23	(2011)	1, 784, 781	1, 499, 487	67, 065	190, 187	28, 041
24	(2012)	1, 789, 398	1, 508, 544	64, 964	187, 618	28, 272
25	(2013)	1, 804, 817	1, 529, 641	64, 500	182, 105	28, 572
26	(2014)	1, 853, 773	1, 569, 605	67, 505	187, 571	29, 091
27	(2015)	1, 896, 341	1, 611, 726	68, 744	186, 294	29, 577

注 1 年度間累計の額である。

標準報酬月額(年度間累計)の推移

	年月	度	厚生年金計	第1号 (民間被用者)	旧三共済	旧農林年金	第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
		(西曆)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成	7	(1995)	1, 490, 326	1, 215, 248	23, 136	16, 873	50, 431	168, 207	16, 431
	8	(1996)	1, 515, 977	1, 235, 867	23, 431	16, 986	51, 314	171, 635	16, 745
	9	(1997)	1,541,603	1, 28	1, 286	16, 898	51, 893	174, 521	17, 004
	10	(1998)	1, 535, 358	1, 272	2, 631	16, 787	52, 368	176, 293	17, 279
	11	(1999)	1, 512, 606	1, 247	7, 826	16, 714	52, 854	177, 712	17, 500
	12	(2000)	1, 505, 781	1, 240	0, 660	16, 598	54, 319	176, 426	17, 777
	13	(2001)	1, 497, 374	1, 23	1, 930	16, 410	54, 583	176, 435	18, 016
	14	(2002)	1, 482, 247		1, 233, 692		54, 065	175, 486	19, 005
	15	(2003)	1, 462, 950		1, 219, 199		52,860	171, 616	19, 275
	16	(2004)	1, 467, 412		1, 226, 226		52, 582	169, 031	19, 572
	17	(2005)	1, 482, 266		1, 242, 451		52, 733	167, 237	19, 845
	18	(2006)	1, 503, 546		1, 266, 562		52, 631	164, 165	20, 189
	19	(2007)	1, 528, 412		1, 295, 378		52, 262	160, 286	20, 486
	20	(2008)	1, 539, 977		1, 311, 201		52, 350	155, 580	20, 846
	21	(2009)	1, 496, 450		1, 271, 939		51, 945	151, 471	21, 094
	22	(2010)	1, 487, 561		1, 266, 338		51, 392	148, 500	21, 331
	23	(2011)	1, 489, 947		1, 269, 651		51, 920	146, 776	21,600
	24	(2012)	1, 496, 689		1, 279, 299		50, 615	144, 936	21, 839
	25	(2013)	1, 507, 872		1, 295, 735		50,084	139, 944	22, 109
	26	(2014)	1, 543, 326		1, 325, 322		51,656	143, 820	22, 528
	27	(2015)	1, 577, 438		1, 359, 708		52, 672	142, 133	22, 925

注 2 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の 総額である。

注1 年度間累計の額である。 注2 第1号(民間被用者)の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。 注3 第3号(地方公務員)は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

(2) 公的年金各制度の受給権者数等の推移

受給権者数の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和 40 (1965)	1 925	191	6	73	101	3	70
45 (1970)	1, 235	241	24	155	275	8	177
50 (1975)	2, 449	300	54	257	469	18	3, 119
51 (1976)	2, 894	312	62 70	277	523 573	23	3,877
52 (1977)	3, 391	327		298	573	28	4,505
53 (1978)	3, 881	345	78	323	622	32	5, 124
54 (1979)	4, 334	366	87 95	347	679 737	37	5, 691
55 (1980)	4,773	388		372		42	6, 256
56 (1981)	5, 255	415	106	398	802	47	6,778
57 (1982)	5, 745	444	116	422	874	53	7, 304
58 (1983)	6, 256	477	128	449	944	58	7,831
59 (1984)	6, 797	505	140	476	1, 016	63	8, 316
60 (1985)	7, 384	565 E01	152	511	1, 092	69 76	8,837
61 (1986)	8, 003 8, 642	581	163 172	542 572	1, 153	84	9,956
62 (1987)	,	610		573	1, 213	90	10, 357
63 (1988)	9, 279	611	183	605	1, 284	97	10, 692
平成 元 (1989)	9, 919	620 629	194	636 663	1, 351 1, 415		11, 042
2 (1990)	10, 519	630	205 216	685		116 124	11, 362 12, 028
3 (1991)	11, 092	632	210	707	1, 480	132	, and the second
4 (1992) 5 (1993)	11, 803	632	238	707 726	1, 542		12,759
	12, 535				1,600	140	13, 559
6 (1994)	13, 273	635 638	251	746 778	1,654	148	14, 312
7 (1995)	14, 448	636	266 278	794	1, 747	173	15, 152
8 (1996)	15, 239 16,		278		1, 793	185	16,010
9 (1997) 10 (1998)	17,		303	810 823	1, 848 1, 898	193 203	16, 987 17, 871
10 (1998)	18,		315	835	1, 942	213	18, 795
12 (2000)	19,		331	862	1, 942	213	19, 737
13 (2001)	20,		348	883	2, 049	235	20, 669
14 (2002)	20,	21, 980	340	906	2, 109	246	21, 653
15 (2003)		23, 148		933	2, 103 2, 174	258	22, 544
16 (2004)		24, 233		962	2, 240	271	23, 431
17 (2005)		25, 110		984	2, 240	281	24, 393
18 (2006)		26, 155		1,009	2, 345	293	25, 420
19 (2007)		27, 502		1, 046	2, 436	309	26, 387
20 (2008)		29, 072		1, 040	2, 543	329	27, 433
20 (2008)		30, 581		1, 139	2, 645	348	28, 286
21 (2009) 22 (2010)		31, 982		1, 139 1, 178	2, 742	370	28, 857
23 (2011)		33, 034		1, 210	2, 830	389	29, 649
24 (2012)		34, 053		1, 243	2, 830	409	30, 853
24 (2012) 25 (2013)		34, 555		1, 245	2, 919 2, 919	409	31, 964
26 (2014)		35, 258		1, 243	2, 919 2, 981	440	32, 997
26 (2014)		35, 256 35, 999				440	
	さ (日木鉄道 日			1,280 - 土 溶組合) け コ	3, 055	I.	33, 832

旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注 4

注 5

旧厚生年金の平成8 (1996) 年度以前には旧三共済を含まず、平成13 (2001) 年度以前には旧農林年金を含まない。 旧三共済の受給権者数には船員給付及び公務災害給付が含まれている。このため、本文の図表2-2-2の値とは一致しない。 国共済、地共済及び私学共済の平成27 (2015) 年度は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。 注 6

受給権者数 (老齢・退年相当) の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人 203	_{千人} 133	千人 3	千人 54	千人 82	千人 2	千人
昭和 40 (1965) 45 (1970)	534	170	18	120	228	4	
50 (1975)	1,056	212	38	201	373	6	2, 731
51 (1976)	1, 262	220	43	216	414	7	3, 395
52 (1977)	1, 468	232	47	232	449	8	3, 920
53 (1978)	1, 676	246	51	250	484	9	4, 426
54 (1979)	1, 874	263	56	269	526	10	4, 912
55 (1980)	2, 063	281	60	287	568	10	5, 324
56 (1981)	2, 279	305	66	307	616	11	5, 671
57 (1982)	2, 508	330	72	325	671	13	5, 994
58 (1983)	2, 787	359	79	345	722	14	6, 305
59 (1984)	3, 047	383	85	365	776	15	6, 570
60 (1985)	3, 342	437	92	391	830	17	6, 846
61 (1986)	3, 651	448	97	414	872	19	7,052
62 (1987)	3, 938	467	100	436	916	20	7, 246
63 (1988)	4, 222	469	105	459	959	22	7,410
平成 元 (1989)	4, 507	472	109	481	1,004	24	7,577
2 (1990)	4, 760	477	112	498	1, 045	29	7,726
3 (1991)	4, 993	473	116	511	1, 087	31	8, 330
4 (1992)	5, 293	470	120	524	1, 127	33	9,039
5 (1993)	5, 598	465	123	534	1, 164	36	9,822
6 (1994)	5, 921	462	128	543	1, 197	38	10, 568
7 (1995)	6, 592	459	133	565	1, 266	49	11,400
8 (1996)	6, 933	453	136	570	1, 290	54	12, 276
9 (1997)	7,8	322	140	576	1, 322	57	13, 276
10 (1998)	8, 2	217	144	579	1, 349	60	14, 186
11 (1999)	8, 5	580	147	580	1, 372	64	15, 090
12 (2000)	9, 0)14	151	592	1, 394	68	16, 061
13 (2001)	9, 4	186	157	601	1, 434	72	17,030
14 (2002)		10, 145		610	1, 471	77	18, 053
15 (2003)		10, 690		620	1, 511	81	18, 985
16 (2004)		11, 167		629	1, 552	86	19, 915
17 (2005)		11, 523		633	1, 578	89	20, 929
18 (2006)		11, 984		639	1,610	94	22,007
19 (2007)		12, 596		653	1,673	99	23, 031
20 (2008)		13, 236		668	1, 746	105	24, 111
21 (2009)		13, 854		682	1, 818	111	25, 015
22 (2010)		14, 413		691	1, 882	116	25, 642
23 (2011)		14, 840		698	1, 939	120	26, 504
24 (2012)		15, 233		705	1, 991	125	27, 782
25 (2013)		15, 230		694	1, 978	126	28, 968
26 (2014)		15, 422		691	2, 012	129	30, 069
27 (2015) 注 1 旧三生》		15,684 木雷信雷話及び日		692	2, 054	133	30, 964

注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

在 3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。 注 5 私学共済の老齢・退年相当受給権者数には恩財年金を含む。 注 6 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

受給者数の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	13, 621	•••	258	• • •	1, 680	158	14, 751
8 (1996)	14, 324	•••	270		1, 729	168	15,611
9 (1997)	15,	778	283		1, 783	177	16, 585
10 (1998)	16,	503	294	•••	1,833	186	17, 469
11 (1999)	17,	233	305	811	1,875	196	18, 362
12 (2000)	18,	074	320	837	1,913	207	19, 304
13 (2001)	19,	005	336	857	1, 970	217	20, 238
14 (2002)		20, 315		879	2,029	222	21, 222
15 (2003)		21, 369		906	2,088	234	22, 111
16 (2004)		22, 334		933	2, 152	247	22, 997
17 (2005)		23, 156		956	2, 206	259	23, 954
18 (2006)		24, 043		980	2, 253	273	24, 968
19 (2007)		25, 226		1,016	2, 325	287	25, 925
20 (2008)		26,684		1,059	2, 426	305	26, 949
21 (2009)		28, 141		1, 105	2, 520	323	27, 787
22 (2010)		29, 433		1, 144	2,613	345	28, 343
23 (2011)		30, 479		1, 174	2, 700	363	29, 122
24 (2012)		31, 535		1, 206	2, 783	384	30, 305
25 (2013)		32, 164		1, 215	2, 826	401	31, 397
26 (2014)		32, 932		1, 232	2, 882	421	32, 409
27 (2015)		33, 703		1, 253	2, 945	449	33, 229

- 受給者数(受給権者のうち、年金が全額支給停止されている者を除く人数)の推移である。 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。
- 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。
- 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。 注 4
- 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者数と被用者年金一元化後の厚生年 注 5 金の受給者数の合計である。

受給権者の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	183, 438	16, 845	40,053	1, 922	242, 258	79, 731	321, 989
8 (1996)	189, 722	16, 935	40, 437	2,043	249, 137	86, 324	335, 461
9 (1997)	197, 655	17,013	41,059	2, 117	257, 845	93, 767	351,612
10 (1998)	207, 943	17, 290	42, 287	2, 232	269, 753	102, 532	372, 285
11 (1999)	216, 023	17, 331	42,901	2,327	278, 583	110, 700	389, 282
12 (2000)	223, 292	17, 557	43, 257	2,432	286, 539	118, 360	404, 898
13 (2001)	228, 204	17, 534	43, 789	2, 497	292, 025	125, 830	417, 854
14 (2002)	239, 806	17,656	44, 435	2,587	304, 484	133, 598	438, 082
15 (2003)	246, 729	17,690	44,892	2,675	311, 987	139, 433	451, 420
16 (2004)	249, 103	17, 588	45,006	2,729	314, 428	145, 923	460, 351
17 (2005)	253, 435	17,621	45, 471	2,803	319, 330	153, 501	472, 831
18 (2006)	256, 032	17, 634	45, 785	2,888	322, 340	161,000	483, 339
19 (2007)	258, 382	17, 588	46, 177	2,946	325, 093	168, 545	493, 638
20 (2008)	264, 550	17, 725	47, 179	3,035	332, 490	176, 689	509, 179
21 (2009)	270, 481	17, 919	48, 274	3, 142	339, 816	183, 568	523, 385
22 (2010)	274, 359	17,852	48,727	3, 208	344, 146	188, 595	532, 741
23 (2011)	278, 741	17, 876	49, 478	3, 292	349, 387	194, 491	543, 878
24 (2012)	279, 061	17, 865	49,950	3, 372	350, 248	203, 362	553, 610
25 (2013)	269, 809	16, 801	46,856	3, 309	336, 775	210,072	546, 847
26 (2014)	268, 547	16, 613	46,857	3, 365	335, 382	216, 663	552, 046
27 (2015)	270, 460	16, 638	47, 570	3, 497	338, 165	225, 500	563, 665

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
- 注2 旧農林年金 (農林漁業団体職員共済組合) は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。
- 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。 注 4
- 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被 用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

平均年金額(老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含む)の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 7 (1995)	171, 478	216, 304	232, 691	218, 302	44, 656
8 (1996)	171, 793	216, 147	232, 008	218, 014	45, 851
9 (1997)	172, 168	215, 781	231, 810	217, 599	46, 982
10 (1998)	174, 906	219, 176	234, 638	220, 922	48, 828
11 (1999)	176, 161	220, 062	235, 604	221,772	50, 047
12 (2000)	175, 865	219, 605	234, 931	221, 343	50, 918
13 (2001)	172, 795	217, 058	232, 333	216, 495	51, 622
14 (2002)	171,892	216, 062	230, 953	215, 017	52, 233
15 (2003)	169, 658	213, 447	227, 775	212, 121	52, 261
16 (2004)	165, 446	209, 288	223, 064	207, 096	52, 514
17 (2005)	165, 083	209, 025	222, 659	207, 494	52, 963
18 (2006)	162, 772	207, 965	220, 875	206, 467	53, 202
19 (2007)	158, 104	203, 697	215, 310	200, 803	53, 552
20 (2008)	155, 766	200, 860	212, 228	197, 468	53, 936
21 (2009)	153, 809	199, 392	209, 745	195, 534	54, 258
22 (2010)	150, 406	195, 812	204, 688	191,642	54, 529
23 (2011)	149, 687	194, 782	202, 718	190, 636	54, 612
24 (2012)	148, 422	193, 921	201, 161	190, 490	54, 783
25 (2013)	145, 596	186, 842	192, 607	188, 205	54, 544
26 (2014)	144, 886	186, 052	191, 237	187, 961	54, 414
27 (2015)	145, 305	187, 220	192, 004	189, 549	55, 157

注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月 に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含むが、旧三共済に係る基礎年金額を含まない。

注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

平均年金額(老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含まない)の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
(西暦)	円	円	円	円
平成 7 (1995)	155, 814	206, 265	221, 687	202, 671
8 (1996)	153, 534	203, 724	218, 158	199, 788
9 (1997)	153, 578	200, 846	214, 859	196, 547
10 (1998)	153, 523	201, 242	215, 515	196, 978
11 (1999)	152, 207	199, 261	213, 615	195, 315
12 (2000)	149, 564	196, 201	210, 629	192, 790
13 (2001)	144, 584	191, 367	206, 105	186, 302
14 (2002)	142,017	188, 413	202, 839	183, 529
15 (2003)	138, 832	184, 669	198, 664	180, 122
16 (2004)	133, 374	179,067	192, 706	174, 090
17 (2005)	131, 132	176, 827	190, 441	172, 474
18 (2006)	127, 147	174, 100	187, 034	169, 826
19 (2007)	121, 361	168, 702	180, 622	163, 446
20 (2008)	117, 934	164, 784	176, 538	159, 289
21 (2009)	115, 293	162, 325	173, 490	156, 894
22 (2010)	111,656	158, 062	168, 480	152, 827
23 (2011)	110,041	155, 871	165, 966	151, 035
24 (2012)	107, 123	153, 144	162, 917	149, 183
25 (2013)	102, 087	143, 745	151, 896	144, 339
26 (2014)	99, 862	141, 373	149, 031	142,629
27 (2015)	98, 541	140,835	147, 961	142, 442

注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、 平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に旧厚生 年金に統合された。

注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まない。

注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の 退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の 平均である。

受給権者(老齢・退年相当)の平均加入期間の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	月	月	月	月	月
平成 7 (1995)	347	410	405	353	241
8 (1996)	350	410	405	355	251
9 (1997)	354	411	407	357	260
10 (1998)	357	412	408	360	268
11 (1999)	360	414	408	362	276
12 (2000)	364	413	410	366	284
13 (2001)	367	416	410	368	292
14 (2002)	371	417	411	371	300
15 (2003)	374	418	413	374	307
16 (2004)	377	419	414	376	314
17 (2005)	380	420	415	378	322
18 (2006)	382	421	416	381	329
19 (2007)	385	422	418	382	336
20 (2008)	388	423	419	384	342
21 (2009)	391	424	420	385	348
22 (2010)	394	425	421	387	353
23 (2011)	396	425	422	389	358
24 (2012)	399	426	423	390	363
25 (2013)	401	427	424	392	369
26 (2014)	403	427	425	395	373
27 (2015)	405	428	426	396	377

注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月 に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金 (農林漁業団体職員共済組合) は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。

注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(3) 公的年金各制度の収支項目等の推移

公的年金の保険料収入

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	278, 362	11,055	29, 646	3,864	322, 926	15, 139	338, 065
		(5, 988)	(15, 992)	(1,976)			

- 注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注2 国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経 理の保険料収入を加えたものである。
- 注3 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の保険料収入である。

共済組合等の職域加算部分等を含む保険料収入の推移

年	度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	(1995)	186, 933	4, 209	3, 153	9, 066	27, 437	2,066	232, 864	18, 251	251, 116
8	(1996)	193, 706	4, 352	3, 213	9, 454	28, 391	2, 127	241, 242	19, 209	260, 451
9	(1997)	206,	832	3, 345	9, 816	29, 712	2, 238	251, 943	19, 453	271, 397
10	(1998)	206,	151	3, 334	9, 881	30, 035	2, 281	251, 682	19, 716	271, 398
11	(1999)	202,	099	3, 317	9, 957	30, 218	2, 315	247, 906	20, 025	267, 931
12	(2000)	200,	512	3, 289	10, 206	29, 882	2, 351	246, 240	19, 678	265, 919
13	(2001)	199,	360	3, 249	10, 252	29, 857	2, 384	245, 102	19, 538	264, 640
14	(2002)		202, 034		10, 130	29, 656	2, 508	244, 597	18, 958	263, 555
15	(2003)		192, 425		10, 231	29, 677	2,658	234, 991	19, 627	254, 618
16	(2004)		194, 537		10, 218	29, 735	2,680	237, 171	19, 354	256, 525
17	(2005)		200, 584		10, 290	30, 099	2, 789	243, 762	19, 480	263, 242
18	(2006)		209, 835		10, 333	30, 312	2,918	253, 397	19, 038	272, 435
19	(2007)		219, 691		10, 350	30, 358	3, 049	263, 448	18, 582	282, 029
20	(2008)		226, 905		10, 432	30, 188	3, 190	270, 716	17, 470	288, 186
21	(2009)		222, 409		10, 327	29, 499	3, 299	265, 534	16, 950	282, 483
22	(2010)		227, 252		10, 298	29, 167	3, 419	270, 137	16, 717	286, 854
23	(2011)		234, 699		10, 535	29, 429	3, 549	278, 212	15, 807	294, 019
24	(2012)		241, 549		10, 384	29, 787	3, 675	285, 395	16, 124	301, 519
25	(2013)		250, 472		10, 552	29, 524	3, 813	294, 361	16, 178	310, 539
26	(2014)		263, 196		11, 263	30, 961	3, 966	309, 386	16, 255	325, 640
27	(2015)		278, 362		11, 595	31, 321	4, 026	325, 304	15, 139	340, 442

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
- 注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
- 注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注4 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注5 平成14(2002)、平成15(2003)年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の合 計と一致しない。
- 注6 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

保険料(率)の推移

昭和 29 (195 30 (195 31 (195 32 (195 33 (195 34 (195 35 (196 36 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196 42 (196	54) 55) 56) 57) 58) 59)	厚生年 (一般 30		日本	:鉄道	旧 三 日本電	共 済信電話	ロオたト		旧農村	*在会		共済 組合員)		共済 且合員)	私学	共済	国民年金
昭和 29 (195 30 (195 31 (195 32 (195 33 (195 34 (195 35 (196 37 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196	54) 55) 56) 57) 58) 59)	(一般	男子) ‰	日本	:鉄道	I		ロオたト		旧農村	*年全					私学	共済	国民年金
昭和 29 (195 30 (195 31 (195 32 (195 33 (195 34 (195 35 (196 37 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196	54) 55) 56) 57) 58) 59)		‰	日本	鉄道 ‰	I		ロオたト	-0 1	旧農村	★在全	(一般系	組合員)	(一般)	11台員)	12. 3		J
昭和 29 (195 30 (195 31 (195 32 (195 33 (195 34 (195 35 (196 37 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196	54) 55) 56) 57) 58) 59)	30	(29. 5)	日本	- 軟大1旦 %。	口平电	1 年 日 日 电 印 电 加 %。		日本たばこ産業		旧農林年金		(AXILL D Q/		(//X//// ()//			
昭和 29 (195 30 (195 31 (195 32 (195 33 (195 34 (195 35 (196 37 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196	54) 55) 56) 57) 58) 59)	30	(29. 5)		700		9'	日本だい	よこ生来		O/		9/		ov.		ov.	
30 (195 31 (195 32 (195 33 (195 34 (195 35 (196 36 (196 37 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196	55) 56) 57) 58) 59)		23. 07		•	l .	700		700		, 700		. 700		700	62 (1)	70 (4)	
31 (195 32 (195 33 (195 34 (195 35 (196 36 (196 37 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196	56) 57) 58) 59)						-		-								(30. 4)	
33 (195 34 (195 35 (196 36 (196 37 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196	58) 59) 60)			71. 6	(31. 7)	68. 6	(31.7)	68. 4	(31. 7)		•		•		•			•
34 (195 35 (196 36 (196 37 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196	59) 60)	1			1		1		1							ĺ		
35 (196 36 (196 37 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196	60)															i		
36 (196 37 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196			ļ							78	(34. 1)	70.4	(34.10)			ı		
37 (196 38 (196 39 (196 40 (196 41 (196	61)	35	(35. 5)													ı		(35歳未満)(35歳以上)
38 (196 39 (196 40 (196 41 (196															•	Į	,	100 150 (36. 4)
39 (196 40 (196 41 (196	62)													70.4	(37. 12)	68	(37. 1)	
40 (196 41 (196	63)				\downarrow	1	l	1	l	1	l				l			
41 (196	64)	1	ļ	67.4	(39.10)	65.4	(39.10)	65. 2	(39.10)	96	(39.10)			67.2	(39.10)	1	ļ	
	65)	55	(40. 5)		ļ	Į	l	ļ	l							74	(40. 7)	
42 (196	66)			79. 2	(41. 4)	75. 2	(41. 4)	75. 8	(41. 4)	I					l			↓ ↓
1														72	(42. 12)			200 250 (42. 1)
43 (196		,																↓ ↓
44 (196	69)	62	(44. 11)															250 300 (44. 1)
45 (197	70)		,		ļ													450 (45. 7)
46 (197	71)		(46. 11)	82. 4	(46. 4)													↓
47 (197		ļ	· .															550 (47. 7)
48 (197		76	(48. 11)										1					↓
49 (197												74. 4	(49. 10)		l, ,	1	,	900 (49. 1)
50 (197			(54 0)		↓ 		/=		/=		/			75. 2	(50. 1)	80	(50. 8)	1,100 (50. 1)
51 (197		91	(51. 8)		(51. 4)	78.4	(51. 4)	79.0	(51. 4)	98	(51. 4)		1		l i			1,400 (51. 4)
52 (197				100.0	*								1		l	٠,	(50 0)	2, 200 (52. 4)
53 (197					(53. 4)							00.4	(F4 10)		l I		(53. 6)	2,730 (53. 4)
54 (197 55 (198		106	(EE 10)		•	77 6	(EE 1)	70.0	(EE 1)			82. 4	(54. 10)	02.0	(EE 1)		(54. 4)	3,300 (54. 4)
56 (198		100	(55. 10)	102. 4	(55. 1) (56. 4)	·····	(55. 1) (56. 4)		(55. 1) (56. 4)	100	(56. 4)			03.4	(55. 1)	102	(55. 7)	3, 770 (55. 4) 4, 500 (56. 4)
57 (198					(57. 4)	04.2	(50. 4)	34.4	(50. 4)	109	(50. 4)		1		l I	'i		5, 220 (57. 4)
58 (198					(58. 10)								i.		l I.	ľ		5,830 (58. 4)
59 (198					(59. 10)	107.8	(59. 10)	132. 7	(59.10)			114	(59. 12)	110.4	(59. 12)	l		6, 220 (59. 4)
60 (198		124	(60. 10)							j	į					li		6,740 (60. 4)
61 (198					<u>.</u>		<u></u>		<u></u>	134	(61. 4)					i		7, 100 (61. 4)
62 (198	87)	ĺ			İ	ĺ		ĺ					İ			ĺ		7,400 (62. 4)
63 (198	88)						l		l				1		l	i		7,700 (63. 4)
平成 元 (198	89)	1	ļ.		ļ	140.2	(元.10)	170.7	(元.10)	1	l	152	(元.10)	140.8	(元.12)	J	ļ	8,000 (元. 4)
2 (199	90)	143	(2. 1)	188. 9	(2. 4)					163	(2. 4)					118	(2. 4)	8,400 (2. 4)
3 (199	91)	145	(3. 1)	190. 9	(3. 1)													9,000 (3.4)
4 (199	92)																	9,700 (4.4)
5 (199	93)		ļ l			1	l	1	l	I		ļ	\downarrow		l			10,500 (5.4)
6 (199		165	(6.11)		ļ	162.6	(6. 12)	190. 7	(6.12)	1	ļ	174. 4	(6.12)	158.4	(6.12)	1	ļ	11, 100 (6. 4)
7 (199					(7. 4)		Į , , ,		l .	185. 4	1 (7. 4)		1		, , , ,	128	(7. 4)	11,700 (7. 4)
8 (199			(8. 10)	200. 9	(8.10)		(8. 10)		(8.10)	10.	\ \ \ \	183. 9	(8. 10)	165.6	(8. 12)	1	(0	12,300 (8. 4)
9 (199					l I	173.5	(9. 4)			194. 9	9 (9. 4)		[[l I	133	(9. 4)	12,800 (9. 4)
10 (199 11 (199					I I						 		I I		l I			13, 300 (10. 4)
12 (200					l I						 		1		 			
13 (200					<u> </u>		l		l				1		l			
14 (200					l I								1		l I			
15 (200		135 9	(15. 4)	156 0	(15. 4)	135 9	(15. 4)	155.5	(15. 4)	159 9	(15. 4)	1/12 0	(15. 4)	120 6	(15. 4)	104.6	(15 4)	
16 (200			(16. 10)	100.9	(10. 4)		(16. 10)	100.0	(10. 4)		(16. 10)		(16. 10)		(16. 10)	104.0	(10. 4)	
17 (200			(16. 10)		ı İ		(16. 10)				(16. 10)		(16. 10)		(16. 10)	108.14	(17 4)	13,580 (17. 4)
18 (200			(17. 9)		<u> </u>	·····	(17. 9)			~~~~~	(17. 9)	 	(17. 9)		(17. 9)			13, 860 (18. 4)
19 (200			(10. 9)				(19. 9)				(19. 9)		(19. 9)		(19. 9)			14, 100 (19. 4)
20 (200			(20. 9)		i I		(20. 9)				(20. 9)		(20. 9)		(20. 9)			14, 410 (20. 4)
20 (200	/	100.00			Į	100.00			Į		(20. 10)		↓ ↓	110.00		110.10		11, 110 (20. 1) ↓
21 (200	09)	•	· I	· · · · ·	<u> </u>	157.04				250.00	(_ /. 10/	`	151. 54			1	(21. 4)	14,660 (21. 4)
22 (201						160.58							155. 08				(22. 4)	15, 100 (22. 4)
23 (201						164.12							158.62				(23. 4)	15, 020 (23. 4)
24 (201						167.66	(24. 9)						162. 16				(24. 4)	14, 980 (24. 4)
25 (201						171.20							165.70			136. 46		15,040 (25. 4)
26 (201						174.74	(26.9)						169. 24	(26. 9)			(26. 4)	15, 250 (26. 4)
27 (201	15)					178.28	(27.9)						172. 78	(27. 9)		143.54	(27. 4)	15,590 (27. 4)

注1 ()内は改定年月である。

注2 被用者年金各制度の平成14(2002)年度までの保険料率は標準報酬ベースの数値であり、共済については本人負担分の2倍とした。 平成15(2003)年度以降は総報酬ベースの数値であり、共済については本人負担分の2倍とした。

注3 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に厚生年金保険に統合された。

注4 旧農林年金 (農林漁業団体職員共済組合) は平成14(2002)年4月に厚生年金保険に統合された。

注 5 厚生年金勘定の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は平成27(2015)年9月時点で179.36‰である。

注6 私学共済については、被用者年金一元化後の厚生年金勘定・職域年金経理の積立金を保険料の軽減に充てることが可能となっている。平成27(2015)年10月から28(2016) 年3月までの間は、14.354%から0.797ポイントを軽減した率(軽減保険料率)となっている。

公的年金の国庫・公経済負担

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西曆)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	92, 264	3,007	7, 465	1, 214	103, 949	18, 094	122, 043
		(1, 429)	(3,778)	(594)			

- 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。 注 1
- 国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の国庫・公経済負担のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金 注 2 保険経理の国庫・公経済負担を加えたものである。
- 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の国庫・ 公経済負担である。

共済組合等の職域加算部分等を含む国庫・公経済負担の推移

年	度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	(1995)	28, 295	688	525	988	2, 602	294	33, 393	11, 846	45, 238
8	(1996)	25, 169	700	539	1,055	2, 786	318	30, 568	14, 679	45, 247
9	(1997)	27,	115	530	1,095	2, 868	327	31, 936	13, 322	45, 258
10	(1998)	28,	302	523	1, 166	2, 896	344	33, 231	13, 265	46, 496
11	(1999)	36,	356	539	1, 219	3, 043	368	41, 525	13, 227	54, 752
12	(2000)	37,	209	580	1, 315	3, 346	404	42, 853	13, 637	56, 489
13	(2001)	38,	164	600	1,348	3, 506	415	44, 032	14, 307	58, 340
14	(2002)		40,036		1, 372	3, 440	429	45, 416	14, 565	59, 982
15	(2003)		41,045		1, 433	3, 302	452	46, 264	14, 963	61, 227
16	(2004)		42,792		1,525	3, 795	499	48, 619	15, 219	63, 838
17	(2005)		45, 394		1,589	3, 828	537	51, 348	17,020	68, 368
18	3 (2006)		48, 285		1,622	3, 958	557	54, 423	17, 971	72, 394
19	(2007)		51,659		1,720	4, 427	605	58, 411	18, 436	76, 847
20	(2008)		54, 323		1,747	4,630	637	61, 337	18, 558	79, 895
21	(2009)		77, 983		2, 464	6, 368	925	87, 739	20, 554	108, 293
22	(2010)		84, 326		2, 702	6,630	1,030	94, 687	16, 898	111, 586
23	(2011)		84, 992		2,903	7, 312	1,097	96, 304	18, 660	114, 963
24	(2012)		80, 583		2,836	6,871	1,048	91, 339	21, 938	113, 276
25			83, 058		2, 796	6, 572	1,059	93, 485	21, 119	114, 605
26			87, 690		2, 847	7, 147	1, 140	98, 824	19, 283	118, 107
27			92, 264		3, 014	7, 496	1, 215	103, 989	18, 094	122, 083

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

- 注2 旧農林年金 (農林漁業団体職員共済組合) は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。 注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。 注4 平成14(2002)~平成16(2004)年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値 の和と一致しない。
- 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

追加費用の推移

h	手度	u .		厚生年金相当部分		職力	或加算部分等を含	tr
- 4	+ B	Ł	国共済	地共済	計	国共済	地共済	#
		(西暦)				億円	億円	億円
平成 7	7	(1995)				6,060	15, 559	21, 619
8	3	(1996)				5, 758	16, 009	21,766
9	9	(1997)				5, 894	16, 059	21,953
10	0	(1998)				6,062	15, 745	21,808
1	1	(1999)				5, 807	15, 271	21,078
1:	2	(2000)				5,612	14, 756	20, 368
13	3	(2001)				5, 400	14, 572	19, 972
1	4	(2002)				5, 326	14, 139	19, 465
15	5	(2003)				5, 187	13, 352	18, 539
16	6	(2004)				4, 918	12, 465	17, 383
11	7	(2005)				4,702	11, 896	16, 599
18	8	(2006)				4, 569	11, 344	15, 914
19	9	(2007)				4, 294	10, 794	15,088
20	0	(2008)				3, 538	9, 445	12,982
2	1	(2009)				3, 357	9,658	13,015
22	2	(2010)				4, 265	11, 611	15, 875
23	3	(2011)				4,077	11,065	15, 143
24	4	(2012)				3, 360	8,778	12, 138
2	5	(2013)				2, 982	7, 391	10, 373
20	6	(2014)				2,605	6, 468	9,073
2	7	(2015)	2, 228	2, 326	4, 554	2, 394	5, 125	7, 519
			(1, 107)	(14)	(1, 121)		•	

注 平成27(2015)年度の厚生年金相当部分の額は、長期経理の追加費用のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の追加費用を加えたものである。また、()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の追加費用である。

公的年金の運用収入(時価ベース)

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民	年金	公的年金
平及	序生中並剛足	国共併	地大併	似于大併	序生平並訂	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	△50, 081	131	△3, 676	△602	△54, 228	$\triangle 3,417$	51	△57, 594
		(1, 320)	(1, 178)	(△161)	$(\triangle 47, 744)$			

- 注 1
- 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。 厚生年金勘定の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の運用収入に年金特別会計で管理する積立金の運用収入を加えたも 注 2 のである。
- 国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の運用収入(時価ベース)のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用収入(時価ベース)を加えたものである。 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の運用収入である。 注3
- 国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用収入である。 注 5

共済組合等の職域加算部分等を含む運用収入(時価ベース)の推移

for the	原业化入地点	10 # +b /c ^	B # *	Into Att. Note	7,24,14	被用者	国民	年金	公的年金
年度	厚生年金勘定	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	年金計	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体
(西曆)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 13 (2001)	26, 541		1, 341				1, 246	209	
14 (2002)	2, 73	31	1, 757		△90		△371	175	
15 (2003)	64, 23	32	3, 282	16, 995	809	85, 318	4, 482	79	89, 879
16 (2004)	36, 9	34	2, 291	12, 200	1, 103	52, 527	2,654	83	55, 264
17 (2005)	91, 89	93	4, 647	32, 363	1,903	130, 806	6, 451	83	137, 340
18 (2006)	42, 79	90	2, 503	13, 769	1, 416	60, 478	2, 879	115	63, 472
19 (2007)	△48, 70	05	△479	△14, 259	△1, 237	△64, 679	△3, 073	169	△67, 583
20 (2008)	△87, 28	52	△3, 356	△26, 799	△2, 572	△119, 979	△5, 924	172	△125, 731
21 (2009)	86, 2	58	4, 385	24, 130	2, 542	117, 316	5, 296	126	122, 737
22 (2010)	△3, 00	69	979	△145	52	△2, 183	△194	93	△2, 284
23 (2011)	24, 20	01	1, 617	8, 143	606	34, 568	1,662	108	36, 338
24 (2012)	104, 70	07	3, 844	31, 611	3, 050	143, 212	7, 293	106	150,610
25 (2013)	95, 3	29	3, 428	27, 480	2, 638	128, 874	6, 622	97	135, 594
26 (2014)	142, 70	62	5, 483	38, 060	3, 413	189, 718	9, 865	95	199, 678
27 (2015)	△50, 08	81	235	△7,888	△872	△58, 606	△3, 417	51	△61,972

- 注 2
- 注 4
- 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2022)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 厚生年金勘定の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。
 厚生年金勘定の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。
 厚生年金勘定・国民年金勘定の時価ペースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人(17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金)における当年度の時価ペースの運用収入を加えたものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ペースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への核分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 平成26(2014)年度までの国共済、地共済、私学共済の時価ペースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して指計したものである。なお、国共済の時価ペースの運用収入は、平成10(1998)年度が 2,542億円、平成11(1999)年度が 3,147億円、平成12(2000)年度が 1,678億円である。
 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、長期経理及び経過的長期経理の運用収入を含む。ここで、国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用収入である。 注.5
- 注 6

共済組合等の職域加算部分等を含む運用収入(簿価ベース)の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者	国民	年金	公的年金
年度	厚生平金剛足	旧二共併	中展外平金	国共併	地共資	似子共讲	年金計	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体
(西曆)	(億円	億円	億円	億円	億円	億円	(億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	55, 268	1,067	875	3, 463	11, 543	1, 056	73, 273	3, 184	767	77, 223
8 (1996)	56, 061	1,693	781	3, 505	10,910	985	73, 935	3, 296	700	77, 931
9 (1997)	55, 637		774	3, 289	11,009	996	71, 706	3, 405	616	75, 726
10 (1998)	52, 164		715	2, 728	10, 535	989	67, 131	3, 368	385	70, 884
11 (1999)	47,	286	676	2,666	12, 109	1,013	63, 750	3, 236	386	67, 372
12 (2000)	43,067		698	2, 499	9, 328	875	56, 466	2, 828	304	59, 598
13 (2001)	38, 607		507	2, 104	7, 872	783	49, 873	2, 263	209	52, 345
14 (2002)	31, 071			2, 169	6,870	667	40, 777	1, 897	175	42, 848
15 (2003)		22, 884		2, 358	7,000	670	32, 912	1, 523	79	34, 513
16 (2004)		16, 125		2, 109	7, 534	738	26, 506	1, 044	83	27,632
17 (2005)		18, 298		2, 423	13,604	1, 359	35, 684	1, 357	83	37, 124
18 (2006)		25, 708		2,607	15, 645	1, 250	45, 209	1, 965	115	47, 289
19 (2007)		16, 582		2, 789	11,966	873	32, 211	1, 113	169	33, 492
20 (2008)		17, 682		1,712	5, 242	513	25, 149	1, 093	172	26, 414
21 (2009)		50		1,508	5,014	440	7,013	3	126	7, 142
22 (2010)		2, 518		1,695	4,717	428	9, 358	3	93	9, 455
23 (2011)		1, 403		1, 534	3, 969	405	7, 310	15	108	7, 434
24 (2012)	5, 965		1,635	3,776	792	12, 168	343	106	12,617	
25 (2013)	19, 396		1,844	12, 445	1,816	35, 502	1, 733	97	37, 332	
26 (2014)	30, 008			2, 262	14, 684	1, 282	48, 236	2, 710	95	51,041
27 (2015)	3			2, 192	15, 178	1, 419	18, 793	2, 750	51	21,593

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 旧農林年金(農林漁裏団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注4 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。
 注5 平成17(2005)年度以降の厚生年金勘定・国民年金の簿価ペースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17(2005)年度は年金資金運用基金納付金)を加えたものを計上している。
 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、長期経理及び経過的長期経理の運用収入を含む。

運用利回りの推移

April miles			旧三共済		In the 41 to 6		. 144		- Nation		. II. We	国民年金
年度	厚生年金勘定	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業	旧農林年金	国共	済	地共	済	私学	共済	(国民年金勘定)
昭和 40 (1965)	<6. 37>	<6. 38>	% <6. 79>	<6. 69>	<7. 47>		% <6. 38>		<6. 65>		<7. 16>	<6. 20>
45 (1970)	<6.46>	<6.61>	⟨6, 78⟩	⟨6.80⟩	<7.30>		<6.56>		<6.51>		<7.18>	<6.27>
50 (1975)	<6.93>	<7.27>	<7.04>	<6.91>	<8. 01>		<6.92>		<6.62>		<7.57>	<6.44>
51 (1976)	<7.03>	<7.06>	<6.97>	<6.67>	<7.97>		<6.70>		<6.57>		<7.59>	<6. 25>
52 (1977)	<7. 13>	⟨7. 12⟩	<7.13>	<6.91>	<7.81>		<6.75>		<6.52>		<7.45>	<6. 19>
53 (1978)	<7.00>	<6.72>	<6.93>	<6.67>	<7.55>		<6.42>		<6. 28>		<7.13>	<5. 94>
54 (1979)	<6.88>	<6.81>	<6.81>	<6.78>	<7.45>		<6.44>		<6.32>		<7.08>	<5.84>
55 (1980)	<7.06>	<7.04>	⟨7. 10⟩	<7.24>	<7.70>		<6.94>		<6.75>		<7.49>	<6.22>
56 (1981)	<7. 25>	<6.80>	⟨6, 46⟩	<7.09>	<7.76>		<6.81>		<6.68>		<7.54>	<6.93>
57 (1982)	<7.22>	<6.72>	<7.07>	<6.87>	<7.65>		<6.85>		<6.74>		<7.48>	<6.73>
58 (1983)	<7.20>	<6.78>	<7.67>	<6.85>	<7.78>		<6.91>		<6.77>		<7.49>	<6.64>
59 (1984)	<7. 17>	<6.50>	<7.31>	<6.68>	<7.69>		<6.86>		<6.73>		<7.36>	<6.68>
60 (1985)	<7. 16>	<7.13>	<7.19>	<7. 20>	<7.62>		<6.87>		<6.70>		<7.28>	<7.06>
61 (1986)	<7.11>	<6.32>	<7.31>	<6.01>	<7.43>		<6.68>		<6.49>		<6.98>	<5.73>
62 (1987)	<6.77>	<5.76>	<6.69>	<8.06>	<7.13>		<6.49>		<6.13>		<6.74>	<5. 72>
63 (1988)	<6.29>	<5.89>	⟨6, 53⟩	<7.04>	<6.89>		<6.42>		<5.93>		<6.47>	<5.53>
平成 元 (1989)	<5.94>	<5.91>	<6.79>	<5.89>	<6.63>		<6.49>		<6.02>		<6.59>	<5. 04>
2 (1990)	<5.90>	⟨6. 28⟩	<6.24>	<7.38>	<6.39>		<6.46>		<6.30>		<6.40>	<5. 20>
3 (1991)	<5.97>	<5.57>	<6.03>	<6.32>	<6.24>		<6. 10>		<5.99>		<6.10>	<5. 29>
4 (1992)	<5.82>	<5. 13>	<5.59>	<5.70>	<5.82>		<5.89>		<5.57>		<5.69>	<5. 53>
5 (1993)	<5. 52>	⟨4. 26⟩	⟨5, 56⟩	<4.81>	<5.62>		<5.56>		<5. 11>		<5.41>	<5. 22>
6 (1994)	<5. 34>	⟨3.69⟩	⟨5, 36⟩	<4.14>	<5.03>		<5. 19>		<4.51>		<4.82>	⟨5. 11⟩
7 (1995)	⟨5. 24⟩	⟨2. 75⟩	⟨5. 12⟩	⟨3, 89⟩	<4.92>		<4. 97>		<4. 20>		<4. 60>	<4. 90>
8 (1996)	<4.99>	<6.97>	<7.24>	<3.48>	<4. 23>		<4.82>		<3.74>		<4.03>	<4. 56>
9 (1997)	<4. 66>	•	•	•	<4. 08>		<4.32>		<3.57>		<3.86>	<4. 26>
10 (1998)	<4. 15>	•	•	•	<3.69>	3. 17	<3.44>		<3. 24>		<3.66>	⟨3.94⟩
11 (1999)	⟨3. 62⟩	•	•	•	⟨3, 45⟩	3. 80	<3. 27>		<3.57>		<3.59>	<3.58>
12 (2000)	<3. 22>	•	•	•	<3.55>	2. 03	<3.01>		<2.61>		<2.99>	<2.98>
13 (2001)	1. 99	•	•		⟨2. 54⟩	1. 56	<2.42>		<2.05>		<2.60>	1. 29
14 (2002)	0. 21	•	•		•	2. 05	(2. 45)	4.00	(1.77)	△0. 28	<2. 20>	△0.39
15 (2003)	4. 91				·	3.84	<2.68>	4. 83	<1.81>	2. 61	(2.00)	4. 78
16 (2004)	2. 73					2.65	<2.35>	3. 23 8. 44	(1.98)	3. 35	(1.79)	2. 77 6. 88
17 (2005) 18 (2006)	6. 82 3. 10					5. 36 2. 79	<2. 43> <3. 02>	3.36	<3. 59> <4. 02>	5. 78 4. 07	<4. 16> <3. 76>	3. 07
19 (2007)	△3. 54					△0.53	(3. 18)	△3. 42	(3. 02)	△2. 81	(3. 14)	∆3. 38
20 (2008)	△6.83					△3.89	<1. 20>	△6.79		△7. 62	⟨△0.23⟩	△7. 29
20 (2008)	∠6. 83 7. 54					∆3. 69 5. 52	<1. 50>	6.73	<0.85> <1.05>		<∆0. 25>	7. 48
22 (2010)	△0. 26					1. 21	<1.76>	△0.04	<1.06>	0. 16	<0.86>	△0. 25
23 (2011)	2. 17	•	•		•	2.06	<1.63>	2. 24	<0.83>	1. 82	<1.05>	2. 15
24 (2012)	9. 57					5. 10	<1.96>	8. 90	<0.79>	9. 17	(2. 27)	9. 52
25 (2013)	8. 22					4. 61	(2.41)	7. 28	(3. 42)	7. 27	(5. 36)	8. 31
26 (2014)	11.61					7. 45	(3. 20)	9. 66	<4.06>	8. 96	(2.61)	11. 79
						△1.62	<1.76>	△2.36	<2. 20>	△2.34	<2.24>	
27 (2015)	△3. 63	•	•		•	1.87	<1.06>	0.60	<1.67>	△0.79	<1.50>	△3.72

公的年金の給付費

ſ	年度	+	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民	年金	公的年金
	平月	Ž	序生平並例足	四共併	地共併	似子共併	净土牛並訂	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体
ſ		(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
-	平成 27	(2015)	234, 398	13, 800	39, 070	2,665	289, 932	7, 311	209, 349	506, 592
				(6, 877)	(19, 555)	(1, 340)				

- 注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。 注 2
- 国共済、地共済及び私学共済の給付費は、長期経理の給付費のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の給付費を加え たものである。
- 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の給付費である。

共済組合等の職域加算部分等を含む給付費の推移

	free refer	E". 5 A # 4	um III. Nde	to the block A		Die III. Side		## ET # C A 31	国民	年金	公的年金
	年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体
昭和	(西暦) 40 (1965)	億円 376	億円 275	億円 18	億円 140	億円 250	億円 8	億円 1,068	億円 15	億円	他F 1, 106
	45 (1970)	1, 545	685	60	452	968	26	3, 737	151	•	3, 960
	50 (1975)	9, 537	2, 319	266	1, 999	4, 100	101	18, 322	4, 566	•	23, 228
	51 (1976)	13, 651	3,010	368	2, 593	5, 512	135	25, 269	7, 110	•	32, 832
	52 (1977)	18, 449	3, 622	455	3, 152	6, 793	167	32, 639	9, 440		42,659
	53 (1978)	22, 705	4, 229	530	3, 726	8,028	195	39, 412	11, 463		51, 575
	54 (1979)	26, 557	4, 805	627	4, 252	9, 251	209	45, 702	13, 426		59, 928
	55 (1980)	32, 515	5, 452	721	4, 831	10,648	233	54, 400	15, 763		71, 143
	56 (1981)	39, 221	6, 337	864	5, 559	12, 463	283	64, 727	18, 417	•	84, 329
	57 (1982)	44, 886	7, 257	1,011	6, 272	14, 427	335	74, 188	20, 691		96, 231
	58 (1983)	50, 103	8, 133	1, 149	6, 848	16,057	385	82,676	22, 481		106, 667
	59 (1984)	55, 281	8, 831	1, 280	7, 552	17, 938	441	91, 321	24, 245		117, 276
	60 (1985)	62, 274	9, 722	1, 464	8, 504	20, 164	509	102, 637	26, 500		131, 104
	61 (1986)	76, 209	9, 801	1, 575	8, 816	20, 466	604	117, 470	29, 137	4, 521	151, 128
	62 (1987)	82, 360	11, 167	1, 838	10, 330	23, 680	677	130, 052	27, 369	6, 620	164, 041
	63 (1988)	87, 683	11, 358	1, 984	11,028	25, 151	736	137, 941	29, 286	7, 779	175, 006
平成	元(1989)	96, 284	11,602	2, 188	11, 950	27, 120	823	149, 967	30, 713	9, 401	190, 082
	2 (1990)	105, 031	11, 851	2, 365	12, 778	28, 988	1,007	162,019	31, 728	10, 891	204, 638
	3 (1991)	113, 230	12, 101	2, 568	13, 530	30, 987	1, 126	173, 542	32, 650	13, 549	219, 740
	4 (1992)	121, 460	12, 378	2,773	14, 226	33,000	1, 223	185, 061	32, 763	19, 548	237, 372
	5 (1993)	129, 055	12, 500	2, 927	14, 740	34, 486	1, 309	195, 018	32, 343	25, 968	253, 329
	6 (1994)	138, 277	12, 709	3, 131	15, 297	36, 170	1, 418	207, 001	32, 183	33, 351	272, 536
	7 (1995)	150, 413	13, 040	3, 376	16, 005	38, 176	1,538	222, 547	32, 193	41, 695	296, 435
	8 (1996)	156, 890	12, 932	3, 467	16, 117	38, 805	1,618	229, 829	31, 042	49, 455	310, 326
	9 (1997)	172,	895	3, 567	16, 240	39, 376	1,694	233, 772	29, 783	57, 690	321, 245
	10 (1998)		824	3, 707	16, 517	40, 523	1, 794	245, 364	28, 933	67, 114	341, 411
	11 (1999)	187,	364	3, 774	16, 608	41, 177	1,864	250, 787	27, 781	76, 146	354, 715
	12 (2000)	191,	544	3, 854	16, 800	41, 430	1,942	255, 569	26, 454	84, 774	366, 798
	13 (2001)	196,	. 228	3, 916	16, 867	42,005	2, 023	261,039	25, 133	93, 633	379, 805
	14 (2002)		203, 466		16, 852	42, 298	2, 112	265, 399	23, 819	102, 494	391, 711
	15 (2003)		208, 140		16, 849	42, 618	2, 185	269, 792	22, 293	110, 735	402, 821
	16 (2004)		216, 301		16, 779	42, 783	2, 252	278, 115	20, 888	118, 118	417, 121
	17 (2005)		220, 794		16, 693	42, 915	2, 310	282, 712	19, 527	126, 386	428, 625
	18 (2006)		223, 491		16, 686	43, 149	2, 375	285, 701	18, 149	134, 909	438, 759
	19 (2007)		224, 059		16, 734	43, 503	2, 441	286, 736	16, 862	144, 618	448, 217
	20 (2008)		226, 870		16, 736	43, 917	2, 508	290, 032	15, 779	154, 458	460, 269
	21 (2009)		238, 467		16, 775	44, 694	2, 579	302, 515	14, 773	164, 269	481, 557
	22 (2010)		240, 092		16, 817	45, 433	2,671	305, 013	13, 386	169, 696	488, 095
	23 (2011)		237, 342		16, 665	45, 710	2,718	302, 434	11, 884	174, 356	488, 675
	24 (2012)		238, 627		16, 635	46, 256	2, 798	304, 316	10, 590	183, 036	497, 941
	25 (2013)		237, 814		16, 216	45, 574	2, 867	302, 470	9, 410	192, 703	504, 583
	26 (2014)		233, 036		15, 453	43, 520	2,864	294, 873	8, 276	199, 860	503, 009
	27 (2015)		234, 398		15, 422	44, 049	2, 963	296, 832	7, 311	209, 349	513, 492

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。 注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

- 平成14(2002)年度の公的年金制度全体には旧農林共済分を含めてあるため、各制度の合計と一致しない。
- 注8
- 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。 注 9

運用損益分を除いた単年度収支残

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民	年金	公的年金
平及	净生牛並關定	国共併	地共併	似于共併	净生十並訂	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円		億円	億円	億円
平成 27 (2015)	22,633	△3, 229	\triangle 11, 947	△91	7, 365	△1, 593	238	6,010
		(△884)	$(\triangle 5, 889)$	(94)				

- 注1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共 済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。
- 注2 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 住3 国共済、地共済及び私学共済の額は、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支残のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残を加えたものである。
- 注4 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残である。
- 注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況における運用損益分を除いた単年度収支残の推移

AT.	度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民	年金	公的年金														
4	及	序生平並剛足	旧二共併	口辰外平金	国共併	地共併	似子共併	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体														
	(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円														
平成 7	(1995)	17, 492	150	△69	△363	5, 239	390	3,606	285	26, 730														
8	(1996)	10, 320	170	△221	△416	5, 906	357	6, 148	△1,038	21, 225														
9	(1997)	17, 2	273	△274	△129	6, 225	336	2,747	$\triangle 1,559$	24, 850														
10	(1998)	$\triangle 1$,	363	△491	△300	4, 468	217	1,503	△1, 354	2, 678														
11	(1999)	△7,8	804	△559	△778	2, 878	107	1,717	△1, 181	△5, 619														
12	(2000)	△22, 2	288	△664	297	△168	$\triangle 22$	698	136	△22, 010														
13	(2001)	△33, 540		△874	△1, 498	△112	△106	△1,079	1, 191	△36, 018														
14	(2002)	△28, 064		△28, 064			△1,841	△1, 478	△99	△2, 382	2,036	△32, 322												
15	(2003)	$\triangle 26, 264$			△2, 093	△3, 111	△192	△2, 023	1,535	△32, 212														
16	(2004)		$\triangle 13,766$		△1,902	△5, 141	△267	$\triangle 2,750$	121	△23, 719														
17	(2005)		△71, 123		△1,521	△6, 082	△252	$\triangle 6,967$	△1, 430	△87, 375														
18	(2006)		△48, 853		△2,031	△6, 468	△228	△5, 987	66	△63, 500														
19	(2007)	△47, 057			△2,726	△7, 409	△11	△6, 196	1, 184	△62, 215														
20	(2008)	△48, 148		△48, 148		△48, 148		△48, 148		△48, 148		△48, 148		△48, 148		△48, 148			△3, 457	△9,712	△232	△7,029	75	△68, 504
21	(2009)	△45, 333		△45, 333		△45, 333		△45, 333		△45, 333					△3, 300	△10, 036	△103	$\triangle 2,254$	2, 963	△58, 063				
22	(2010)		△63, 044		△3, 266	△9,660	△282	2, 388	5, 553	△68, 311														
23	(2011)		△50, 867		△3, 665	△9, 992	△285	△183	5, 398	△59, 594														
24	(2012)	△41, 030			△5, 312	△11, 593	△699	△5, 043	△3, 327	△67, 003														
25	(2013)	△38, 145			△4, 704	△13, 725	△571	△3,739	△4, 492	△65, 376														
26	(2014)	\triangle 12, 371			△3, 635	△11,506	△302	△1,820	2,005	△27, 629														
27	(2015)	22, 633			△4, 045	△12, 283	△326	△1,593	238	4, 624														

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金樹定に統合された。
- 注2 旧農林年金 (農林漁業団体職員共済組合) は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
- 注4 厚生年金勘定及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注5 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注6 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
- 注7 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済については、長期経理、厚生年金保険経理及び経過的長期経理を加えたものである。

公的年金の積立金 (時価ベース)

年度末	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民	年金	公的年金
平及木	序生中並例足	国共併	地共街	松子共併	序生中並訂	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	1, 339, 311	71,552	195, 697	20, 652	1,627,212	87, 768	32, 181	1,747,161

- 注 1
- 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。
- 基礎年金制定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金制定の積立金として、国民年金制定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。 注 3
- 国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。 注 4

共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む積立金(時価ベース)の推移

年度末	原化在人物学	旧農林年金	国业冰	地共済	私学共済	地田老年入 礼	国民	年金	公的年金
平及木	厚生年金勘定	旧辰外平宏	国共済	地共済	私子共消	被用者年金計	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 10 (1998)			82, 883						
11 (1999)			85, 252						
12 (2000)			87, 227						
13 (2001)	1, 345, 967		87, 070				97, 348	7, 246	
14 (2002)	1, 320	, 717	86, 986	365, 720	31,625	1,805,048	94, 698	7, 246	1, 906, 992
15 (2003)	1, 359	, 151	88, 175	379, 605	32, 242	1, 859, 173	97, 160	7, 246	1, 963, 580
16 (2004)	1, 382	, 468	88, 564	386, 664	33, 079	1, 890, 775	97, 151	7, 246	1, 995, 172
17 (2005)	1, 403	, 465	91, 690	412, 945	34, 730	1, 942, 829	96, 766	7, 246	2, 046, 842
18 (2006)	1, 397	, 509	92, 162	420, 246	35, 563	1, 945, 481	93, 828	7, 246	2, 046, 554
19 (2007)	1, 301	, 810	88, 958	398, 579	34, 328	1,823,675	84, 674	7, 246	1, 915, 595
20 (2008)	1, 166	, 496	82, 145	362, 067	31, 523	1,642,231	71, 885	7, 246	1, 721, 362
21 (2009)	1, 207	, 568	83, 230	376, 161	33, 963	1,700,922	75, 079	7, 246	1, 783, 247
22 (2010)	1, 141	, 532	80, 942	366, 356	33, 733	1,622,563	77, 394	7, 246	1,707,203
23 (2011)	1, 114	, 990	78, 895	364, 506	34, 055	1, 592, 446	79, 025	7, 246	1, 678, 717
24 (2012)	1, 178	, 823	77, 427	384, 525	36, 406	1,677,180	81, 446	23, 223	1, 781, 849
25 (2013)	1, 236	, 139	76, 150	398, 265	38, 472	1,749,026	84, 492	29, 793	1, 863, 310
26 (2014)	1, 366	, 656	77, 999	424, 811	41, 925	1,911,390	92, 667	31, 892	2, 035, 950
27 (2015)	1, 339	, 311	78, 239	405, 464	40, 727	1,863,740	87, 768	32, 181	1, 983, 689

- 注1 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
- 注 3
- 注4
- 注 5
- 旧農林年金 (農林漁業団体職員共済組合) は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。 厚生年金勘定・ 被用者年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。 厚生年金勘定・ 国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金) における市場運用分について、株式等 の評価欄益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ペースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係 る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこ の勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。 厚生年金勘定の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。 旧農林年金から厚生年金勘定へ、平成14(2002)年度に1.58兆円、15(2003)年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金勘定には、平成15(2003)年度に3.50兆 円、平成16(2004)年度に5.39兆円、平成17(2005)年度に3.46兆円、平成18(2006)年度に0.68兆円、平成19(2007)年度に0.56兆円、平成20(2008)年度に0.35兆円、平 成21(2009)年度に0.19兆円、平成22(2010)年度に0.01兆円、平成23(2011)年度に0.09兆円、平成24(2012)年度に0.13兆円、平成25(2013)年度に0.14兆円、平成 26(2014)年度に2.11兆円、平成22(2015)年度に0.01兆円、平成23(2017)年度に0.09兆円、平成24(2012)年度に0.13兆円、平成25(2013)年度に0.14兆円、平成 26(2014)年度に2.11兆円、平成27(2015)年度に0.01兆円、平成23(2017)年度に0.09兆円、平成24(2012)年度に0.13兆円、平成25(2013)年度に0.14兆円、平成
- 26(2014) 年度に2.11兆円、平成27(2015) 年度に4.66兆円の解散厚生年金基金等敬収金がある。 平成27(2015) 年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む。ここで、国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

公的年金の積立金 (簿価ベース)

ĺ	年度末	厚生年金勘定	国共済	地共済	打學井汝	厚生年金計	国民	年金	公的年金	
	午及木	厚生年金剛足	国共済	地共済	私学共済	厚生牛金訂	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体	
ſ	(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
	平成 27 (2015)	1,072,240	62, 791	180, 193	19, 142	1, 334, 366	73, 233	32, 181	1, 439, 779	

共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む積立金(簿価ベース)の推移

F 1.	= 1 + 4 + 4	100 mm 111 mm	- # II - A		DI. II 34	er 22 11 34	H m + 4 4 3	国民	年金	公的年金
年度末	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金勘定	基礎年金勘定	制度全体
(西暦)	他円 14 414	他円 9 104	他円 410	億円 2,716	億円 3,329	他円 186	他円	他円	億円	他P
昭和 40 (1965) 45 (1970)	14, 414	2, 104	418				23, 168	1, 946	-	25, 114
	44, 202	4,773	1, 216	6, 690	12, 136	555	69, 571	7, 271		76, 842
50 (1975)	122, 869	9,602	3, 074	14, 545	34, 215	1,606	185, 911	18, 147		204, 058
51 (1976)	149, 157	10, 338	3, 663	16, 596	40, 674	2, 020	222, 449	18, 421	-	240, 870
52 (1977)	179, 740	10,852	4, 299	18, 834	48, 231	2, 497	264, 453	18, 466	-	282, 918
53 (1978)	211, 081	11, 806	4, 990	21, 054	56, 281	3, 082	308, 295	20, 526		328, 821
54 (1979)	243, 519	12, 643	5, 716	23, 529	64, 935	3, 807	354, 149	23, 596	-	377, 744
55 (1980)	279, 838	13, 418	6, 499	26, 314	75, 049	4, 680	405, 798	26, 387		432, 185
56 (1981)	322, 796	14, 394	7, 408	28, 992	85, 458	5, 660	464, 709	28, 093		492, 802
57 (1982)	365, 629	15, 434	8, 293	31, 521	95, 145	6, 719	522, 740	30, 699		553, 439
58 (1983)	409, 416	16, 583	9, 185	34, 030	105, 410	7, 867	582, 491	29, 276		611, 767
59 (1984)	454, 843	18, 298	10, 071	36, 706	117, 019	9, 096	646, 033	27, 633		673, 666
60 (1985)	507, 828	17, 663	10, 910	40, 303	131, 140	10, 407	718, 251	25, 939		744, 190
61 (1986)	552, 813	17, 930	11, 819	43, 905	145, 922	11, 544	783, 933	21, 912	7, 246	813, 091
62 (1987)	599, 638	17, 597	12, 583	47, 037	159, 070	12, 695	848, 620	26, 197	7, 246	882, 063
63 (1988)	656, 126	17, 853	13, 480	50, 749	172, 359	14, 148	924, 715	29, 409	7, 246	961, 370
平成 元 (1989)	702, 175	18, 492	13, 941	53, 956	187, 457	15, 613	991, 633	32, 216	7, 246	1, 031, 095
2 (1990)	768, 605	19, 271	14, 763	57, 408	204, 859	17, 100	1, 082, 006	36, 317	7, 246	1, 125, 569
3 (1991)	839, 970	20, 205	15, 593	60, 529	222, 455	18, 624	1, 177, 377	43, 572	7, 246	1, 228, 195
4 (1992)	911, 340	20, 979	16, 406	63, 608	239, 749	20, 082	1, 272, 165	51, 275	7, 246	1, 330, 686
5 (1993)	978, 705	21,751	17, 243	66, 587	256, 125	21, 509	1, 361, 920	58, 468	7, 246	1, 427, 634
6 (1994)	1, 045, 318	22,653	17, 871	69, 593	271, 622	22, 822	1, 449, 879	63, 712	7, 246	1, 520, 837
7 (1995)	1, 118, 111	23, 475	18, 677	72, 693	288, 406	24, 268	1, 545, 630	69, 516	7, 246	1, 622, 392
8 (1996)	1, 184, 579	25, 007	19, 236	75, 782	305, 220	25, 611	1, 635, 435	78, 493	7, 246	1, 721, 175
9 (1997)	1, 257	, 560	19, 737	78, 942	322, 455	26, 943	1, 705, 637	84, 683	7, 246	1, 797, 566
10 (1998)	1, 308		19, 961	81, 337	337, 358	28, 150	1, 775, 251	89, 619	7, 246	1, 872, 117
11 (1999)	1, 347		20, 079	83, 189	352, 346	29, 270	1, 832, 872	94, 617	7, 246	1, 934, 735
12 (2000)	1, 368	, 804	20, 113	85, 951	361, 507	30, 123	1, 866, 498	98, 208	7, 246	1, 971, 952
13 (2001)	1, 373	, 934	19, 746	86, 500	369, 267	30, 800	1, 880, 246	99, 490	7, 246	1, 986, 982
14 (2002)		1, 377, 023		86, 747	374, 658	31, 368	1, 869, 796	99, 108	7, 246	1, 976, 150
15 (2003)		1, 374, 110		86, 938	378, 297	31, 802	1, 871, 147	98, 612	7, 246	1, 977, 004
16 (2004)		1, 376, 619		87, 034	380, 619	32, 102	1, 876, 374	96, 991	7, 246	1, 980, 611
17 (2005)		1, 324, 020		87, 580	388, 082	33, 180	1,832,862	91, 514	7, 246	1, 931, 622
18 (2006)		1, 300, 980		88, 137	397, 071	33, 834	1,820,022	87, 660	7, 246	1, 914, 928
19 (2007)		1, 270, 568		88, 142	401, 527	34, 677	1, 794, 914	82, 692	7, 246	1, 884, 852
20 (2008)		1, 240, 188		85, 711	395, 200	34, 366	1, 755, 465	76, 920	7, 246	1, 839, 631
21 (2009)		1, 195, 052		83, 658	389, 255	34, 073	1, 702, 038	74, 822	7, 246	1, 784, 106
22 (2010)		1, 134, 604		81, 822	383, 658	34, 083	1, 634, 167	77, 333	7, 246	1, 718, 746
23 (2011)		1, 085, 263		79, 451	376, 816	34, 156	1, 575, 686	77, 318	7, 246	1,660,250
24 (2012)		1, 050, 354		75, 627	368, 159	34, 224	1, 528, 364	72, 789	23, 223	1,624,376
25 (2013)		1,031,737		72, 676	366, 803	35, 463	1, 506, 680	70, 945	29, 793	1,607,418
26 (2014)		1,049,500		71, 285	369, 938	36, 428	1, 527, 152	71, 965	31, 892	1,631,009
27 (2015)		1, 072, 240		69, 363	372, 738	37, 521	1, 551, 862	73, 233	32, 181	1,657,276

厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61 (1986) 年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金 勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部 又は全部を積立金として積み立てている。 注 2

基礎年金等給付費、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移《確定値ベース》

			保険料・	基礎年金				基礎年金拠出金	全算定対象者数			
年度	基礎年金等給付費	特別国庫 負担額 ②	拠出金 算定対象額 ①-②	拠出金 単価 (①-②)/③/12	合計 ③	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
(西暦)	億円	億円	億円	P P	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	109, 779	4, 914	104, 865	14, 111	61, 928	41, 259	731	640	1,571	4, 385	481	12,860
8 (1996)	115, 772	4, 907	110, 865	14, 972	61, 709	41, 149	719	630	1, 554	4, 341	480	12, 836
9 (1997)	121,639	4, 889	116, 751	15, 765	61,713	42, 2	232	615	1,557	4, 343	482	12, 485
10 (1998)	129, 066	4, 942	124, 124	16, 988	60, 887	41, 6	591	600	1,542	4, 310	483	12, 261
11 (1999)	135, 656	4, 869	130, 787	18, 024	60, 469	41, 1	149	592	1,539	4, 291	484	12, 413
12 (2000)	142, 140	4, 833	137, 307	19, 149	59, 753	40, 7	747	582	1,553	4, 224	485	12, 162
13 (2001)	148, 173	4, 918	143, 255	20, 149	59, 249	40, 3	356	571	1,538	4, 172	486	12, 126
14 (2002)	154, 563	4, 910	149,653	21, 450	58, 142	40, 0	006	(565)	1,521	4, 132	489	11, 994
15 (2003)	159, 559	4, 868	154, 692	22, 239	57, 965		40,038		1,502	4, 086	494	11,845
16 (2004)	163, 886	4, 842	159, 044	22, 924	57, 816		40, 102		1, 486	4,026	500	11,702
17 (2005)	169, 246	4, 830	164, 416	22, 986	59, 606		41,766		1,519	4, 097	523	11,701
18 (2006)	174, 536	4, 674	169, 862	24, 626	57, 480		40, 604		1, 455	3, 916	516	10, 990
19 (2007)	181, 499	4, 625	176, 874	25, 731	57, 283		41,075		1, 434	3, 836	519	10, 419
20 (2008)	188, 821	4, 756	184, 065	27, 057	56, 690		40, 994		1,421	3, 748	522	10,005
21 (2009)	197, 400	3, 402	193, 998	29, 212	55, 342		40, 204		1,412	3, 675	523	9, 528
22 (2010)	199, 701	3, 300	196, 401	29, 947	54, 651		39, 970		1, 399	3, 615	527	9, 141
23 (2011)	200, 615	3, 233	197, 382	30, 587	53, 777		39, 588		1, 396	3, 555	531	8, 708
24 (2012)	206, 258	3, 242	203, 015	31, 301	54, 049		39, 725		1,390	3, 528	542	8, 865
25 (2013)	213, 421	3, 274	210, 147	32, 737	53, 494		39, 432		1,356	3, 451	539	8, 716
26 (2014)	218, 294	3, 285	215, 008	33, 146	54, 056		40, 251		1,368	3, 452	552	8, 434
27 (2015)	225, 320	3, 353	221, 967	34, 198	54, 089		40,747		1,362	3, 424	560	7, 996

- 注1 旧三共済 (日本鉄道、日本電信電話及び日本たばご産業の各共済組合) は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注2 旧農林年金 (農林漁業団体職員共済組合) は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。
 注4 ()内は、旧農林年金が納付する額を募定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金勘定の内数である。
 注5 平成17(2005)年度は第3号被保険者の特例屈出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。
 注6 基礎年金勘定の積立金については、平成27(2015)年度から平成36(2024)年度までの各年度において基礎年金拠出金の軽減に充てることになっており、この軽減後の平成27(2015)年度の基礎年金拠出金単価は、国民年金で34,075円、被用者年金で33,931円である。

基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》(特別国庫負担分を除く)

年	度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	(西暦)	億円	(他円	億円	億円	億円	(他円	億円	億円	億円
平成 7	(1995)	69, 866	1, 239	1,084	2, 660	7, 425	815	83, 089	21, 777	104, 865
8	(1996)	73, 927	1, 292	1, 131	2, 792	7,800	862	87, 804	23, 061	110, 865
9	(1997)	79,	669	1, 164	2, 945	8, 216	912	93, 132	23, 619	116, 751
10	(1998)	84, 991		1,224	3, 144	8, 786	984	99, 129	24, 995	124, 124
11	(1999)	89, 002		1, 281	3, 329	9, 280	1,047	103, 939	26, 848	130, 787
12	(2000)	93,	633	1, 338	3, 569	9, 705	1, 116	109, 361	27, 946	137, 307
13	(2001)	97,	575	1, 380	3, 719	10, 088	1, 175	113, 937	29, 319	143, 255
14	(2002)		102, 730		3, 915	10,635	1, 259	118, 780	30, 873	149,653
15	(2003)	106, 850			4,009	10, 905	1,319	123, 082	31,610	154, 692
16	(2004)		110, 314		4, 087	11,074	1,376	126, 852	32, 192	159, 044
17	(2005)		115, 207		4, 190	11, 300	1, 443	132, 139	32, 276	164, 416
18	(2006)		119, 991		4, 300	11, 571	1,524	137, 385	32, 477	169, 862
19	(2007)		126, 829		4, 428	11,844	1,602	144, 702	32, 172	176, 874
20	(2008)		133, 101		4,613	12, 170	1,694	151, 578	32, 486	184, 065
21	(2009)		140, 933		4, 949	12,881	1,835	160, 598	33, 400	193, 998
22	(2010)		143,640		5, 027	12, 991	1,894	163, 552	32, 849	196, 401
23	(2011)		145, 302		5, 122	13,047	1,950	165, 421	31, 961	197, 382
24	(2012)		149, 213		5, 219	13, 250	2,035	169, 717	33, 298	203, 015
25	(2013)		154, 907		5, 327	13, 558	2, 116	175, 908	34, 239	210, 147
26	(2014)		160, 096		5, 441	13, 731	2, 194	181, 462	33, 546	215, 008
27	(2015)	165, 914		5, 544	13, 943	2, 281	187, 682	32, 695	220, 377	
		<167, 216>			<5, 587>	<14, 053>	<2, 299>	<189, 155>	<32, 813>	<221, 967>
		(1, 302)			(44)	(109)	(18)	(1, 473)	(118)	(1, 591)

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。 注2 旧農林共済(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。 注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

- 平成9 (1997) 年度の厚生年金計及び公的年金制度全体の額は、旧三共活の存続組合等が平成9 (1997) 年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額(226億円)を含む。同様に、平成14 (2002) 年度の額は旧農林年金分(242億円)を含む。 注 4
- 平成27(2015)年度の基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金(昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金収入及びその運用収入)による基礎年金拠出金の軽減後の額である。なお、< >内の額は軽減前の額であり、() 内の額は軽減額である。

基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

	年月	度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
		(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成	7	(1995)	25, 986	2, 347	615	2, 167	5, 206	297	36, 619	31, 507	68, 126
	8	(1996)	25, 392	2,416	605	2, 187	5, 158	287	36, 045	30, 319	66, 364
	9	(1997)	26,	451	587	2, 184	5, 079	276	34, 977	29, 018	63, 995
	10	(1998)	25,	804	577	2, 178	5, 033	265	33, 857	28, 132	61, 989
	11	(1999)	24,	750	562	2, 128	4, 916	253	32, 610	26, 941	59, 551
	12	(2000)	24,	234	547	2, 077	4, 724	239	31, 822	25, 588	57, 410
	13	(2001)	23,	059	527	2,004	4, 509	228	30, 328	24, 251	54, 579
	14	(2002)		22, 638		1, 925	4, 325	218	29, 193	22, 916	52, 110
	15	(2003)		21, 428		1,825	4,026	204	27, 484	21, 378	48, 862
	16	(2004)		20, 145		1, 729	3,770	192	25, 836	19, 957	45, 793
	17	(2005)		18, 923		1,638	3, 563	180	24, 304	18, 583	42, 887
	18	(2006)		17, 395		1, 543	3, 350	168	22, 455	17, 197	39, 653
	19	(2007)		16, 241		1, 438	3, 181	147	21,007	15, 896	36, 903
	20	(2008)		15, 178		1, 344	2, 963	135	19, 620	14, 766	34, 385
	21	(2009)		15, 244		1, 247	2, 781	123	19, 395	13, 765	33, 160
	22	(2010)		13, 864		1, 150	2, 559	112	17, 685	12, 358	30, 043
	23	(2011)		11, 971		1, 049	2, 323	100	15, 443	10, 855	26, 298
	24	(2012)		10, 551		950	2,094	89	13, 684	9, 564	23, 248
	25	(2013)		9, 472		875	1, 943	78	12, 368	8, 378	20, 746
	26	(2014)		8, 743		757	1,649	67	11, 215	7, 246	18, 461
	27	(2015)		7, 513		678	1, 464	58	9, 713	6, 286	15, 999

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。 連3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。 注4 平成9(1997)年度の厚生年金計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の平成9(1997)年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値(410億円)を含む。同様に、平成14(2002)年度の額は旧農林年金分(87億円)を含む。

厚生年金拠出金《確定値ベース》

年度	国共済	地共済	私学共済	計
(西暦)	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	5, 390	15, 862	1,541	22, 793

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

厚生年金交付金《確定値ベース》

年度	国共済	地共済	私学共済	#
(西暦)	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	5, 397	16, 952	1,303	23, 653

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

(4) 公的年金各制度の収支状況

1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.							4位	< 2									×	Ħ				
1	年度		国庫負担	利息及び配当金	쇰쇰		厚生年金拠出金収入						の他収入	4 0	給付費	基礎年金 類 田 金	厚生年金 次 付 金	制度問調整 地田 金		4 =	₩	年度末積立金
1901 1902			百万円 27,812		百万円・	百万円・	百万円・	百万円	6万円	· 百万円	· 百万円	· 855H	南万円 7,993	百万 <1,033,362		н 0	HXH.	- 百万P	日本月 12,699			百万 〈4, 420, 194
No. 10 N		64	158,883	<750,987>									25, 115	(3, 136, 960		. 6			35, 106		<2,148,115>	<12, 286, 886
10.00 11.10 10.0			233,032	<923, 535>									27,008	<4,040,825	_			٠	43, 198		<2,632,490>	<14, 915, 679
10.000 10.000 10.000 10.000 10.000 10.000 10.000 10.000 10.000 10.000 10.000 10.000 10.0000 10.		3, 458,	338, 261	<1, 131, 503>									31, 422	<4, 959, 435				٠	50, 187		<3,064,349>	<17, 973, 979
10.000 CANONI C			398, 723	<1, 321, 542>									38, 308	<5, 476, 151				•	68, 220	2, 338, 739	<3, 137, 413>	<21, 108, 090
10.000 Charles Charl			442, 656	<1, 511, 268>									40,084	(5, 982, 018	2,655,			•	79,542		(3, 246, 807)	(24, 351, 86
Fig. Fig.			246,602	(1,784,624)	38, 384	(7,070,548	_		.	.	185, 17		(3,633,917)	(27, 983, 79
1.000 1.00			040, 020 EAG OEA	(2, 108, 510)									40, 208	(8, 424, 690					204, 511		(4, 297, 088)	(32, 279, 04)
			505 170	(2, 399, 000)									44, 557	(8,989,785					996 180		(4, 284, 122)	(30, 502, 87)
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			295, 170	(2, 692, 425)									36, 290	(9, 616, 47.					220, 183		(4, 379, 930)	(40, 941, 63
Column C		7 505 307	913 598	(2 300 443)									JG, 131 46, 295	(11, 254, 60				•	263 767		(5, 909, 470)	(50 789 89
Column C		8. 601. 773	1.587.985	-	1, 466, 257	1.					-	1.	61.649	(15, 358, 705	_	-		-	277, 231		(4, 503, 585)	(55, 281, 34)
1 10 10 10 10 10 10 10		8, 914, 246	1,643,572		2, 137, 812								66, 429	(16,549,737				٠	259, 706		<4, 323, 028>	(59, 963, 82
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		9, 450, 493	2, 961, 901		1,945,926								23, 955	<18, 209, 099				٠	195, 535		<5,648,356>	<65, 612, 647
Charles Char	ıΚ	10, 490, 993	1, 694, 259		1,819,436								23, 495	(17,944,128					147, 335		<4,604,646>	<70, 217, 477
1.50 1.50			2, 144, 172		2, 212, 160					1, 411, 515			24, 296	<26,058,023				4, 487, 408		_	<6,642,781>	<76, 860, 46
(1900) 14.05.01 (2.05.05.00) (2.05.05.05.00) (2.05.05.00) (2.05.05.05.00) (2.05.05.05.00) (2.05.05.05.05.00) (2.05.05.05.05.00) (2.05.05.05.05.05.05.05.05.05.05.05.05.05.		14, 214, 107	2, 373, 857	-	2, 292, 094					5, 943, 874			24, 710	<29, 513, 86.				6,034,871			<7, 135, 806>	<83, 997, 04
10.00 class clas		14, 955, 011	2, 605, 962		2, 500, 993					3, 606, 153			25, 761	<31,661,90				6,697,173			<7, 117, 243>	<91, 134, 02
1989 1882 1892		15, 347, 647	2,837,695		2, 679, 277				•	7, 017, 973			27, 785	<32,987,52				7,095,387			<6,734,985>	<97,870,54
Check National 2, 250, 544 Check	16, 339, 805	2, 979, 058		2, 509, 286				•	7, 602, 798			27, 503	<34,720,56.				7,680,478			<6,657,768>	<104, 531, 8	
1989 248, 248 54, 24		18, 693, 282	2,829,544	_	2, 568, 888					8, 424, 011			28, 363	<38,070,84	_			8, 474, 774			<7,275,991>	<111,811,1
1987 1987		19, 370, 603	2, 516, 904		2, 549, 117			•		9, 244, 154			27, 785	<39, 314, 65				9, 294, 866			<6,638,099>	<118, 457, 9
Check 20,55,52,22 Check 20,55,52 Check		20, 683, 173	2, 711, 454		2, 549, 336	27, 333		702,044	369, 138	531,091			27, 635	<33, 164, 89				539, 531			<7,290,965>	<125,755,9
Chron Natural Alba Sec. Chron Natural Alba Sec. Chron Chro		20, 615, 075	2,830,224		2, 495, 195	32, 717		362, 545	432, 617	92, 943			27,635	(32, 105, 36				93, 002			<5,080,099>	<130,844,5
Composition March	20, 209, 855	3, 635, 619		2, 303, 640	32, 717		484, 209	425, 558	27, 549			27, 518	<31,875,25				27, 586		_	(3, 948, 196)	<134, 798, 78	
COOD 12.50.5 St. N. 10.5	20, 051, 217		<4,306,657>	1,957,355	32, 717		188, 779	413, 236				- 1	. 1					339, 424	28, 621, 029	~1	. 1	
1000 12 m m m m m m m m m m m m m m m m m m		19, 935, 987		<3, 860, 739>	1, 556, 579	32, 717		162, 133	397, 936	•				, 581, 916 <29, 788, 55					354, 224	29, 281, 820	<506, 736>	134, 596, 695 <137, 393, 38
19 19 19 19 19 19 19 19		20, 203, 365		<3, 107, 091>	1, 424, 025	27, 292		1, 724, 256	372,987	•				, 054, 472 <30, 888, 44				•	345, 088	30, 587, 758	<300, 687>	132, 071, 672 <137, 702, 33
19 19 19 19 19 19 19 19		19, 242, 534			1, 392, 064	37, 250		172,692	342, 286	ຕ໌ ເ	496, 507								327, 569	31, 440, 137	<∆337,948>	
1.000 20.000		19, 453, 700			1,606,021	38, 322		137, 371	314,404	. ·									194, 29.	32, 611,813		
8 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		20, 000, 452		(1,829,809)	1,941,301	36, 392		138, 210	670,067	· ·			_			-			4, 244, 212	51,000,152	(301, 2137	
1992 日本の 1992 日本		20, 985, 401			1,998,917	20, 402		500,007	210, 191										116,012	34, 391, 317		139, 730, 912 < 130, 098, 00
10,000 22.28,003 7.78,004 6.55,807 7.85,204 6.55,807 7.85,204 6.55,807 7.85,204 6.55,807 7.85,204		21, 909, 092		(1,658,217)	1,883,214	24, 092			200,033		523								104 679	50, 140, 157 96 107 759	7931, 8117 7919 QEO	
1 (2012) 23.46 (2013) 23.46 (24, 090, 341	7 700 904	/I, /00, 240/	1,000,540	140,20			201,122		110	-							116,017	30, IUI, 132	\010, 900\	
2. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5.		00 705 040		/0.0 OHI/	1,990,040	97 079			201, 409		0 050 0								117 690	40 11E 004	/000 E00/	
18 18 18 18 18 18 18 18		93 460 880		(140 979)	1,002,000	216,112			918 601				-	657 874 (40 378 064	٠.				119 043	30 747 303	(630 763)	
1430 12 35 35 47 38 5 30 5 40 18 1 4 2 35 18 5 30 5 40 18 1 4 2 35 18 5 30 5 40 18 18 2 30 5 40 18 2 40 5 40 5 40 5 40 5 40 5 40 5 40 5 40		24 154 939		/140, 212/	1,750,680	75 193			177 048					034 245 (39 160 024				•	101 733	28 765 050	/201, 100/	
133, 212 - 244, 777 82, 588, 778 (2014) 25.33, 316, 617 (2014) 25.33, 316, 617 (2014) 25.33, 316, 617 (2014) 25.33, 316, 617 (2015) 25.		25, 047, 243		(1, 939, 616)	1, 100, 467	76. 104			159.398	•				838.037 <39.244.761				•	107, 276	38, 919, 681	(325, 080)	
7 (2015) 27.836.778 3.728.		26 319 617			674 862	54 935			139 919									•	117 170	39 549 744	(1 763 605)	
留 fine 1[1986] 年4月「総員保険の年金部門が原生年金に統合された。 平成3 (1997) 年4月に周三共済が原生年金に統合された。 平成4 (1997) 年4月に周三共済が原生年金に統合された。 野和42 (1997) 年4月に日三共済が原生年金に統合された。 昭和42 (1997) 年4月に日三共済が原生年金に統令された。 昭和42 (1997) 年4月に最終地の東京衛立のは、「田原政府時別会から東北した第二条のは、「田子された第3、616個円を含む。 昭和42 (1997) 年度の年度末積に立むは、制度保険時別会計で発生が発生ので発生が発生が発生が発生が発生が発生が発生が発生が発生が発生が発生が発生が発生が発		27, 836, 178		∆5, 008, 127 <346>	677, 723	23, 289	2, 357, 008	•	119, 253	· 4	664, 730	- 67		155,953 <45,164,428				•	128, 495	42, 900, 829		
く耳触(さんく)	-	(1986) 年4月 (1986) 年4月 (1987) 年4月 (1987) 年4月 (1987) 年度以(1987) 年度以(1987) 年度以(1987) 年度以(1987) 年度以(1987) 年度以(2005) 年度以(2005) 年度以(2006) 年度以(の Bensy 11:10 に 配 国 展 級 で 国 国 日 三 世	の年金部門が原生年金に の年金部門が原生年金に が原生年をに着らまれた。 の原生年をに着らまれた。 保険権制を計せる。 では、 静度機構制を計せる。 一人の利息ので配置を 一人の利息ので配置を には、 財産機関を発展しては、 には、 財産機関を発展しては、 には、 財産機関を発展しては、 には、 日本金属金田事工には、 はないには、 維工作数は、 を選出を ではて砂炭に、 を選出を では、 対象を では、 対象を では、 対象を できる。 では、 かまる。 できる。 では、 かまる。 できる。 でる。 できる。 で	たらされた。 計から承継 の決算額に の決算額に が14金126億 第13、年金億 資温・等金億 高温・等金億 高温・等金億 高温・等金億 高温・等金億	(1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	4億円を含ま 株質組みのま 株型会計の名 ・開始立行政役 1億円)を含 1億円)を含 1億円)を含	5. 位年金保険 位金とされ、 大が付金 (7. 1か。 (金等が年金) 年度5,402億	に関するもに た額3,616億 平成17(2006 特別会計に対 資円、平成20	1-3 70を含む。 71年含む。 71年度は年金 8株されたこ。 (2008) 年度6,	首金運用基金 とによる収入 401億円、平		- 加えたもの - 加えたもの - 知えたもの - 年度3,933 <u>億</u>	を計上している。 貸円、平成22(2010) ⁴	年度4,033億1	円、平成23(2	011)年度3,	605億円、平	清改24(2012)	年度2,862億	円、平成25(2013)年度2.45	12億円、平成26 (2014)年

2. 船員保険

		1	仅 入				支 出			左座士
年度	保険料	国庫負担	利息及び 配 当 金	その他収入	合計	給付費	その他支出	計	収支残	年度末 積立金
(西曆)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45 (1970)	18, 951	1, 373	5, 931	0	26, 255	7, 232	28	7, 260	21, 978	110, 757
46 (1971)	22, 974	1, 498	7, 467	0	31, 938	8, 173	26	8, 199	28, 305	138, 940
47 (1972)	26, 860	1,829	9, 127	0	37, 816	9, 736	29	9, 765	31, 633	169, 933
48 (1973)	32, 060	2, 565	11, 273	0	45, 898	13, 375	31	13, 406	36, 825	206, 379
49 (1974)	44, 197	5, 421	13, 762	144	63, 525	25, 568	271	25, 839	38, 696	244, 563
50 (1975)	48, 148	7, 125	16, 534	237	72,044	33, 935	517	34, 452	33, 111	276, 919
51 (1976)	59, 195	9, 163	19,079	458	87, 896	45, 332	138	45, 470	36, 168	312, 964
52 (1977)	68, 183	12, 613	21,719	347	102, 862	58, 017	340	58, 356	38, 867	351, 534
53 (1978)	69, 262	15, 301	23, 823	758	109, 144	70, 023	162	70, 185	27, 050	378, 208
54 (1979)	69, 623	18, 830	24, 480	420	113, 353	80, 029	1, 271	81, 299	20, 768	397, 485
55 (1980)	76, 831	22, 286	26, 224	1,506	126, 847	97, 999	3, 023	101,023	15, 182	410, 679
56 (1981)	87, 346	26, 795	27, 869	2,096	144, 106	118, 503	3, 193	121,696	17, 966	426, 886
57 (1982)	89, 484	27, 324	28, 198	365	145, 370	135, 213	1, 233	136, 446	11, 119	437, 123
58 (1983)	88, 977	32, 989	28, 164			151, 032				436, 807
59 (1984)	88, 307	40, 974	27, 183			171, 041				426, 898
60 (1985)	89, 108	3, 014	25, 521			196, 725				394, 223

- 注1 収入・支出の両方に災害補償相当分を含む。 注2 収支残及び年度末積立金は船員保険特別会計としての額である。 注3 船員保険の年金部門は昭和61(1986)年4月に厚生年金に統合された。 注4 簿価ベースの数値である。

(1) 国家公務員共済組合連合会

【厚生年金保險経理】

負担追	自加費用	運用収入	基礎年金 交付 金	厚生年金 交付 金 排	財政調整拠出金収入	その他 坂 入 _{岡万田}	onta d□	給付費	基礎年金 拠 出 金	友 厚生年金 拠 出 金 画278	田財政調整 西 田 金 田 金	その他 大 田	4	収支残	年度末積立金
110,6			34, 789	573, 541	E	9,758	1,607,624 <1,541,2	വു	282, 180	567, 502	3,459	23, 229	1, 564, 025	43, 599 <∆22	-

注1 時個ペースの運用収入は、正味運用収入・適用収入から有価語券売却損等の費用を減じた収益額)に年度未積立金額の評価損益の増減分等を加算して推計した参考値である。同様に、時個ペースの収支数は、年度未積立金額の評価損益の増減分等を加算して算出した参考値 である。また、時価ペースの年度末額な金貨包括信託内の未収収益を含めた時価総額を計上している。 注2 時価ペースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。 注3 時価ペースの8点は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

【経過的長期経理】

排 付 位 金	百万円	668, 667 <657, 177>	。 同様に、時価ペースの収支残は、年度
収支機	百万円	△32,468 <△30,419>	値である。同様に、時価へ
神	百万円	89,950	計した参考値
を支め出出	百万円	9, 132	と加算して推
給付費	田龙田	80,818	益の増減分
rita du	百万円	57, 482 <59, 531>	・売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して推計した参考。 ・ する評価をした場合の額である。
そ め 名 人	日万日	15,099	じた収益額)に の額である。
基礎年金 次 付 金	百万円	34	の費用を減じ をした場合の
運用収入	田辺田	22,145 <24,590>	の有価語券 地値である ハ時値に称
追加費用	百万円	10,005	運用収入 (運用収入か を加算して算出した参 いて市場金利を参照し
国庫· 公経済負担	百万円	310	田域にる
事業主負担	百万円	9, 494	の運用収入 の評価損益 の額は、預 簿価ベース
年度	(羅短)	平成 27 (2015)	本価ペース 大様な金額 大様な金額 注2 時価ペース 注3 ペッカは、

				八	\prec							+ ×	丑					1
年度		料収入等 負担金	利息及び配 当金	基礎年金 次 付 金	制度間調整交 付 金	財政調整 拠出金収入	ル り と と と	布	給付費	基礎年金 拠 田 金	年金保険者 地田 金	制度間調整 地田 金	長期財政 調整拠出金	財政調整 出 金	そ支の 出	右	収支残	年度 積立金
(西暦) (西暦) 12年 7年 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日 7日	百万円 百万円 96 301	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円 3 75.4	百万円 106 360	百万円 97 A07	百万円	百万円	百万円	百万円	日五百	百万円	百万円 97 A97	百万円 78 Q33	百万円 486 456
9 0	66 747	150 450	61 570				7 504	200, 200	150 515						61	100 040	156 540	1 101 914
50 (1975)	74 004	100,409	70,469				7 074	200, 019	163, 212		•		•		120	167 617	_	1, 101, 5.
	74,084	183,912	77,408	•	•	•	1,214	331, 138	167,370	•	•	•	•		241	10', 01'		1,2/1,532
52 (1977)	81,005	220, 268	84, 332				8, 219	393, 824	204, 908			•			166	205,074		1, 460, 422
53 (1978)	85, 362	248,644	94,389				7,252	435,647	245, 534				•		519	246,052	189, 595	1,650,282
54 (1979)	94,678	285,030	108, 105				7,454	495, 267	283, 382	•					1,004	284, 387	210,880	1,861,267
55 (1980)	105,607	312,826	130,214			•	8,969	557, 616	325, 279	•	•	•	•		856	326, 134	231, 481	2,092,909
56 (1981)	112,007	338, 344	143.129				8.883	602, 362	376, 787						475	377, 262	225, 100	2,318,209
	113 854	356 313	158 908				10 019	639 094	426 831						462	427 293		2,530,257
56 (1083)	117 107		174 550				10,000	601 611	160,057			•			010	469 670		9 749 461
	101,101		1.00,000	•			10, 300	001,011	400, 331		•	•			01.0	400,010		2, 143, 431
	184, 195	476,733	188,980	•		•	10,895	860, 803	525, 646		•	•	•		89, 116	614, 762		2, 989, 80
	248, 108	567,912	201,367	•		•	11,768	11,768 1,029,156	616, 588	•	•		33,022			697, 748		3, 321, 437
	248, 158	797, 299	254,024	74, 504			30,946		881, 553	129, 533			34,013		185	1,045,285		4, 390, 496
62 (1987)	251, 158	878,618	263,948	115, 581			29, 394	29, 394 1, 538, 700	1,033,012	158, 421			35,033		130	130 1, 226, 596	312, 104	4, 703, 705
63 (1988)	256, 225	983, 225	275, 399	133, 458			32, 332	1, 680, 639	1, 102, 781	172,520	•		36,084		366	366 1, 311, 750	368, 889	5,074,874
平成 元 (1989)	291,879	958, 759	301,049	136,925			39, 280	39, 280 1, 727, 891	1, 195, 036	171,520		•	37, 167		3,950	3,950 1,407,673	320, 218	5, 395, 551
		964, 511	349,076	158,031	219, 250		3,084		1, 277, 760	175,974		219, 250	8,000		3,695	3,695 1,684,679	344, 726	5,740,766
3 (1991)	349,080	988, 442	349, 716	174, 417	294, 240		3,612	2, 159, 508	1, 352, 994	188, 292		294, 240	8,000		3,826	3,826 1,847,353		6,052,921
4 (1992)	361, 769	1,041,046	356, 275	186, 811	325, 525		2, 282	2, 273, 707	1, 422, 625	206, 185		325, 525			3,542	3, 542 1, 965, 877	307, 830 6, 360, 752	6,360,75
5 (1993)	373, 163	1,073,415	354, 145	193, 584	345, 161		2,557		1, 474, 022	217,012		345, 161			3,925	2,044,120	297, 905	6,658,657
6 (1994)	399, 121	1, 119, 272	346, 257	206, 438	374, 427				1, 529, 708	234, 374		374, 427	4,000		4,366	2, 146, 875		6,959,255
	451,781	1, 159, 673	346, 347	218,843	413, 976				1, 600, 454	262, 396	•	413, 976	2,000		3,555	2, 282, 380		7,269,317
1	471, 275	1, 155, 437	350, 518	220.861	453, 892				1, 611, 680	273, 272		453, 892	2, 000		4.104	2, 344, 948	-	7, 578, 21
9 (1997)	489, 180	1, 191, 324	328, 917	219, 366	104, 053		1, 789	2, 334, 630	1, 624, 037	284, 760	2,083	104, 053	î .		3,679	2, 018, 612		7,894,229
	492, 401	1,218,502	272,830	220, 127	17, 706		1,773	2, 223, 339	1, 651, 671	307, 463	2,527	17, 706			4,511	1, 983, 879		8, 133, 689
		1,201,851	266,622	215, 639	5, 188		1,538	2, 187, 241	1, 660, 777	328,846	2,527	5, 188			4,682	2,002,020		8, 318, 911
		1,204,083	249,858	208, 331	•		145, 289	2, 316, 753	1, 680, 029	353, 454	2,527				4, 569	2,040,579		8, 595, 085
13 (2001)	511, 292	1, 188, 683	210,393	199, 347	•	•	1,982		1, 686, 720	360,813	2,527		•	•	6,723	2, 056, 783	54, 915	8,649,999
14 (2002)	505, 336	1, 177, 559	216,862	193, 492		•	2,317	2, 095, 567	1, 685, 208	371,894	2,249	•			11,537	2, 070, 888	24,678	8,674,678
15 (2003)	510,656	1, 174, 389	235, 755	183, 281			2,331		1,684,915	389,812	3,961				8,644	2, 087, 332	19,081	8, 693, 759
	509,821	1, 156, 354	210,947	172,862		70,828	2,571		1, 677, 860	419,213	2,790			ı	13,926	2, 113, 788	9, 596	8, 703, 354
17 (2005)	512, 913	1, 145, 135	242,287	164,015		117,243	2,871		1, 669, 280	420, 135	3,079			ı	37, 373	2, 129, 868	54, 596	8, 757, 951
18 (2006)	515,619	1, 136, 788	260,666	155, 206		80, 781	2,996		1, 668, 638	420,968	3,109		•	-	3,546	2, 096, 261	55, 796	8,813,746
19 (2007)	516, 513		278,922	144,622		62, 443	3,311	2, 125, 712	1,673,370	441,681	2,682	•		I	7,541	2, 125, 275	437	8,814,184
20 (2008)	520,838	1,050,884	171, 190	135,019		71,385	3,347	1, 952, 663	1,673,624	449,289	2,679	•		I	70, 171	2, 195, 762	$\triangle 243,100$	8, 571, 084
21 (2009)	515, 323		150,848	126,068	•	88, 420	3,749		1, 677, 506	481,072	2,770		•	ı	27, 731		$\triangle 205,318$	8, 365, 766
22 (2010)	513,612	1,212,849	169,515	112, 981	•	48,220	4,051	2, 061, 229	1, 681, 727	532, 536	2,295	•		ı	28, 206	2, 244, 763	\triangle 183, 534	8, 182, 232
23 (2011)	525,624	1, 225, 890	153, 423	103,067		9,706	4, 122	2, 021, 832	1, 666, 456	564, 412	2,272		•	ı	25,854	2, 258, 994	$\triangle 237, 162$	7,945,069
24 (2012)	517,908	1, 140, 160	163,538	89,855		ı	4,714	1, 916, 175	1, 663, 498	551,305	2,763		•	51,301	29,644	2, 298, 511	\triangle 382, 336	7,562,734
25 (2013)	526,386	1, 106, 630	184, 419	85, 207	•	ı		1, 906, 418	1, 621, 579	543, 100	2,819			21,459	12,577	2, 201, 534	$\triangle 295, 116$	7,267,618
26 (2014)	561,840	1, 109, 634	226, 249	75,016	•	I	3, 419	1, 976, 158	1, 545, 342	554,442	2,792	•		68,921	57, 591	2, 115, 227	△139.069	7, 128, 548
1000	000	0.0	0 0															

注1 昭和59(1984)年4月に郵政省共済組合が加入した。 注2 平成12(2000)年度のその他収入には旧地方事務官移管金(1,436億円)を含む。 注3 簿価ベースの数値である。

- 225 -

付属資料◆長期時系列表

(2) 郵政省共済組合

			収	入			:	支 出			
年度	拠	出保険料収入	等	利息及び	その他			その他		収支残	年度末 積立金
	掛 金 (本人負担)	負担金	計	配当金	収入	合 計	給付費	支出	合計		俱业亚
(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45 (1970)	9, 543	21, 373	30, 916	11, 209	47	42, 172	17, 806	8	17, 813	24, 359	182, 561
46 (1971)	11, 029	26, 623	37, 652	12, 834	67	50, 553	21, 935	8	21, 943	28, 611	211, 176
47 (1972)	12, 458	29, 922	42, 380	13, 956	32	56, 368	26, 934	6	26, 940	29, 428	241, 036
48 (1973)	14, 384	36, 631	51, 015	16, 849	75	67, 939	34, 525	7	34, 532	33, 407	274, 456
49 (1974)	18, 981	48, 376	67, 358	22, 504	96	89, 957	49, 053	7	49, 059	40, 898	315, 368
50 (1975)	21, 957	62, 054	84, 011	24, 314	124	108, 449	70, 653	9	70, 663	37, 786	353, 172
51 (1976)	23, 566	77, 030	100, 597	25, 875	200	126, 672	91, 916	11	91, 926	34, 745	388, 103
52 (1977)	25, 389	89, 632	115, 021	27, 741	2, 368	145, 130	110, 274	12	110, 286	34, 844	422, 987
53 (1978)	26, 323	103, 902	130, 225	28, 281	622	159, 128	127, 067	8	127, 075	32, 053	455, 096
54 (1979)	29, 990	115, 934	145, 923	31, 634	765	178, 323	141,866	10	141,876	36, 447	491, 588
55 (1980)	35, 227	129, 533	164, 761	39, 102	822	204, 684	157, 798	18	157, 816	46, 868	538, 487
56 (1981)	38, 656	140, 472	179, 128	40, 692	1, 742	221, 563	179, 096	12	179, 108	42, 454	581, 018
57 (1982)	40, 750	149, 616	190, 366	42, 872	7, 926	241, 164	200, 344	44	200, 387	40, 777	621, 855
58 (1983)	41, 721	159, 543	201, 264	45, 175	7,645	254, 083	216, 432	25	216, 457	37, 627	659, 558
59 (1984)	19	112, 939	112, 958	45, 466	92, 247	250, 670	229, 522	44	229, 566	21, 105	680, 780
60 (1985)	23	164, 492	164, 515	46, 190	50, 864	261, 569	233, 803	57	233, 861	27, 709	708, 842

注1 郵政省共済組合は昭和59(1984)年4月に国家公務員共済組合組合連合会に加入した。 注2 簿価ベースの数値である。

4. 公共企業体職員等共済組合 (1) 合

				故	K						₩	丑				
1	加出保险机位入	い													1	年度末
中	路 (本人負担)	け収入寺 負担金	利息及び配 当金	基礎年金 交 付 金		長期財政 調整交付金	そ め 名 人	1 11111111111111111111111111111111111	給付費	基礎年金拠 出 金	制度間調整拠 出金	長期財政調整拠出金	を支め田田	<u>₩</u>	収支機	積立金
(暑屋)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45 (1970)	27,951	81, 439	27,018	•	•	•	1, 793	138, 201	68, 529	•	•	•	188	68,717	69, 485	477, 254
46 (1971)	32,914	96, 469	31,942	•	•	•	2, 132	163, 456	82,380	•	•	•	226	82,606	80,850	558, 563
47 (1972)	37, 169	111, 227	37,044	•	•	•	2,866	188, 306	97, 238	•	•	•	282	97,520	90, 785	650, 135
48 (1973)	43, 101	131, 565	41,771	•	•	•	2, 919	219, 356	122, 238	•	•	•	327	122, 565	96, 792	747,022
49 (1974)	55, 525	172, 693	52,031		•		4, 237	284, 486	167, 565		•		426	167,991	116, 495	863, 781
50 (1975)	63, 587	201, 554	58,027	•	•	•	5, 680	328, 848	231, 908	•	•	•	699	232, 577	96, 271	960, 202
51 (1976)	73,367	233, 619	62, 117		•		6,064	375, 167	300,991		•		689	301,680	73, 487	1, 033, 848
52 (1977)	79, 290	261, 125	66,662		•		7,070	414, 147	362, 234				722	362,956	51, 191	1, 085, 236
53 (1978)	90,050	348, 396	72, 436		•		7,996	518, 879	422,873				786	423,659	95, 219	1, 180, 610
54 (1979)	92, 563	384, 906	78,316		•		9,090	564,875	480, 532				879	481, 411	83, 465	1, 264, 337
55 (1980)	95, 195	430,602	87,130		•		10, 581	623, 508	545, 212		•		896	546, 180	77, 328	1, 341, 812
56 (1981)	112,700	515, 228	91,722		•	•	12, 489	732, 139	633, 689		•	•	1, 124	634,813	97, 326	1, 439, 390
57 (1982)	117, 204	599, 739	100, 319		•		13, 505	830, 767	725, 739				1, 339	727,078	103,689	1, 543, 416
58 (1983)	120, 781	682, 732	111, 240				14,653	929, 407	813, 327			•	1, 508	814,835	114,572	1,658,302
59 (1984)	137,066	787,620	115, 903		•		15, 503	1, 056, 093	883,054		•		1,661	884,715	171, 377	1, 829, 822
60 (1985)	149,665	795, 154	127, 603	•	•	17,088	16,618	1, 106, 129	972, 222	•	•	9, 368	1,800	983, 390	122, 738	1, 766, 327
61 (1986)	136,704	738, 711	117, 795	45, 599		34, 195	18, 127	1,091,132	980, 106	73,013		9,648	1,962	1, 064, 729	26, 403	1, 793, 030
62 (1987)	127, 235	819, 254	103, 478	67, 563		47,770	17,953	1, 183, 254	1, 116, 736	86, 363		9,938	1,875	1, 214, 912	$\triangle 31,659$	1, 759, 679
63 (1988)	130,613	847, 666	99, 306	103, 417		61,373	19, 395	1, 261, 771	1, 135, 818	83, 580	•	10,236	1,842	1, 231, 475	30, 295	1, 785, 309
平成 元 (1989)	144,045	858, 445	103, 703	117,354		72,489	19,620	1, 315, 656	1, 160, 207	77, 187	•	10,543	1,846	1, 249, 784	65,872	1,849,239
2 (1990)	163,823	840, 105	96, 489	127,669	197, 270	8,000	18, 580	1, 451, 936	1, 185, 088	85, 367	100, 107	I	2,010	1, 372, 573	79, 363	1, 927, 126
3 (1991)	172,430	835, 208	115, 142	150, 283	251, 543	8,000	186	1, 532, 792	1, 210, 143	90, 966	134, 947	I	3, 317	1, 439, 373	93, 419	2,020,545
4 (1992)	178,003	833, 754	110, 769	170,250	265,888	8,000	210	1, 566, 875	1, 237, 848	100, 271	149, 293	I	2,062	1, 489, 474	77, 401	2, 097, 946
5 (1993)	181,978	846, 537	111,609	191, 406	256, 963	4,000	269	1, 592, 763	1, 249, 957	105, 458	157, 996	I	2, 181	1, 515, 591	77, 171	2, 175, 117
6 (1994)	190,364	855, 693	110, 129	215,040	270, 787	4,000	405	1, 646, 418	1, 270, 910	111, 539	171, 736	I	2,073	1, 556, 259	90, 159	2, 265, 277
7 (1995)	210,380	888, 679	106, 735	237, 204	254, 933	2,000	349	1, 700, 279	1, 303, 999	121, 782	190, 180	ı	2, 123	1, 618, 084	82, 195	2, 347, 472
8 (1996)	217,501	879, 746	169, 332	244, 494	273, 509	2,000	492	1, 787, 075	1, 293, 206	126, 731	208,803	1	5,096	1, 633, 835	153, 240	2, 500, 712

公共企業体職員等共済組合は昭和59(1984)年4月に国家公務員共済組合に統合された。 昭和59(1984)年度以降は、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこの各共済組合の合計を計上した。 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。 簿価ベースの数値である。

(2) 日本鉄道共済組合

	4 年 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	植元英	百万円	34 259, 342	43 298, 782	340, 709	10 382, 010	50 426, 570	77 444, 492	51 435, 795	51 399, 634	96 408, 082	400, 990	384, 313	380, 007	379, 461	987, 270	46 437, 846	78 419, 587	23 356, 820	34 270, 128	45 240, 814	51 238, 801	95 234, 473	254, 280	39 277, 420	52 299, 682	341, 649	368, 654	
	収支機		百万円	34,734	39, 343	41,838	41,210	44,450	17,777	$\triangle 8,851$	\triangle 36, 351	8, 296	$\triangle 7,342$	$\triangle 16,808$	△4,538	$\triangle 856$	7,519	50,446	\triangle 18, 478	$\triangle 63,023$	$\triangle 84,934$	\triangle 23, 745	351	$\triangle 2,795$	19,807	23, 139	22, 262	41,967	27,005	
	;	晳	百万円	53, 442	64, 205	75,964	95, 373	131, 519	182, 972	238, 466	287, 343	336, 632	383,022	433, 621	504,087	575, 522	642,972	691, 231	755, 202	787, 340	887, 309	881, 741	874, 252	923, 079	947, 636	966, 143	973, 634	988, 319	1,012,756	
	から各	支で出	百万円	11	10	6	17	33	42	72	51	73	73	91	136	180	152	176	142	133	31	11	8	0	1, 183	11	41	16	17	
大田田	車開開	大型 大型 田 田 田 田	百万円	•		•	•	•					•	•	•	•			•	•			•	39, 367	53,025	58,807	62, 201	67,331	74,602	
11.1	其礎年金	2 日 日 田 田	百万円	•		•	•	•	•	•	•	٠	•	•		•	•	•	•	35,946	40,287	34, 156	28,775	35, 208	38,666	42,954	46,096	48,079	52, 538	
	:	給付費	百万円	53, 431	64, 195	75, 955	95, 356	131, 486	182, 931	238, 394	287, 292	336, 559	382, 949	433, 529	503, 951	575, 342	642, 819	691,055	755,060	751, 262	846,992	847, 574	845, 469	848, 504	854, 762	864, 372	865, 296	872, 893	885, 598	
		√ □	百万円	88, 176	103,547	117,802	136, 583	175,969	200,749	229,615	250,992	344,927	375,680	416,813	499, 549	574,666	650, 491	741,676	736, 723	724, 317	802, 375	857, 996	874,602	920, 284	967, 443	989, 283	995, 896	1,030,287	1, 039, 761	
	から名	収り収して	百万円	0	0	0	2	26	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	846	256	63	59	54	127	143	159	337	258	
	和祖朝台	大型的 調整交付金	百万円		•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	17,088	34, 195	47,770	61, 373	72, 489	8,000	8,000	8,000	4,000	4,000	2,000	
X		以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 に い に い に い に い	百万円	•		٠	٠	•	•	•		•	•	٠	•	•			•	•			•	135, 200	168,025	173,807	159, 201	164, 331	136,602	
以		文献とけ、	百万円			٠	٠	•	•	•		•	٠	٠	•	•			٠	33, 431	52, 458	79,638	88,925	94, 963	111, 375	129, 119	145, 385	164,945	183,994	
	和自及び	記	百万円	15, 515	17, 966	20,625	23, 252	29, 198	30, 696	30, 182	28,927	30, 998	32, 613	34, 148	34, 214	34,039	34, 563	35, 806	36, 944	34,012	21, 533	18,838	17, 223	11, 512	11, 300	11, 387	10, 578	10,557	8, 751	
	4収入等	負担金	百万円	54,864	64, 706	74,043	86, 984	113, 414	132, 290	155, 512	175,092	257, 781	286, 017	324, 467	395, 967	468, 939	541, 451	622, 745	599, 857	550, 352	620, 593	637, 542	632, 984	599, 461	591, 935	585, 989	592, 597	599, 603	615, 472	
	拠出保険料収入等	掛金 (本人負担)	百万円	17,797	20,875	23, 133	26,346	33, 332	37,759	43,922	46,973	56, 148	57,050	58, 197	69, 368	71,688	74, 476	83, 126	82,834	71,482	59, 766	60,543	62,922	71,094	76,683	80,838	83,976	86, 513	92,683	
	年度		(屋屋)	昭和 45 (1970)	46 (1971)	47 (1972)	48 (1973)	49 (1974)	50 (1975)	51 (1976)	52 (1977)	53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)	57 (1982)	58 (1983)	59 (1984)	(1985)	(1986)	62 (1987)	63 (1988)	平成 元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	

注1 日本鉄道共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。 注2 簿価ペースの数値である。

(3) 日本電信電話共済組合

	年 積立金		百万円	182, 602	219, 402	263, 473	312, 933	377, 815	449, 554	526, 251	608, 723	691,850	780,024	872, 983	972, 622	1, 077, 126	1, 183, 931	1, 304, 035	1, 262, 258	1, 347, 917	1, 400, 217	1, 456, 671	1, 527, 702	1,610,033	1, 683, 753	1, 739, 270	1, 794, 496	1,843,163	1, 898, 298	2, 005, 223
	収支残		百万円	30, 164	36, 439	43, 377	49,457	64,730	71,738	76,692	82, 469	83, 126	88, 163	92, 946	99,627	104,480	106,790	120,094	131,395	85,625	52, 279	55, 563	70,647	82, 292	73,720	55, 516	55, 226	48,668	55, 135	106,924
	4	п	百万円	12,013	14, 420	16,831	21, 233	28, 364	38, 476	48,883	58,614	67, 577	76, 480	87,946	102, 440	119, 231	135, 972	154,607	184, 316	229, 273	270,957	290,950	312,883	378, 815	417, 738	447,082	464, 357	488, 233	522, 405	538, 174
	その色	田田	百万円	177	214	265	305	391	624	577	909	684	804	876	886	1, 158	1, 335	1, 423	1,574	1, 688	1,823	1,819	1,839	2,010	2,055	1, 988	2,077	1, 989	2,084	4, 967
丑	長期財政	司整拠出金	百万円			•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	8, 455	8,708	8, 969	9, 238	9,515	I	I	I	I	ı	I	1
₩	制度間調整	田	百万円		•	•	•	•			•	•	•	•	•				•	•			•	55, 249	74,526	82,285	87, 120	95,014	105, 173	115, 599
	基礎年金 #		百万円		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•				•	33, 544	42,050	45, 381	44, 320	45,959	47, 963	52, 274	53, 895	57, 799	63,061	64, 080
	華 十/ ~/		百万円	11,836	14, 206	16,567	20,928	27,972	37,851	48, 306	58,008	66,894	75,676	87,070	101,452	118,073	134,637	153, 184	174, 288	185, 333	218, 115	234, 512	257,210	275, 597	293, 194	310,535	321, 265	333, 430	352,088	353, 528
	iii	<u>і</u> п	百万円	42, 177	50,859	60, 208	70,690	93,093	110,213	125, 576	141,083	150,703	164,643	180,893	202,066	223,710	242, 762	274,701	315, 711	314,898	323, 236	346, 513	383, 530	461, 107	491,459	502, 599	519, 583	536,900	577,540	642,099
	その色	以入	百万円	1,704	2,028	2, 743	2, 811	4,062	5, 598	6,016	6,881	7, 913	9,078	10, 574	12, 470	13, 473	14, 593	15, 457	16, 556	17, 248	17,651	19, 296	19, 533	18, 497	45	59	26	54	81	7.1
	制度間調整	は金	百万円		•							•	•	•	•									53,270	72, 127	79,892	85, 124	93,064	103,916	114, 306
X	基礎年金		百万円		•							•	•	•	•					9,268	11,096	18,901	22, 376	26, 423	31,383	32,549	36,659	39,954	42,381	43, 100
外	利息及び	色	百万円	9, 364	11, 538	13,692	15, 410	19, 223	23, 143	27, 414	32,807	36, 301	40, 206	46,987	51, 219	60,058	70, 233	73, 703	83, 665	78, 273	74, 574	74,051	81, 337	78, 535	98, 305	94, 460	96,879	96,003	94,675	139, 984
	泰	負担金	百万円	22, 384	26, 865	31, 532	37, 796	50, 287	58, 689	66, 128	72, 765	76, 422	83, 800	90, 327	100,063	109,844	116, 769	137, 786	156, 314	152, 116	159, 499	171, 213	187,065	200, 309	203, 080	208, 195	212, 780	214, 464	230, 408	236, 046
	拠出保険料収入	掛 金 (本人負担)	百万円	8,726	10, 429	12, 240	14,672	19, 521	22, 782	26,018	28,629	30,068	31, 559	33,004	38, 314	40,335	41, 166	47,756	59, 177	57, 993	60, 415	63,052	73, 218	84,074	86, 519	87, 444	88,044	93, 360	106,080	111, 591
	年度		(屋屋)	昭和 45 (1970)	46 (1971)	47 (1972)	48 (1973)	49 (1974)	50 (1975)	51 (1976)	52 (1977)	53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)	57 (1982)	58 (1983)	59 (1984)	(1985)	(1986)	62 (1987)	63 (1988)	平成 元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)

注1 日本電信電話共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。 注2 簿価ペースの数値である。

(4) 日本たばこ産業共済組合

-
制度間調整 その他
百万円
800
11,392
12, 190
12,638
392
415
408

注1 日本たばこ産業共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。 注2 簿価ペースの数値である。

5. 地方公務員共済組合

	4	横位分金	国为国	19, 569, 688 <18, 019, 277>
		収支機	田辺田	A471, 117 <a290, 794=""> 19.</a290,>
		神	百万円	1, 317, 753
		その他支出	日之日	10.930
	H	財政調整 拠 出 金	百万円	I
	¥	厚生年金 拠 出 金	田光田	623, 802
		基礎年金 拠 出 金	百万円	727, 501
		給付費	日之日	1, 955, 520
		抽	田光田	<4. 026. 959>
		∢п		846, 636
		その他収入	田光田	1.365 3.
		財政調整 拠出金収入	日之日	3.459
		厚生年金 交 付 金	田光田	1,659,764
	γ γ	基礎年金交 付金	日之日	77, 921
)	運用収入	百万円	117, 785 <305, 985>
		追加費用	日光田	1.422
		国庫·公経済負担	日ン日	377, 828
東田		保険料	田光用	1, 599, 215
厚土平金体网		年度	(編屋)	平成 27 (2015)

注1 時価ペースの運用収入は、正味運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度未積立金額の評価損益の増減分を加算して推計した参考値である。同様に、時価ペースの収支換は、年度未積立金額の評価損益の増減分を加算して第出した参考値であ 5。また、時価ペースの年度末積立金は包括信託内の未収収益を含めた時価総額を計上している。 注2 < ^ brit、稼価ペースである。

【経過的長期経理】

1 11 1	神 人 村 立 金	可 20,976,678<19,254,502>
	収支機	
	华	百万円 251, 453
支 田	その他 女田	百万円 3,478
TPA.	給付費	^{百万円} 247,975
	#i= <□	田辺円 100,860 <413,747>
	そ あ 名 人	百万円 5,808
	基礎年金交付金	百万円 0
収入	運用収入	日 万円 90,170 <405,322>
	追加費用	百万円 0
	国庫· 公経済負担	百万円 0
	事業主負担	百万円 2,617
	年度	(西曆) 平成 27 (2015)

注1 時価ペースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価語券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末額立金額の評価損益の増減分を加算して推計した参考値である。同様に、時価ペースの収支換は、年度 末額立金額の評価損益の増減分を加算して算出した参考値である。 注2 < ゝ内は、簿価ペースである。

[長期経理]

20, 485, 949 22, 245, 465 23, 974, 902 019 904 036 868 458 201 483 760 559 805 885 096 721 012 465 430 062 126 473 886 817 461 980 179 724 558 657 999 707 864 282 794 年度末 積立金 25, 612, 4 27, 162, 2 32, 245, 4 36, 926, 6 11, 701, 13, 113, 9 14, 592, 17, 235, 18, 745, 7 28,840, 30, 522, 33, 735, 35, 234, 9 37, 465, 37,829, 38, 061, 8 38, 808, 2 39, 707, 40, 152, 7 39, 520, 38, 925, 38, 365, 10, 541, 15, 907, 36, 150, 36, 680, 36, 993, 37, 681, 421, 493, 970 449 137 716 013 975 121 911 739 293 084 173 363 693 605 992 635 689 881 767 087 125 170 682 454 204 535 653 692 387 381 535 698 597 861 1, 739, 1, 759, 1, 729, 1, 637, 1, 549, 1,678, 1, 328, 1, 509, 1, 723, 1, 489, 1, 498, 363, 232, 445, 641, 754, 805, 681, 775, 539, 746, 898, 407, 241 599, 913 790 248 618 799 4,091,342 755 753 700 323 508 649 1,247,816 075 263 2,994,378 3,908,344 451 308 061 592 539 759185 5, 928, 516 911 788 885 880 641 923 4, 567, 4 1,444,0 1, 794, 9 3, 195, 2 3, 423, 6 4, 765, 5 5,625,1 空 804, 926, 1,066, 1,606, 420, 821, 3,649, 4,303, 4,668, 4,938, 5,064, 300, 5, 304, 5, 515, 5, 571, 5, 564, 5,884, 030, 262, 552, 680, 951 52, 414 64 44, 068 114, 445 12, 794 26, 119 16, 164 1199, 589 110, 236 1, 496 1, 385 1, 146 13, 863 16, 741 15, 844 15, 526 20, 798 2, 567 2, 492 2, 102 2, 102 3, 406 2, 963 3, 213 4, 283 6, 489 9, 024 71, 586 87, 981 104, 456 15, 852 1, 336 1, 560 1, 893 1,748 985 163, 788 236 そ支の の 他出 80, 781 62, 443 71, 385 88, 420 48, 220 9, 706 117, 243 828 图 田 70, 財拠 田 21, 599 21, 590 18, 245 18, 188 11,817 11,811 難金 975 展開田 17, 削拠 :金保険者 : 出 金 6, 713 4, 229 4, 024 7, 450 750 528 528 528 528 788 782 705 539 224 608 $149 \\ 462$ 19, 23, 123, 123, 123, 123, 123, 123, 128, 223, 228, 228, 27, 27, 24, 22, 14, 年拠 1, 115, 898 1, 168, 716 462, 413 486, 359 526, 974 584, 263 1, 363, 014 1, 357, 431 463, 764 423 187 103 787 787 753 753 453 094 753 670 499 429 538 956 1, 199, 466 1,256,041 130 836 金金 1,055,6 基礎年 拠 田 914, 1, 421, 742, 665, 735, 772, 802, 855, 1,010, 1, 123, 1, 122, 137, 622, 986, 502 753 037 758 828 282 254 733 263 629 666 568 609 290 695 901 357 325 756 132 320 689 698 778 399 634 990 087 572 974 497 973 2,016, 2, 712, (2, 898, 7 3,448, 3,616,9 3,817, 3,937,0 4, 117, 6 4, 291, 96, 410, 679, 802, 925, 064. 1, 793, 2,367, 2, 515, 3,098, 3, 299, 3,880, 4,052, 4, 142, 4, 200, 4, 229, 4, 261. 4, 278, 4,350, 4, 391, 4, 469, 201. 4, 704, 902 5, 163, 309 5, 409, 093 5, 637, 429 6, 489, 134 6, 428, 052 5, 251, 633 5, 333, 981 588 005 465 768 2,633,048 448 529 205 6, 563, 416 4,364 6,070,820 652 737 498 3,020,378 467 4, 323, 348 6,349,913 604 6,038,513 5,843,484 5,747,932 004 6, 463, 772 5, 730, 771 盐 1,609,7 2, 288, 4 2, 412, 7 5, 728, 7 5, 853, 2 1,435, 1, 792, 0 2,077, 3, 442, 3,898, 4, 136, 6, 245, 8 6, 216, 6 6, 318, (5, 486, 6, 105, 8 3, 359, 3 ďП 972 1,712 2,206 1, 132 1,533 23, 890 25, 068 27, 378 26, 650 27, 067 8, 516 8, 925 112, 158 3, 377 3, 454 3, 491 3, 744 3,380 3, 107 3,994 3, 507 4,980 14, 016 15, 092 836 , 402 1,098 1,694 990 3,915 5,785 3,580 9, 976 16,554 3,289 2,641 性入 そ収 21,459 + + + + +301 892 財政調整 拠出金収入 462, 351 473, 611 527, 577 537, 066 530, 826 503, 467 495, 581 479, 621 474, 478 424, 928 371, 781 334, 234 311, 915 291, 172 275, 147 199, 461 296, 242 273,873 622 511 893 394,630 391,007 257, 165 536 794 金金 Þ 249, 368, 124, 162, 183, 基礎を 交付 1, 248, 995 1, 228, 493 1, 160, 026 1, 154, 270 1, 090, 983 1, 100, 889 1, 053, 483 656, 400 787, 165 686, 954 699, 988 753, 371 360, 355 347 103 500 386 951, 781 703 866 1, 210, 895 812 646 206 375 663 884 962 907 900 224 685 127 872,616 905, 332 1, 049, 141 377,613 374,067 び金 利息及び 配当4 덪 1, 179, 7 1, 196, 6 524, 2 501, 3 235, 588, 787, 807, 1, 240, 1, 564, 932, 396, 806. 66, 321, 4, 247 5, 615 5, 723 7,803 7,106 7,615 6, 755 6, 536 8, 426 8, 492 8, 514 916 286 992 294 634 払込金 拠出保険料収入等 680, 817 1, 931, 357 701, 288 2, 993, 391 716, 581 2, 186, 200 774, 110 2, 238, 591 824, 406, 5, 547, 882 1, 047, 759 2, 889, 652 1, 046, 673 2, 839, 617 1, 119, 817 2, 899, 617 1, 201, 192 3, 008, 220 3, 051, 564 3, 043, 559 617 220 456 441 803 887 453 579 427 174 411 328 095 457 694 927 036 410 261 805 338 021 負担金 3, 282, 3, 308, 3, 056, 2, 875, 2, 912, 8 3, 199, 3, 356, 0 1,369, 3, 310, 3, 390, 3, 379, , 313, 3, 310, 3, 249, 3, 161, 2, 920, 3, 080, 054, 203, 120, 084, 649. ς, ... 879 1, 689 1, 345 1, 713 1, ά, က် , 119, 817 , 201, 192 , 360, 370 1, 471, 785 1, 478, 755 411, 153 046 163 724 459 454 098 690 830 525 004 256 501 023 883 1,514,337 541 823 595 掛金 金本人信担) 1,047, 1, 119, 1, 473, 1 1, 496, 1, 474, (1, 498, 278, 305, 326, 459, 536, 1, 408, 1, 487, ,484, 1, 483, 509, 253, 439, 445, 8 (1996) 9 (1997) 11 (1999) 12 (2001) 13 (2001) 14 (2002) 15 (2003) 16 (2004) 17 (2005) 18 (2006) 18 (2006) 19 (2007) 20 (2008) 21 (2009) 22 (2010) 23 (2011) 24 (2012) 25 (2013) 27 (2015) (2011) (2012) (2013) (2014) (2015) 61 (1986) 62 (1987) 63 (1988) (1992) (1993) (1994) (1995) (1990)(1976) (1977) (1978) (1980) (1981) (1982) (1983) (1984) (1989)(1991)年度 51 52 53 54 55 45 56 57 59 60 吊 4 6 9 7

地方公務員共済組合連合会の基礎年金拠出金経理の基礎年金拠出金の 公立学校共済組合及び警察共済組合の合計であり、 平成6(1994)年度以降の負担金には払込金を含む。 平成12(2000)年度のその他支出には日地方事務官移管金(1,436億円)を含む。 昭和63(1988)年度から平成2(1990)年度の基礎年金拠出金は地方公務員共済組合連合会の各組合、 縮と1異なる。 締価ペースの数値である。

并4

俎俎俎

平成

6. 私立学校教職員共済制度

【厚牛年会勘定・厚牛年会経理】

	长金	百万円 <1,914,171>
	年度末 積立金	2, 065, 235
	収支機	百万円 〈50,678〉
	Δi.	△6,676
	和	百万円 416,914
	そ女の の 田田	百万円 1,486
本田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	厚生年金拠 出金	百万円 165,704
	基礎年金 拠 出 金	百万円 115,715
Ī	給付費	百万円 134,008
	抽	南方用 〈467,592〉
	¢п	410, 238 <467.
=	(再揭) 都道府県 補 助 金	6,871
	ル り ろ 人	百万円 17,119
X	厚生年金 交 付 金	百万円 149,723
孙	基礎年金交 付 金	百万円 2,448
	хХ	南万円 〈41,291〉
	運用収入	△16,063
	国庫負担	百万円 59,418
	保険料	南万円 197,594
	年度	(西曆) 平成 27 (2015)

時価ペースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して推計した参考値である。同様に、時価ペースの収支残は、年度末積立金額の評価損益の増減分を 、 かは、 第価ペースである。 平成27(2015)年度の保険料には掛金を含む。 川

【厚生年金勘定・職域年金経理】

		以	K			₩	田			1
年度	国庫負担	運用収入	その街人	4		給付費	を対め田田	41	収支機	骨 付 位 金 金
(屋屋)	百万円	百万円	日 百万円		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万斤
:成 27 (2015)	65	15,887 <92,516>	> 2,655	18,607 <95	5, 236>	15,011	10,048	25,059	$\triangle 6,452 < 70,177 >$	2,007,469 <1,837,976)

時価ペースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度未積立金額の評価損益の増減分を加算して推計した参考値である。同様に、時価ペースの収支数は、年度未積立金額の評価損益の増減分を加算して算出した参考値である。 < >内は、簿価ペースである。 平成27(2015)年度のその他収入には掛金を含む。 川

2 8

【对图题件】				Ē	,			_			+	- 111				
年度			五 日 五 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万		田田 田		(華耀)		:	井禄任	A 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	日開解解	ル ミ き		収支残	年 年 计 本
	掛	国庫負担	記 記 歌 歌		交合調金		都道府県 補助金	台	給付費	毎曜十年 拠 出 金		地名 田 海 田 田 田	で支配田	华		傾立金
(西暦) 昭和 45 (1970)	百万円 7,492	百万円 492	百万円 3,501	百万円	- 百万円	百万円 1,106	百万円 830	百万円 12,591	百万円 2,620	百万円	日至里	百万円	百万円 10	百万円 2,630	百万円 9,961	百万円 55,474
50	5.7	1,962	10,460		•	4, 553	2,846	45,053	10,067		•		98	10, 153	34,900	160,631
51 (1976)	34,995	2, 663	13, 276	•	•	4,040	3, 473	54, 974	13, 508	•	•		19	13, 559	41, 414	202,046
52 (1977)	40,358	3, 336	16, 225		•	4,490	3,950	64, 409	16,729		•	•	55	16, 784	47,626	249,671
53 (1978)	50,773	3,898	19, 511	•	•	4, 206	3, 769	78, 388	19,487	•	•	•	363	19,850	58, 538	308, 210
54 (1979)	61,222	4, 171	23,930		•	4,550	4, 137	93,873	20,894		•	•	446	21,340	72,533	380,742
55 (1980)	70,465	4,635	30,824	•	•	4,918	4, 509	110,841	23,301	•	•	•	260	23, 561	87, 280	468,022
56 (1981)	77,865	5,621	37, 588	•	•	5, 240	4,819	126, 314	28,264		•	•	98	28,350	97,964	565,985
57 (1982)	84,086	5, 135	44,622			5, 593	5, 129	139, 436	33, 522		•		49	33, 571	105,865	671,851
58 (1983)	89, 120		52, 644			5, 770	5, 264	153, 439	38, 510		•	•	06	38, 600	114,839	786,689
59 (1984)	94,232		60, 208	•		5, 910	5, 426	167, 105	44,065		•	•	81	44, 147		909,648
60 (1985)	99, 469	7,806	68, 498			6,210	5, 759	181, 983	50,860		•		09	50,920		1,040,711
61 (1986)	105,538		74,040	5,839	•	6, 589	5,891	207, 474	60,402	33, 356	•	•	69	93,823		1, 154, 363
62 (1987)	111,110		78, 991	10,577	•	6,841	6, 168	224,987	67,680	42, 104	•		65	109,849		1,269,501
63 (1988)	116,633	29, 386	84, 167	28,018		7, 143	6, 465	265, 347	73,642	46,305	•	•	92	120,023		1,414,825
	123, 374	21, 562	94, 918	29,021		7,754	6,865	276,628	82, 291	47,825	•	•	81	130, 197		1,561,256
2 (1990)	144,562	22,013	101, 495	27, 372		7,977	6,981	303, 418	100,697	51,878	•	1,984	116	154,675	148, 742	1, 709, 999
3 (1991)	154,011			31,305		8,893	7,424	324, 501	112,553	56,898	•	2,400	221	172,073		1,862,427
	162,873			26, 759	ı	9, 238	7,868	333, 337	122, 348	62,650	•	2,387	130	187, 516		2,008,248
	170,289		109, 593	26, 744		9,770	8, 228	341, 704	130,947	65,942	•	1,991	179	199,059		2, 150, 893
	177,791		104, 256	29, 374	I	10, 136	8, 431	347, 446	141,792	72, 261	•	1,879	195	216, 127		2, 282, 212
7 (1995)	206,585		105, 631	29, 480	I	10, 170	8, 669	381, 307	153,779	81, 264	•	1,244	400	236, 687	144,620	2, 426, 832
	212,674	31, 781	98, 531	29, 123	I	10, 262	8, 742	382, 372	161,845	84, 714		1, 299	289	248, 146		2, 561, 057
9 (1997)	223,813		99, 626	28, 462	1	11, 383	8,819	395, 969	169,382	87,914		211	386	262, 725		2,694,301
10 (1998)	228, 137		98, 925	27, 698	25	10, 449	8,861	399, 614	179,351	93, 383		I	403	278,952		2,814,963
	231, 473	36,827	101, 312	26, 145	29	9, 331	8, 472	405, 117	186, 401	100,386	5,815	I	456	293, 058		2,927,022
12 (2000)	235,084	40, 387	87, 460	24, 483	•	8, 525	7,864	395, 939	194, 171	110, 289	5,815	•	417	310, 692	- 5	3,012,269
13 (2001)	238, 449	41, 518	78, 289	23, 227		8, 382	7, 668	389, 866	202, 262	113,666	5,815	•	430	322, 173		3,079,961
14 (2002)	250,837	42, 931	66, 737	21,813		9, 607	7,802	391, 925	211,233	118, 400	5, 134	•	365	335, 132		3, 136, 754
15 (2003)	265,836	45, 229	66, 968	20, 314	•	8, 713	7, 783	407,059	218, 482	126, 343	14, 283	•	4,543	363, 651		3, 180, 162
16 (2004)	268,009	49, 904	73, 761	18, 996	•	8, 723	7, 745	419, 392	225, 209	140, 127	6,824		17, 158	389, 318		3, 210, 237
17 (2005)	278,884	53, 696	135, 922	17,774	•	8, 540	7,646	494, 816	230,953	145, 196	7, 773		3, 128	387,050		3,318,002
18 (2006)	291,758	55, 727	124, 987	15,694	•	8, 241	7, 431	496, 406	237, 462	148, 455	8, 130	•	1,510	395, 557		3, 383, 371
19 (2007)		60, 523	87, 284	14,632		29, 780	7, 277	497, 106	244, 147	159, 221	7,402	•	3, 309	414,078		3, 467, 682
20 (2008)			51, 272	14, 566		7,607	6,600	456, 112	250,793	169,095	8,013	•	59, 285	487, 185		3, 436, 608
21 (2009)	329,950		44,012	12, 543	•	7,883	6,849	486,885	257,937	185,059	9,647		63, 524	516, 167		3, 407, 327
22 (2010)	341,945		42,822	10, 180	•	8, 136	6,877	506,052	267,083	205, 137	18,964	•	13, 903	505, 087	965	3, 408, 292
23 (2011)	354,900		40,457	8, 753	•	7,745	6,576	521,558	271,783	215, 713	21,939	•	4, 797	514, 232	7,325	3, 415, 617
24 (2012)	367, 494		79, 232	5, 961	•	7,968	6, 598	565, 490	279,820	206,302	68, 337	•	4, 275	558, 734	6,756	3, 422, 374
25 (2013)	381,266	105,940	181, 597	7,865	•	8, 739	6,655	685, 407	286,666	208, 299	65,835	•	650	561, 449		3, 546, 332
		113,983	128, 202	6,678	•	7,926	6, 709	653, 414	286, 363	224, 579	44, 174	•	36,040	591, 157	62, 257	3,642,786
27 (2015)	202, 473	62,041	8, 117	3, 276	-	206	I	276,613	147,274	122, 473	18, 355		4	288, 107	$\triangle 11,494$	$\overline{\ \ }$

注 簿価ベースの数値である。

7. 農林漁業団体職員共済組合

	年 付 付 会 会	百万円	121, 560	146,945	177, 137	211,829	254, 978	307, 426	366, 281	429,908	499,044	571,600	649,907	740,837	829, 286	918, 456	1,007,107	1,090,995	1, 181, 909	1, 258, 288	1, 347, 965	1, 394, 067	1, 476, 273	1, 559, 326	1,640,586	1, 724, 294	1, 787, 102	1,867,701	1, 923, 641	1, 973, 668	1, 996, 142	2,007,910	2, 011, 332	1, 974, 592
	収支残	百万円	21, 506	25, 385	30, 192	34,692	43, 149	52, 448	58,855	63,627	69, 136	72, 556	78, 308	90, 930	88, 448	89, 170	88,651	83,888	90, 914	76,379	89,677	46, 103	82, 206	83,053	81, 261	83, 708	62,808	80, 599	55,940	50,027	22, 474	11, 767	3, 422	$\triangle 36,740$
	华	百万円	6, 594	8, 315	10,079	13, 335	19,811	27,820	38,081	46,933	54,699	64,355	73, 774	88, 129	102, 771	117, 325	130, 254	148, 460	210,802	249, 738	268, 451	288, 595	311, 564	338, 252	367, 392	387, 189	414,646	450,860	463, 934	473, 109	496, 263	504, 275	517, 412	532, 426
	そ太 の 毎田	百万円	546	809	681	801	963	1,204	1,300	1,435	1,746	1,626	1,684	1,742	1,647	2, 101	2, 289	2,053	2, 202	2, 323	2,564	2,522	2, 531	2, 708	2,855	2,949	3, 146	3, 307	3, 144	3,250	3,310	3, 117	3, 242	4, 367
田	制度間調整 拠 出 金	百万円	•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	1,311	1,600	1,597	1,319	1,305	928	885	148	5,774	1,778	•	•
¥	年金保険者 拠 出 金	百万円	•	•			•						•	•				•					•					•	•	299	847	847	847	847
	基礎年金 拠 出 金	百万円	•		•		•	•					•	•		•	•	•	51, 133	63,621	67, 447	67, 276	71,249	77, 109	85,679	90, 217	97, 140	108,997	113, 235	112, 375	115,633	121, 114	127,946	135, 577
	給付費	百万円	6,048	7,708	9,398	12, 534	18,848	26,616	36, 781	45, 498	52,953	62, 729	72,090	86, 387	101, 124	115, 224	127,965	146, 407	157, 467	183, 794	198, 441	218, 797	236, 472	256,834	277, 261	292, 705	313,055	337,628	346, 669	356,670	370,700	377, 420	385, 377	391, 634
	台		28, 100	33, 700	40,271	48,027	62,960	80, 268	96, 936	110,560	123,835	136,910	152,082	179,060	191, 219	206, 495	218,905	232, 348	301, 716	326, 116	358, 128	334,698	393, 770	421, 305	448,653	470,896	477, 454	531, 459	519,874	523, 136	518, 738	516,043	520,834	495, 685
	その他 収 入	百万円	25	15	604	602	1,695	1, 142	1,380	1,007	1,526	1,743	1, 142	2,895	2,335	1,915	1,733	4, 119	8, 222	9,458	9, 402	8, 471	7, 294	5, 160	5, 387	5, 594	5,642	7, 228	7,656	7,714	7,652	7,681	7,940	7,641
	制度間調整交 付 金	百万円	•		•		•	•		•			•	•		•	•	•					I	I	I	I	I	I	Ι	I	5, 780	1, 788	•	
7	基礎年金交 付 金	百万円	•		•		•	•		•			•	•		•		•	22,037	33, 597	29,066	26,865	38, 126	45, 248	57,309	65, 441	67,836	68,930	58, 921	50,391	48,099	53, 322	56, 251	52, 488
冰	利息及び配 当金	百万円	7, 740	9,529	11,022	13, 217	16,869	21, 267	25, 448	29,807	33, 506	38, 291	45,619	51, 459	58, 253	66, 765	72,840	76, 222	78, 280	79, 266	80,302	83, 577	86, 199	92, 125	90, 528	91,770	86, 197	87, 528	78,069	77, 433	71, 484	67,601	69, 768	50, 683
	国庫負担	百万円	1, 114	1,441	1,847	2, 462	3, 701	5, 272	7,255	8, 967	10,522	12, 321	14, 316	17, 193	15, 377	17,606	19,670	22, 558	30, 666	33, 761	65, 177	36, 696	37,752	40,090	44, 384	45, 711	47,921	52, 451	53, 944	53,049	52, 328	53,920	57, 968	59, 977
	サ 金	百万円	19, 222	22, 715	26, 798	31, 745	40,695	52, 587	62,853	70,780	78, 282	84, 555	91,004	107, 513	115,254	120, 210	124,663	129, 449	162, 511	170,034	174, 181	179,089	224, 400	238, 681	251,044	262, 381	269,859	315, 322	321, 284	334, 550	333, 395	331, 730	328, 906	324,897
	年度		昭和 45 (1970)	46 (1971)	47 (1972)	48 (1973)	49 (1974)	50 (1975)	51 (1976)	52 (1977)	53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)	57 (1982)	58 (1983)	59 (1984)	(1985)	(1986)	62 (1987)	63 (1988)	平成 元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	(1996)	9 (1997)	10 (1998)	11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)

農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。 昭和58(1983)年度の過年度過払戻入金(286百万円)は給付費と相殺せずに、その他収入に計上している。なお、長期時系列表(3)の給付費の表の昭和58(1983)年度の数値は相殺した額を計上 しているため、それぞれの値は一致しない。 簿価ベースの数値である。 浜 江 2

²³

8. 国民年金 (1)国民年金勘定

				Ē					+	3				
升									X	E .		#	雅	在甲十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
 	保険料	国庫負担	利息及び配当金	基	横立命より受みる。人	その他収入	合計	給付費	基確年後 田 中	その他支出	4 1 €		×.	十
(西居) (西居) (四年)	百万円	田万田		5円 百万円 1	田辺囲.	日万田	百万円 (197 029)	百万円	百万円.	百万円	田万田		日万円	百万円
9 9	369 013	913 319	(109 978)		•	9 144	(104, 352)	456 626	•	1,201	469 350	6>	<231 404>	(1 814 683)
	411, 116	120,000	<110,837			112, 732	<754.686>	711.027		6.944	717, 971	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<36, 715>	(1, 842, 112)
	629, 347	239, 053	<110, 796>	•	•	15, 849	<995, 044>	944,022		8,672	952, 694		<42, 350>	<1, 846, 562>
53 (1978)	832, 409	407, 550	<112, 439>	·	•	44, 439	<1,396,837>	1, 146, 264		12,023	1, 158, 287	<2	<238,550>	<2, 052, 622>
54 (1979)	1,005,868	521, 361	<125, 282>	•	•	38, 981	<1,691,492>	1,342,579		16,284	1, 358, 862	<3	<332,629>	<2, 359, 573>
55 (1980)	1, 182, 371	541, 961	<150,664>		•	32, 729	<1,907,725>	1,576,336		21,433	1, 597, 769	<3	<309, 956>	<2, 638, 731>
56 (1981)	1,240,447	599, 635	<182,375>	. <2		37,618	<2,060,075>	1,841,731		24,631	1,866,362	<1	<193, 713>	<2, 809, 334>
57 (1982)	1, 376, 101	790, 458	<191,489>		•	28, 566	<2,386,613>	2,069,069		25, 568	2,094,637	<2	<291,976>	<3, 069, 932>
58 (1983)	1, 460, 372	489, 471	<192,625>	. <2	•	36, 456	<2, 178, 923>	2, 248, 060		35,914	2, 283, 974	\$	<△105,051>	<2, 927, 573>
59 (1984)	1,500,687	695, 719	<184,063>	•	•	42, 149	<2, 422, 618>	2, 424, 456		37,355	2, 461, 810		<∆39, 192>	<2, 763, 292>
60 (1985)	1, 576, 179	843, 066	<182,743>			130, 340	<2,732,328>	2,650,013	•	38,367	2,688,380		<43,948>	<2, 593, 854>
(1986)	1, 212, 666	656, 720	<133, 171>	1> 2, 735, 359		218, 357	<4,956,273>	2,913,674	1, 440, 151	43,736	4, 397, 561	<5	<558, 713>	<2, 191, 212>
62 (1987)	1, 262, 068	725, 897	<133,786>	3> 2,823,005		243, 454	<5, 188, 209>	2, 736, 857	1, 742, 013	45,533	4, 524, 403	9>	<663,807>	<2, 619, 652>
63 (1988)	1, 284, 420	919, 737	<149,658>	3> 2, 944, 183		240,910	<5, 538, 908>	2,928,581	2,006,921	46,613	4,982,115	<5>	<556, 794>	<2, 940, 880>
平成 元 (1989)	1, 284, 127	970,035	<151,408>			240, 187	<5,637,490>		2,004,961	45,517	5, 121, 796	<5>	<515,693>	<3, 221, 582>
2 (1990)	1, 305, 264	954, 757	<173,652>	_	•	240,024	<5,714,791>	3, 172, 816	1,850,325	47,804	5,070,945	9>	<643,846>	<3, 631, 712>
3 (1991)	1,450,501	1,068,288	<205,708>	3> 3, 276, 871		238, 581	<6,239,949>	3, 264, 977	1, 965, 573	50,967	5, 281, 517	6>	<958, 432>	<4, 357, 171>
4 (1992)	1,541,601	1, 155, 029	<255, 112>	2> 3, 266, 673		238, 238	<6,456,652>	3, 276, 256	2, 125, 998	53,975	5, 456, 229	<1, (<1,000,423>	<5, 127, 519>
5 (1993)	1,646,594	1, 238, 236	<278,925>	5> 3, 158, 728	•	237, 378	<6,559,861>	3, 234, 283	2, 318, 813	57,274	5,610,370	6>	<949, 491>	<5, 846, 811>
6 (1994)	1, 729, 585	1,088,933	<304, 284>	4> 3, 132, 807	•	235, 564	<6, 491, 173>	3, 218, 343	2, 537, 141	59,700	5, 815, 184	9>	<675,988>	<6, 371, 211>
7 (1995)	1,825,122	1, 184, 556	<318, 373>	3> 3, 186, 850	•	158,093	<6,672,993>	3, 219, 325	2, 705, 517	69, 196	5,994,037	9>	<678,956>	<6, 951, 616>
(1996) 8	1,920,898	1, 467, 872	<329, 609>	3, 039, 463	•	105,650	<6,863,492>	3, 104, 236	2, 732, 338	82,552	5, 919, 126	6>	<944, 366>	<7,849,328>
9 (1997)	1,945,339	1, 332, 231	<340,452>			55, 738	<6,517,237>		2, 835, 175	88,615	5, 902, 122	9>	<615,115>	<8, 468, 289>
10 (1998)	1,971,603	1, 326, 490	<336, 751>			4, 419	<6,421,869>		2, 960, 658	80,817	5, 934, 769	<4	<487,099>	<8, 961, 937>
11 (1999)	2,002,527	1, 322, 664	<323, 554>	4> 2, 674, 773		4, 119	<6,327,638>	2,778,099	2, 971, 637	82,692	5, 832, 428	<4	<495, 210>	<9, 461, 724>
12 (2000)	1, 967, 841	1, 363, 651	<282,834>	-		4, 334	<6,188,789>	2,645,403	3, 092, 488	98, 241	5, 836, 132	<3	<352,657>	<9, 820, 796>
13 (2001)	1,953,760			,2	•	3, 564	136		3, 287, 082	120,117	5, 920, 467	16,670 <1	<118,397>	9, 734, 832 <9, 949, 015>
14 (2002)	1,895,793	1, 456, 538	△37, 129 〈189, 718〉			3, 217	5, 595, 554 <5, 822, 401>		3, 369, 340	119,643	5,870,881	△275, 328 <△	<△48, 481>	9, 469, 806 <9, 910, 835>
	1,962,656	1, 496,			•	3,021	559		3, 485, 304		5, 817, 681			
	1, 935, 434	1, 521,				1,			3, 543, 720	109,058	5, 741, 560			
17 (2005)	1,948,002			_	453, 864		6, 626, 839 <6, 117, 461>	1,952,711	3, 897, 559	374, 254	6, 224, 525		<△107,063>	9, 676, 646 <9, 151, 357>
	1, 903, 806								4, 100, 247	120, 696	6,035,846			
	1,858,173	1,843,634					367		4, 115, 111	130,873	5, 932, 230			
	1, 746, 999	1,855,801	<109	_	173, 700		731		4, 121, 836	134,604	5, 834, 378			
	1, 694, 961	2, 055, 363			ı	30, 667	917		3, 738, 901	143,571	5, 359, 750			
	1,671,654	1, 689, 847		_			239		2, 983, 621		4, 465, 781		.	
	1, 580, 681	1, 865, 971		Τ,					3, 315, 224		4, 639, 798			
24 (2012)	1, 612, 399	2, 193, 764	729,305 <34,328>			21,085	5, 917, 040 <5, 222, 063>	1,058,972	3, 998, 677	136,830	5, 194, 479	722, 561 <		8, 144, 589 <7, 278, 878>
25 (2013)	1,617,761		662, 219 <173, 273>		274,900		5, 465, 170 <4, 976, 224>		3, 837, 846	123,063	4, 901, 900	563, 269		8, 449, 174 <7, 094, 516>
	1,625,468			^	ı	12, 678	5, 272, 766 <4, 557, 220>		3, 499, 228	141,377	4, 468, 183			
27 (2015)	1, 513, 858	1, 809, 388	△341,663 <275,018>	3> 619,008	I	13, 972	3, 614, 563 <4, 231, 244>	731,093	3, 239, 962	144, 439	4, 115, 493	△500,930 <1	<115,751>	8, 776, 801 <7, 323, 279>
	2005)年度以	なり 筆 白 ベース	くの利息及び配当金には、	年金積立金管理	里運用独立行政	女法人納付金(独立行政法人納付金 (平成172005)年度は年金資金運用基金納付金)を加えたものを計上している。、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	金運用基金約1	寸金)を加え7	たものを計上し	ている。			
年2 十級17 (2005)年度の 2006)年度の-	トの旬々日になっての個人の個人の	干放11 (2008) 年度のその他文出には、対政職資資金機工債通券資金財源(2. 922億円) 平成18 (2008) 年度のその他収入には、旧年金資金運用基金の解散に伴い、年金住宅融	□ 申買的財際(2○ 解散に伴い、4	7,032億円) 名 平金任宅職資店	ョピ。 ョ収金等が年金	(1878年) 1月17日であか年金特別会計に承継されたことによる収入 (239億円) を含む。	による収入(239億円) を	事亡。				
4	2007)年展以 、平成25(201	森の本の街収入 :3)年展138億円	、には、独立行政法人福11、平成26(2014)年度115	H医漿機構約付₃ 億田、平成27(2	金(平成19(20 '015)年度132億	107)年展298億円第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	马、平成20(2008)年度353億	雲円、平成21(2	009)年度2176	意円、平成22(2	2010)年度223/	憲円、平成23(201	1)年度199億	8円、平成24(2012)年度
2000年 2000年	は、鎌角人一	スかもの。	くしては、鎌盾ペースがある。 ほよらのことを指すしてくます。		: # \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	. 4								
9	2014/年及に	国民生金劇ルト	「福祉平金劇足が約司です	7万岁、10万分日面		作牛金劇圧分を含まない。	0,0							

(2) 基礎年金勘定

] 	収入					₩	丑			
年度	≠ ∀	拠	拠出保険料収入等	幸		建立金トの	からき		其隣任会	其磁任金	から		収支残	4 年 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
	<u> </u>	基礎年金拠 出金	特別国庫負担	111111111111111111111111111111111111111	運用収入	東京で	と 取 と 以 に	~	35 公 35 公 36 公 36 公 36 公 37 公 37 公 37 公 37 公 37 公 37 公 37 公 37	を を	で支いままま	石		倒以俄
昭和 61	(西曆) (1986)	百万円 4,688,883	百万円 352,853	百万円 5,041,737	百万円 53,775	百万円	百万円	百万円 5,095,514	百万円 452,061	百万円 4, 549, 056	百万円	百万円 5,001,119	百万円 94,395	百万円 724, 608
		5, 863, 292	398, 164	6, 261, 457	52,071	•	95,612	6, 409, 140	661,972		689	6, 147, 038	262, 102	724, 608
63	(1988)	5, 978, 630	458, 809	6, 437, 439	62, 775	٠	263, 599	6, 763, 814	777, 915	5, 457, 942	456	6, 236, 314	527,500	724, 608
平成 元	(1989)	5, 948, 464	446, 831	6, 395, 295	65, 580	٠	530, 135	6,991,010	940, 125	5, 370, 869	132	6, 311, 126	679,884	724,608
2	(1990)	6, 563, 995	422, 061	6,986,056	66,036	•	683, 477	7, 735, 568	1,089,080	5, 973, 074	64	7,062,217	673, 351	724,608
3	(1991)	7, 285, 732	460, 491	7, 746, 223	70,515	•	676, 730	8, 493, 468	1, 354, 890	6, 394, 731	108	7, 749, 729	743, 739	724, 608
4	(1992)	8, 228, 323	446, 915	8, 675, 238	74,817	•	747, 284	9, 497, 339	1,954,815	6, 671, 688	209	8, 626, 712	870,627	724,608
rc	(1993)	8, 990, 817	450, 121	9, 440, 938	58, 485	•	874,670	10, 374, 093	2, 596, 833	6, 777, 531	224	9, 374, 588	999, 505	724,608
9	(1994)	9, 565, 915	468, 856	10,034,771	92, 209	•	1,004,245	11, 131, 225	3, 335, 146	6, 634, 391	232	9, 969, 769	1, 161, 456	724,608
7	(1995)	10, 542, 701	487, 790	11, 030, 491	76, 670	•	1, 166, 950	12, 274, 111	4, 169, 510	6, 837, 772	183	11,007,465	1, 266, 646	724, 608
∞	(1996)	11,015,122	499, 918	11, 515, 040	69, 970	•	1, 272, 522	12,857,532	4, 945, 478	6, 679, 046	197	11, 624, 721	1, 232, 811	724, 608
6	(1997)	11, 365, 366	497, 294	11,862,660	61, 551	•	1, 238, 879	13, 163, 091	5, 769, 042	6, 254, 371	1,222	12, 024, 635	1, 138, 456	724, 608
10	(1998)	12, 159, 012	489, 780	12, 648, 792	38, 457	•	1, 144, 093	13,831,342	6, 711, 387	6,078,054	393	12, 789, 834	1,041,508	724, 608
11	(1999)	12, 782, 826	477, 756	13, 260, 582	38,620	•	1,047,041	14, 346, 244	7,614,619	5, 769, 469	126	13, 384, 215	962,029	724, 608
12	(2000)	13, 300, 151	481, 568	13, 781, 719	30, 441	•	967, 652	14, 779, 812	8, 477, 441	5, 296, 171	103	13, 773, 716	1,006,096	724, 608
13	(2001)	13, 705, 264	482, 764	14, 188, 028	20,910	•	1,011,262	15, 220, 200	9, 363, 319	4, 710, 667	82	14, 074, 067	1, 146, 133	724,608
14	(2002)	14, 321, 906	475, 681	14, 797, 587	17, 463	•	1, 151, 446	15, 966, 496	10, 249, 367	4, 349, 885	73	14, 599, 325	1, 367, 171	724,608
15	(2003)	14, 889, 711	475, 479	15, 365, 190	7,899		1, 372, 889	16, 745, 977	11,073,549	4, 143, 793	108	15, 217, 450	1, 528, 528	724,608
16	(2004)	15, 542, 696	473, 595	16,016,291	8, 257	•	1, 532, 930	17, 557, 478	11, 811, 815	4, 196, 666	78	16,008,559	1, 548, 919	724, 608
17	(2002)	16, 380, 029	488, 513	16, 868, 542	8, 303	•	1, 553, 335	18, 430, 181	12, 638, 647	4, 377, 272	80	17, 015, 999	1, 414, 181	724, 608
18	(2006)	17, 209, 375	498, 591	17, 707, 966	11, 476	•	1, 418, 659	19, 138, 101	13, 490, 924	4, 214, 853	94	17, 705, 871	1, 432, 231	724, 608
19	(2007)	17, 999, 928	508,070	18, 507, 998	16,870		1, 436, 199	19,961,067	14, 461, 840	3, 931, 607	71	18, 393, 517	1,567,550	724,608
20	(2008)	18, 736, 473	519, 375	19, 255, 848	17, 191	•	1, 571, 767	20,844,806	15, 445, 794	3, 806, 742	49	19, 252, 585	1, 592, 221	724,608
21	(5000)	20, 235, 710	242, 999	20, 478, 710	12, 554	•	1, 597, 497	22, 088, 761	16, 426, 880	3, 760, 662	151	20, 187, 692	1,901,068	724,608
22	(2010)	20, 828, 944	256, 506	21,085,450	9,324	•	1, 907, 796	23,002,569	16, 969, 603	3, 566, 870	409	20, 536, 882	2, 465, 688	724, 608
23	(2011)	21,052,004	382, 374	21, 434, 378	10,814	•	2, 471, 882	23, 917, 074	17, 435, 643	3, 464, 658	504	20, 900, 805	3,016,269	724, 608
24	(2012)	20, 567, 104	352,820	20, 919, 923	10, 571	•	3,020,924	23, 951, 419	18, 303, 551	2, 953, 227	452	21, 257, 230	2, 694, 188	2, 322, 277
25	(2013)	20, 636, 312	341, 408	20, 977, 720	9,726	I	1, 100, 982	22, 088, 428	19, 270, 289	2, 160, 679	446	21, 431, 414	657,014	2, 979, 291
26	(2014)	21, 513, 384	315, 300	21, 828, 684	9, 469	503,871	4,518	22, 346, 542	19, 986, 019	1,646,103	009	21, 632, 722	713,820	3, 189, 241
27	(2015)	22, 157, 198	324, 565	22, 481, 763	5,055	801,362	4, 799	23, 292, 979	20, 934, 891	1, 527, 468	394	22, 462, 753	830, 226	3, 218, 104

「基礎年金勘定の積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部を、 の勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。 簿価ベースの数値である。 川 注 2

- 237 -

(5) 公的年金各制度の財政指標の推移

		1																_														ŧ										
基礎年金			•				•	•					5.63	5.47	5.31	5.16	4.99	4.88	4.68	4.49	4.31	4.15	4.00	3, 83	3,69	3.57	3.43	3.29	3, 16	3.05	2.96	2.87	2.77	2.67	2, 55	2.45	2.40	2.33	2.23	2.15	2.08	2.02
国民年金	:	9.48	7.80	6.94	6.28	5.67	5.18	4.78	4.41	4.08	3.86	3.67																														
旧農林年金	23. 16	11.63	10.61	9.87	9.19	8.52	8.05	7.42	6.81	6.21	5.72	5, 33	5.09	4.94	4.73	4.57	4.44	4.30	4.23	4.15	4.00	3, 83	3.68	3.49	3.35	3.24	3.09	2.93			٠						•					•
私学共済	75.83	51.91	45.55	41.42	38.01	34.86	32.34	29. 63	27.25	24.24	22.38	20.69	18.85	17.92	17.14	16.30	12.86	12.21	11.60	10.97	10.34	8.15	7.47	7.06	6.70	6.36	5.98	5.65	5.60	5.34	5.14	5.02	4.88	4.67	4.49	4.32	4.19	4.09	4.00	4.04	4.01	3.98
	11.10	8.04	7.33	6.85	6.48	6.07	5.70	5.31	4.91	4.57	4.25	3.97	3.77	3.59	3.41	3.26	3.15	3.04	2.94	2.86	2.79	2.64	2.59	2.52	2.45	2.40	2.32	2.24	2.16	2.09	2.00	1.95	1.89	1.79	1.69	1.60	1.53	1.47	1.43	1.43	1.41	1.38
日本たばこ	5. 29	3.75	3.58	3.40	3.23	3.00	2.72	2.39	2.12	1.89	1.76	1.57	1.34	1.24	1.15	1.06	0.96	0.99	1.02	1.04	1.03	0.99	0.97								•						•					
日本電信電話	12.18	98.6	9.54	60.6	8.54	7.92	7.15	6.51	5.81	5.13	4.54	3, 95	3.50	3, 25	2.97	2.68	2.50	2.35	2.20	2.10	1.93	1.83	1.82			•				•	•						•					•
日本鉄道	3.37		2.50	2.36	2. 22	2.05	1.90	1.70	1.52	1.30	1.14	0.83	0.77	0.61	09 .0	09 .0	0.58	0.59	0.61	0.62	0.64	0.65				•					•											
% 	4.65		3,65	3.47	3.26	3.03	2.80	2.54	2.28	1.99	1.78	1.42	1.32	1.16	1.12	1.08	1.04	1.04	1.04	1.04	1.02	1.02	1.02								•						•					
日郵政	6.85	4.58	4. 29	4.08	3.88	3.64	3.46	3.29	3.12	2.94																					•						•					
連合会	11. 22	6. 42	5.94	5.55	5.06	4.72	4.40	4. 10	3.84	3.61																											•					
烧	9.54	5. 79	5.39	5.06	4.68	4.37	4.11	3.85	3.62	3.41	3.20	2.97	2.78	2.64	2.50	2.38	2.26	2.21	2.16	2.11	2.08	1.99	1.97	1.95	1.92	1.91	1.89	1.85	1.81	1.76	1.73	1.71	1.68	1.62	1.58	1.53	1.53	1.52	1.50	1.52	1.53	1.54
旧船員保険	18.82	10.60	9.04	7.81	6.54	5.77	5. 10	4.35	3.76	3.21	2. 72	2, 23																			•						•					. 1.
旧厚生年金 旧船員保険を 含まない	42.78	22.90	19. 29	16.61	14.72	13.45	12.48	11.51	10.60	99.66	8.97	8.29	•	•	·	·	•				·	•									•						•					
旧厚生年金	16	22.64	19.08	16.44	14.55	13.30	12.33	11.36	10.46	9.53	8.84	8.15	7.39	7.03	6.81	6.64	6.51	6.40	6.14	5.83	5.53	4.98	4.76	4.28	4.01	3. 79	3.57	3.33	3.17	3.00	2.91	2.87	2.82	2.74	2.60	2.47	2.39	2.33	2.28		2.33	
厚生年金計	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	÷	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	2.47	2.35	2.27	2.21	2.17	2.20	2.21	(2015) 2.22
年度	(西層) 昭和 45 (1970)		51 (1976)	52 (1977)	53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)	57 (1982)	58 (1983)	59 (1984)	60 (1985)	(1986)	62 (1987)	63 (1988)	平成 元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)		12 (2000)	13 (2001)			16 (2004)	17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)		21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	
		-					_																				_	_				- 1										

年金扶養比率(受給権者ベース)の推移

(厚生年金相当部分に係る)総合費用率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金 実績推計	国共済	地共済	私学共済
(西暦)		%	%	%	%
平成 10 (1998)			<18.5>	<13.5>	<12.3>
11 (1999)			<19.0>	<14. 2>	<12.8>
12 (2000)		⟨18.5⟩	<19.2>	<15.0>	⟨13.4⟩
13 (2001)		<19.6>	<19.8>	<15.5>	<13.7>
14 (2002)		<20.7>	<20.5>	<16.3>	<13. 4>
15 (2003)		18.1 〈21.7〉	16.2 <21.7>	13.3 <17.7>	10.5 <14.2>
16 (2004)		18.6 〈22.3〉	15.9 <21.4>	14. 2 〈18. 9〉	10.7 <14.4>
17 (2005)		18.7 〈22.4〉	15.5 <20.8>	14.9 <19.8>	11.0 <14.7>
18 (2006)		18.6 〈22.3〉	16.5 <22.0>	15.3 <20.4>	11.2 <14.9>
19 (2007)		18.6 〈22.2〉	17.5 <23.4>	16.0 <21.3>	11.5 <15.2>
20 (2008)	18.7	19.0 <22.7>	18.1 〈24.2〉	17.5 <23.4>	11.8 <15.6>
21 (2009)	19.7	20.2 <23.7>	18.1 〈23.9〉	17.9 〈23.4〉	11.4 <15.0>
22 (2010)	20.3	20.6 <24.3>	19.2 <25.1>	19. 2 〈24. 9〉	12.3 <16.1>
23 (2011)	20.0	20.1 <23.8>	20.1 <26.0>	19.7 〈25.5〉	12.6 <16.4>
24 (2012)	20.1	20.1 <23.7>	21.9 <28.1>	20.0 <25.8>	14.3 <18.4>
25 (2013)	20.2	20.1 <23.7>	21.6 <27.8>	21.5 <28.0>	14.3 <18.5>
26 (2014)	20.0	19.8 〈23.5〉	20.0 <26.1>	20.6 <26.9>	13.6 <17.6>
27 (2015)	19.8				

- 注 1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含め、国共済、地共済及び私学共済については職域加算 部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。
- 注2 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。
- 注3 国共済、地共済、私学共済は、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。
- 注4 〈 〉内の数値は、標準報酬月額ベースである。

共済組合等の職域加算部分等を含む総合費用率の推移

年度 (西暦) 昭和 61 (1986) 62 (1987)	実績 % <9.8	実績推計		国共	沪				地共	冷	私学共	三角	旧農林年金
昭和 61 (1986) 62 (1987)	[%] <9.8	,				日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ					11-75-6-1-1 32
62 (1987)	(9.8)		%		%	%	%	%		%		%	%
					<10.7>	<28.7>	<11.8>	<16.3>		<6.7>		<6.5>	<12.5>
00 (100-)	<10.3>				<12.1>	<32.2>	<15.2>	<21.1>		<8.3>		<7.0>	<14.0>
63 (1988)	(8.9)				<11.0>	<22.5>	<14.5>	<22.6>		<9.3>		<5.1>	<13.1>
平成 元(1989)	<10.6>				<14.6>	<19.3>	<15.4>	<25.9>		<8.6>		<6.2>	<16.6>
2 (1990)	<10.5>				<15.6>	⟨37.1⟩	<15.1>	<30.7>		<10.6>		<8.1>	<16.7>
3 (1991)	<10.8>				<16.3>	⟨33.1⟩	<15.9>	<28.9>		<10.9>		<8.5>	<17.0>
4 (1992)	<11. 2>				<16.6>	<32.1>	<17.0>	<28.8>		<11.2>		<9.2>	<17.0>
5 (1993)	<11.6>				<16.7>	<31.6>	<17.2>	<27.0>		<11.7>		<9.7>	<16.9>
6 (1994)	<12.4>				<17.1>	<29.1>	<18.4>	<27.2>		<12.5>		<10.2>	<17.8>
7 (1995)	<13.7>				<18.7>	<31.3>	<19.7>	<27.9>		<13.2>		<10.8>	<19.3>
8 (1996)	<14. 6>				<19.2>	<31.4>	<19.4>	<28.1>		<13.1>		<11.2>	<20.5>
9 (1997)	<15. 1>				<19.1>	•		•		<13.5>		<11.8>	<21.7>
10 (1998)	<16. 3>				<19.5>	•		•		<14.5>		<12.5>	<23.0>
11 (1999)	<17.0>				<20.3>					<15.4>		<13.1>	<23.5>
12 (2000)	<17. 9>	<18	. 5>		<20.9>					<16.1>		<13.8>	<24.1>
13 (2001)	<18.8>	<19	. 6>		<21.5>	•	•	•		<16.7>		<14.3>	<25.3>
14 (2002)	<19.8>	<20	. 7>		<22.1>	•	•	•		<17.5>		<14.2>	•
15 (2003)	17. 3 <20. 7>	18.1 <21	. 7>	17. 4	<23.3>				14. 4	<19.1>	11. 3	<15. 2>	•
16 (2004)	17.8 <21.3>	18.6 <22	. 3>	17.1	<23.0>	•		•	15.4	<20.6>	11.5	<15.5>	
17 (2005)	17.8 <21.4>	18.7 <22	. 4>	16.7	<22.4>	•	•		16.2	<21.6>	11.8	<15.7>	
18 (2006)	17. 9 <21. 4>	18.6 <22	. 3>	17.6	<23.5>	•	•	•	16.8	<22.4>	12.0	<16.0>	•
19 (2007)	17.9 <21.4>	18.6 <22	. 2>	18.7	<25.1>	•		•	17.6	<23.5>	12.4	<16.4>	
20 (2008)	18. 2 <21. 7>	19.0 <22	. 7>	19.9	<26.6>			.	19.2	<25.6>	12.7	<16.8>	
21 (2009)	19. 2 <22. 5>	20.2 <23	. 7>	19.9	<26.3>				19.9	<26. 1>	12.6	<16.5>	
22 (2010)	19.7 <23.2	20.6 <24	. 3>	20.2	<26.4>	•		.	20.2	<26. 1>	13.6	<17.7>	
23 (2011)	19. 3 <22. 8>	20.1 <23	. 8>	21.2	<27.4>	•	•	•	20.7	<26.9>	13.9	<18.1>	•
24 (2012)	19.0 <22.4>	20.1 <23	. 7>	24.0	<30.8>	•			22.0	<28.5>	15.7	<20.3>	
25 (2013)	19.1 <22.5>	20.1 <23	. 7>	23.7	<30.5>	•			23.7	<30.9>	15.6	<20.2>	.
26 (2014)	19.0 <22.5>	19.8 <23	. 5>	22. 1	<28.8>	•			22.6	<29.5>	14.9	<19.3>	.

注 1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に、旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。 注 2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。 注 3 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。 注 4 〈 >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

(厚生年金相当部分に係る) 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金 実績推計	国共済	地共済	私学共済
(西暦)		%	%	%	%
平成 10 (1998))		<14.6>	<10.3>	<8.7>
11 (1999))		<14.8>	<10.8>	<9.0>
12 (2000))	<13.6>	<14.9>	<11.3>	<9.2>
13 (2001)		⟨14.5⟩	<15.4>	<11.8>	⟨9.5⟩
14 (2002))	⟨15. 3⟩	<15.9>	⟨12.4⟩	⟨9. 3⟩
15 (2003))	13.4 <16.0>	12.5 <16.8>	10.2 <13.6>	7.3 <9.8>
16 (2004))	13.7 <16.4>	11.9 <16.1>	10.9 <14.5>	7. 2 <9. 6>
17 (2005))	13.8 <16.5>	11.6 <15.6>	11.6 <15.4>	7.4 <9.9>
18 (2006)		13.5 <16.2>	12.6 <16.9>	12.0 <16.0>	7.6 <10.1>
19 (2007))	13.4 <16.1>	13.5 <18.0>	12.5 <16.7>	7.8 <10.3>
20 (2008)	13.6	13.6 <16.2>	14.0 <18.7>	13.9 <18.5>	7. 9 <10. 4>
21 (2009)	14. 9	15. 1 〈17. 7〉	14.5 <19.2>	14.7 <19.3>	8.0 <10.5>
22 (2010)	15. 2	15. 2 〈17. 9〉	15.1 <19.8>	15.6 〈20.3〉	8.6 <11.2>
23 (2011)	14.9	14.8 <17.5>	15.9 <20.5>	15.9 <20.6>	8.8 <11.4>
24 (2012)	15.4	15. 2 <17. 9>	17.7 <22.7>	16.3 <21.1>	10.6 <13.7>
25 (2013)	15.4	15. 2 <17. 9>	17.3 <22.3>	17.8 <23.2>	10.6 <13.7>
26 (2014)	15.0	14.6 <17.4>	16.0 <20.9>	16.8 <21.9>	9.8 <12.6>
27 (2015)	14.8				

- 注1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含め、国共済、地共済及び私学共済については職域加算 部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。
- 注2 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。
- 注3 国共済、地共済、私学共済は、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。
- 注4 〈 〉内の数値は、標準報酬月額ベースである。

共済組合等の職域加算部分等を含む独自給付費用率の推移

年	rde:		旧厚生	年金		国共	- Sider		旧三共済		地共	. Steller	#1 224 J	H- Sele	旧農林年金
平	及	実績	資	実績	推計	国尹	印	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ	地共	评	私学		旧展外平金
	(西暦)		%		%		%	%	%	%		%		%	%
昭和 61	(1986)		<7.3>				<8.5>	<25.9>	<9.6>	<13. 9>		<4.7>		<4.5>	<9.7>
62	(1987)		<7.2>				<9.5>	<28.3>	<12.5>	<18.4>		<6.0>		<4.6>	<10.7>
63	(1988)		<6.0>				<8.2>	<19.4>	<11.8>	<19.8>		<6.9>		<2.6>	<9.7>
平成 元	(1989)		<8.0>				<11.8>	<16.7>	<12.8>	<23. 2>		<6.3>		<3.7>	<13.3>
2	(1990)		<7.7>				<12.9>	<34.0>	<12.5>	<27. 9>		<8.2>		<5.5>	<13. 3>
3	(1991)		<7.8>				<13.6>	<29.9>	<13.3>	<26. 2>		<8.5>		<5.7>	<13.5>
4	(1992)		<7.9>				<13.6>	<28.8>	<14.2>	<25.8>		<8.6>		<6.3>	<13.3>
5	(1993)		<8.2>				<13.7>	<28.2>	<14.4>	<23. 9>		<9.1>		<6.8>	<13. 2>
6	(1994)		<8.9>				<14.0>	<25.6>	<15.3>	<24.0>		<9.7>		<7.1>	<13.9>
7	(1995)		<9.9>				<15.2>	<27.5>	<16.4>	<24.5>		<10.3>		<7.5>	<15.0>
8	(1996)		<10.6>				<15.6>	<27.3>	<16.1>	<24.5>		<10.1>		<7.8>	<16.0>
9	(1997)		<11.1>				<15.5>	•	•	•		<10.4>		<8.4>	<17.3>
10	(1998)		<12.0>				<15.5>	•	•	•		<11.3>		<8.9>	<18.4>
11	(1999)		<12.2>				<16.2>	•	•	•		<11.9>		<9.3>	<18.6>
12	(2000)		<13.0>		<13.6>		<16.6>	•	•	•		<12.5>		<9.7>	<19.0>
13	(2001)		<13.7>		<14.5>		<17.1>	•	•	•		<13.0>		<10.1>	<19.8>
14	(2002)		<14.4>		<15.3>		<17.5>	•	•	•		<13.7>		<10.1>	•
15	(2003)	12.6	<15.1>	13. 4	<16.0>	13. 7	<18.4>				11.3	<15.0>	8.0	<10.9>	
16	(2004)	12.9	<15.5>	13.7	<16.4>	13.2	<17.7>		•		12.1	<16.2>	8.0	<10.7>	•
17	(2005)	12.9	<15.5>	13.8	<16.5>	12.9	<17.2>		•		13.0	<17.3>	8.2	<11.0>	•
18	(2006)	12.8	<15.4>	13. 5	<16.2>	13. 7	<18.4>	•	•	•	13. 5	<18.0>	8.5	<11.3>	•
19	(2007)	12.7	<15.2>	13.4	<16.1>	14.7	<19.7>			.	14.2	<18.9>	8.6	<11.4>	•
20	(2008)	12.8	<15.2>	13.6	<16.2>	15.8	<21.1>			.	15.5	<20.7>	8.8	<11.6>	•
21	(2009)	14.1	<16.6>	15. 1	<17.7>	16.4	<21.6>			.	16.7	<21.9>	9.2	<12.0>	
22	(2010)	14.3	<16.8>	15.2	<17.9>	16.2	<21.1>				16.6	<21.5>	9.8	<12.8>	•
23	(2011)	14.0	<16.5>	14.8	<17.5>	17.0	<21.9>	•	•	•	16. 9	<22.0>	10.1	<13.1>	•
24	(2012)	14.0	<16.6>	15.2	<17.9>	19.7	<25.3>			.	18.4	<23.8>	12.0	<15.6>	•
25	(2013)	14.2	<16.7>	15.2	<17.9>	19.4	<25.0>			.	20.0	<26.0>	12.0	<15.5>	•
26	(2014)	13.8	<16.4>	14.6	<17.4>	18.0	<23.5>		•	•	18.8	<24.6>	11.1	<14.3>	

注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に、旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。 注2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。 注3 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。 注4 〈 >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

基礎年金費用率の推移

Į::	#	原化左 公割	旧厚生	年金	F1+	4.5%	나나 4	4.5%	壬/ 24	44-55 4 -
7	度	厚生年金計	実績技	隹計	国共	卡街	地封	卡街	私学	共併
	(西暦)			%		%		%		%
平成 7	(1995)			<3.8>		<3.5>		<2.9>		<3.3>
8	(1996)			<4.0>		<3.6>		<3.0>		<3.4>
9	(1997)			<4. 0>		<3.7>		<3.1>		<3.4>
10	(1998)			<4. 4>		<3.9>		<3.2>		<3.6>
11	(1999)			<4. 7>		<4. 1>		<3.4>		<3.8>
12	(2000)			<4. 9>		<4.3>		<3.7>		<4. 1>
13	(2001)	000000000000000000000000000000000000000		<5.0>		<4.4>		<3.7>		<4. 2>
14	(2002)			<5.3>		<4.6>		<3.8>		<4. 2>
15	(2003)		4. 7	<5. 6>	3. 7	<4. 9>	3. 1	<4. 1>	3. 2	<4. 4>
16	(2004)		4. 9	<5.8>	3.9	<5.3>	3. 3	<4. 4>	3. 5	<4.8>
17			4. 9	<5. 9>	3.9	<5. 2>	3. 3	<4. 4>	3. 6	<4.8>
18	(2006)		5. 1	<6. 1>	3.8	<5. 1>	3.3	<4. 4>	3. 6	<4. 7>
19	(2007)		5. 2	<6. 2>	4.0	<5. 4>	3. 5	<4. 6>	3. 7	<4. 9>
20	(2008)	5. 2	5. 4	<6.5>	4. 1	<5.5>	3. 7	<4.9>	3. 9	<5. 2>
21	(2009)	4.8	5. 1	<5. 9>	3.6	<4. 7>	3. 2	<4. 1>	3. 4	<4. 5>
22	(2010)	5. 2	5. 4	<6. 4>	4. 1	<5.3>	3.6	<4. 6>	3.8	<4. 9>
23		5. 1	5.3	<6.3>	4. 2	<5. 4>	3.8	<4. 9>	3. 9	<5.0>
24	(2012)	4. 7	4. 9	<5.8>	4.3	<5. 5>	3.6	<4. 7>	3. 7	<4. 7>
25		4.8	4. 9	<5.8>	4.2	<5. 4>	3. 7	<4.8>	3. 6	<4. 7>
26	(2014)	4. 9	5. 1	<6. 1>	4. 1	<5. 4>	3.8	<4. 9>	3. 9	<5. 0>
27		5. 0								

注 〈 〉内の数値は、標準報酬月額ベースである。

保険料比率の推移

		旧厚生	: 任全				国民年金
年度	厚生年金計	実績	実績推計	国共済	地共済	私学共済	(国民年金勘定)
(西曆)	%	%	%	%	%	%	%
平成 7 (1995)		111.9		96. 3	123. 5	121. 4	117. 5
8 (1996)		107. 1		96. 0	126. 3	118. 4	144. 5
9 (1997)		106.8		98. 9	126. 5	115.6	118.8
10 (1998)		99. 1		97.0	117. 1	109. 5	113.0
11 (1999)		95. 5		92.7	110.7	104. 5	114. 3
12 (2000)		90.5		89. 9	105.0	99.0	109. 1
13 (2001)		86. 2		87. 2	101.3	95.8	100. 4
14 (2002)		82.8		84. 7	96. 4	95.8	94. 0
15 (2003)		76. 2		82.9	90.6	93. 2	95. 0
16 (2004)		74. 3		84. 3	85.3	90.9	92. 0
17 (2005)		75. 6	75. 5	87.0	83.3	91.7	85. 7
18 (2006)		77.3	77. 7	83. 5	82. 5	92. 7	79. 1
19 (2007)		79.3	79. 2	79. 1	80. 5	93.0	78. 1
20 (2008)		79.8	79. 1	75.0	75. 7	93. 1	74. 1
21 (2009)		77.6	76.4	75. 7	74. 7	96. 9	93. 8
22 (2010)		77.2	76.3	75.8	75. 1	92. 3	125. 8
23 (2011)		81. 1	80. 1	74.1	74.7	92.5	106.5
24 (2012)		84. 4	82. 2	66.6	72. 1	84. 3	80.6
25 (2013)		85. 9	84. 0	69. 2	68. 3	86.8	85. 9
26 (2014)		88. 3	86. 5	75. 6	73.0	92.8	96.8
27 (2015)	87. 0						98. 1

注1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。 注2 旧厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。 注3 平成26(2014)年度までの国共済、地共済及び私学共済の保険料比率は、職域加算部分等を含んだものである。 注4 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

収支比率の推移

Ĥ H	同作任公司		旧厚生年金					英 半 三 巴							国民年金	舟
 	11年十十十	実	25	実績推計	Ħ	国共済	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ	地共済	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	私学共済	大浴	旧農林年金	(国民年	金勘定)
(屋屋)			%	%		%	%	%	%		%		%	%		%
昭和 61 (1986)	^		<61.5>			<56.3>	<136.0>	<63.9>	<80.4>		<36.0>		<39.1>	<64.7>		<71.5>
62 (1987)	^		<64.4>			<63.2>	<160.4>	<81.3>	<95.5>		<44. 7>		<41.7>	<72.2>		<66.6>
63 (1988)	^		<66.4>			<68.8>	<1117.0>	<81.0>	<107.6>		<47.8>		<30.2>	<67.5>		<74.7>
平成 元 (1989)	<u> </u>		<67.2>			<67.9>	<99.8>	<76.8>	<124.6>		<43. 2>		(35.3)	<84. 7>		<77.6>
2 (1990)			<60.7>			<68.4>	<101.0>	<73.3>	<100.5>		<46.0>		<41.6>	<75.1>		<69.5>
3 (1991)	<u> </u>		<61.4>			<72.6>	<92.7>	<72. 1>	<100.1>		<47.6>		<43.4>	<75.6>		<53.5>
4 (1992)	^		<63.5>			<74.1>	<92.2>	<78.7>	<103.8>		<49.8>		<48.0>	<77.0>		<54.6>
5 (1993)	^		<66.0>			<74.9>	<92.6>	<79.0>	<100.9>		<53. 2>		<51.0>	<77.1>		<60.09>
6 (1994)	^		<68.2>			<76.1>	<86.4>	<82. 1>	<101.3>		<56.9>		<55.3>	<83.1>		<75.4>
7 (1995)	(<69.0>			<75.1>	<91.5>	<81.4>	<89.8>		<57.0>		<55.3>	<81.0>		<72.5>
8 (1996)	(<72.4>			<76.0>	<86.4>	<69.2>	<99.8>		<57.2>		<58.4>	<87.1>		<59.1>
9 (1997)			<73.8>			<75.7>					<57.7>		<60.6>	<89.0>		<71.7>
10 (1998)			<80.5>			<80.8>	•				<63. 2>		<64.4>	<95.5>		<75.6>
11 (1999)			<84.9>		82.0	(85.1)	•				<64. 5>		<67.3>	<98.2>		<75.3>
12 (2000)			<91.0>	83.6	95.5	<89.3>	•	•	•		<72.6>		<74.3>	<100.3>		<80.2>
13 (2001)	(102.4	<97.2>	94.5	101.4	<95.2>	•				<78.1>		<79.2>	<1110.6>	93.6	<89.2>
14 (2002)		119.2	<104.7>	1111.4	100.6	<97.2>	•		•		<84. 3>	108.2	<83.0>		108.5	<96.7>
15 (2003)		98.3	<1117.2>	97.1	91.3	<98.0>	•		•	70.2	<89. 3>	82.8	<86. 2>		85.7	<97.6>
16 (2004)		113.1	<124.3>	112.3	6.96	<98.3>	•			83.1	<93. 5>	78.6	<86.8>		92.6	<103.1>
17 (2005)		90.7	<121.3>	88.5	79. 1	<93.0>	•	•	•	57.9	<82. 7>	65.5	<74.0>	•	87.6	<109.0>
18 (2006)	(107.4	<1115.2>	104.1	96. 4	<95.6>	•	•		83.4	<80.0>	73.2	<76.1>		109.8	<1114.6>
19 (2007)	^		<1117.2>	148.5	132.6	<99.6>	•	•		234.3	<89. 1>	178.1	<84. 0>		153.5	<120.9>
20 (2008)	^	203.6	<1116.3>	196.7	196.5	<1114.5>	•	•		1, 176.2	<112.5>	511.4	<92.8>		204.2	<127.0>
21 (2009)		92.8	<128.8>	98.7	92.8	<1115.3>	•		•	73.7	<1114. 5>	58.8	<91.3>		81.3	<106.6>
22 (2010)		131.3	<128.1>	137.5	120.5	<1113.3>	•	•	•	133.8	<114.6>	106.8	<96.5>	•	80.4	<79.4>
23 (2011)	<u> </u>	111.8	<122.5>	108.2	117.0	<1117.8>	•			104.9	<1118.0>	92.6	<97.3>		85.0	<93.8>
24 (2012)		82.6	<1115.6>	85.6	109.6	<129.7>	•			67.3	<123.1>	65.3	<97.9>		85.5	<121.5>
25 (2013)			<108.1>	84.8	109.2	<123.1>	•		•	75.8	<103.0>	9.89	<78.5>		82.6	<105.2>
26 (2014)	(73.4	<101.6>	71.0	88.9	<1110.1>	•		•	61.5	<93. 0>	58.3	<81.7>		64.3	<88. 5>
27 (2015)) 141.6														131.6	<86.2>

厚生年金計及び旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばご産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に、旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。 合された。 平成26(2014)年度までの国共済、旧三共済、地共済、私学共済及び旧農林年金の収支比率は、職域加算部分等を含んだものである。 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付をが合きれており、また日本鉄道、日本たばご産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担 金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。 注 2

注 法 3

22年

特別負担金が含まれてい

150
粠
0
锹
式
Ħ
*

年度	100	旧厚生年金		† =			田三井済		1 1	1	i i		# # *	国民年金	国民年金(国民年金勘定)	動定)
		実績	実績推計	英 大 国	<u> </u>	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ	2000年	5.	经十十分		T 版本中街	実績		実績推計
(
昭和 61 (1986)		⟨6.8⟩			<9.5>	<1.7>	<10.2>	<5.3>		<15.9>		<14.4>	<7.0>		<2.7>	
62 (1987)		⟨6.8⟩			<0.6>	<1.6>	⟨8.5⟩	< 4. 3>		<13.8>		<14.1>	⟨6. 6⟩		<2.4>	
63 (1988)		⟨8.0⟩		× ·	<10.4>	<1.6>	⟨8. 6⟩	< 4. 1>		<13.2>		<20.3>	<7.3>		<2.4>	
平成 元 (1989)		< 6. 8>			<8. 4>	<1.7>	⟨8.3⟩	⟨3, 4⟩		<15.0>		<17.8>	<6.1>		⟨2. 6⟩	
2 (1990)		⟨6. 7⟩			<8.0>	<0.9>	⟨8. 4⟩	⟨2.7⟩		<12.7>		<14.8>	<6.0>		⟨3.1⟩	
3 (1991)		⟨6.6⟩			<7.8>	<0.9>	⟨8.2⟩	⟨2. 6⟩		<12.8>		<14.8>	<5.9>		<4. 1>	
4 (1992)		< 6 . 7>			<7.8>	<0.9>	<7.9>	⟨2.5⟩		<13.0>		<14.0>	<5.9>		<4. 4>	
5 (1993)		< 6. 8>			<7.9>	<1.0>	⟨8.1⟩	⟨2. 6⟩		<12.9>		<13.7>	<6.0>		< 4. 4>	
6 (1994)		< 6 . 6>			<7.9>	⟨1.1⟩	<7.7>	⟨2.5⟩		<12.6>		<13.4>	<2.8>		⟨3.8⟩	
7 (1995)		< 6. 3>			<7.4>	<1.2>	<7.4>	<2.4>		<12.2>		<12.9>	<5.5>		<4. 1>	
8 (1996)		<6.2>			<7.4>	<1.3>	<7.5>	<2.4>		<12.8>		<13.0>	< 5. 4>		<5.2>	
9 (1997)		< 6. 1>			<7.6>					<13.0>		<12.7>	< 5. 2>		< 4. 8>	
10 (1998)		⟨6.0⟩			<7.7>	•	•	•		<12.6>		<12.4>	<5. 1>		< 4. 9>	
11 (1999)		< 6. 2>		7	<7.6>					<12.4>		<12.3>	<5. 1>		< 5. 1>	
12 (2000)		<6.1>	7.5	7.5	<7.3>	•	•	•		<12.4>		<11.9>	<5.0>		<5.2>	6.2
13 (2001)		⟨5.9⟩	7.3		<7.3>	•	•	•		<12.3>		<111.7>	<4.8>		<5.0>	6.0
14 (2002)	5.5	⟨5. 6⟩	6.9	7.3	<7.2>	•	•	•		<12.0>		<111.4>	•	4.8	<4.9>	
15 (2003)		< 5. 5>	9.9		<7.0>	•	•	•	11.2	<111.4>	10.8	<10.7>	•	4.6	<4.8>	
16 (2004)		<5.2>	6.4	3	<7.2>	•	•		10.9	<10.9>	10.6	<10.5>	•	4.6	<4.7>	
17 (2005)	5.2	⟨5.2⟩	6.2	7.5	<7.4>	•	•	•	10.7	<10.5>	10.6	<10.3>	•	4.3	<4.3>	5.2
18 (2006)	5.2	<4.9>	6.2	7.4	<7.1>	•	•		11.2	<10.6>	10.8	<10.3>			⟨3.8⟩	5.0
19 (2007)	5.0	<4.7>	6.0		<6.7>	•	•		11.1	<10.5>	10.6	<10.1>	•	3.9	<3.7>	4.9
20 (2008)	4.6	<4.5>	5.5	6.4	<6.3>	•	•		10.0	<10.1>	8.6	<6.6>	•		⟨3. 5⟩	4.6
21 (2009)	4.1	< 4. 3>	4.9	6.0	<6.3>	•	•	•	9.2	<10.0>	9.1	<6.6>	•	4.0	< 4. 3>	
22 (2010)	4.1	<4. 1>	4.8	6.1	<6.2>	•	•	•	9.7	<10.0>	9.0	<0.6>	•	- 1	<5.6>	7.3
23 (2011)	3.9	⟨3.9⟩	4.7	7	<2·8>				9.3	<9.7>	8.6	⟨8. 7⟩			<2·2>	6.7
24 (2012)	3.9	⟨3.8⟩	4.6	5.1	<5.1>	•	•		8.8	⟨9. 1⟩	7.7	<7.7>	•	3.9	⟨3. 9⟩	5.1
25 (2013)	4.0	⟨3. 6⟩	4.7		<5.0>	•	•		8.9	⟨8. 5⟩	8.1	<7.7>			(3.9)	5.5
26 (2014)	4.1	⟨3. 5⟩	4.8	. 1	<4.9>	•	•	•	9.4	<8.6>	8.9	⟨8. 2⟩	•		<4. 2>	6.4
27 (2015) 5	5.2 4.5	⟨3.5⟩	5.2	5.2			•		5.4		5.2		•	6.0	<4.7>	7.5

旧厚生年金(実績推計)及び厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分、国庫負担線延額を含めた推計値である。 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばご産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に、旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。 平成26(2014)年度までの国共済、旧三共済、地共済、私学共済及び旧農林年金の積立比率は、職域加算部分等を含んだものである。 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばご産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれてるため、他の制度との比較では注意を要する。 不成27(2015)年度の積立比率算出における国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。 平成27(2015)年度の積立比率算出における国共済、地共済及び私学共済の積立金は、単年度収支状況(厚生年金相当部分の推計)から算出した前年度未積立金(推計値)である。 国民年金制定)の実績推計は、国庫負担線延額を含んだ推計値である。 国民年金(国民年金勘定)の実績推計は、国庫負担線延額を含んだ推計値である。 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

- 243 -

4 最近の経済等の状況

		平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)
①消費者物価指数の前年比	(% 曆年)	-0.3	0.0	0.4	2.7	0.8
②賃金指数の前年比	(% 暦年)	-0.2	-0.9	-0.4	0.4	0.1
③ベンチマーク収益率 (年度)	国内債券 (%)	2. 94	3.63	0. 56	2.80	4. 30
	国内株式 (%)	0. 59	23.82	18. 56	30. 69	-10.82
	外国債券 (%)	4. 96	17.86	15. 09	12. 67	-2.74
	外国株式 (%)	0. 34	28. 78	32. 09	22. 31	-9. 66
④国内債券(新発10年国債利回り)	(% 年度末)	0. 99	0.55	0.65	0.40	-0.04
⑤国内株式(TOPIX配当なし)	(ポイント 年度末)	854. 35	1, 034. 71	1, 202. 89	1, 543. 11	1, 347. 20
	増減率 (% 年度末)	-1.73	21. 11	16. 25	28. 28	-12.70
⑥国内株式(日経平均株価)	(円 年度末)	10, 083. 56	12, 397. 91	14, 827. 83	19, 206. 99	16, 758. 67
	増減率 (% 年度末)	3. 37	22. 95	19.60	29. 53	-12.75
⑦外国債券(米国10年国債利回り)	(% 年度末)	2. 21	1.85	2.72	1. 93	1.77
⑧外国株式(NYダウ)	(ドル 年度末)	13, 212. 04	14, 578. 54	16, 457. 66	17, 776. 12	17, 685. 09
	増減率 (% 年度末)	7. 24	10.34	12.89	8. 01	-0.51
⑨外国為替 (ドル/円)	(年度末)	82. 30	94. 02	102. 99	119. 93	112.40
⑩実質GDP成長率	(% 前年度比)	0.5	0.9	2. 6	-0.5	1. 2
⑪全要素生産性(TFP)上昇率	(% 前年度比)	1.0	1. 0	0.9	0.7	0.6
⑫労働分配率(指標1)	(% 年度)	70.8	70. 3	68. 1	68. 6	67.8
⑬ 同 (指標2)	(% 年度)	56. 5	56. 3	55. 4	55. 7	55. 2
④ 同 (指標3)	(% 年度)	67.0	67. 4	64. 1	63.4	62. 2
⑮完全失業率	(% 暦年)	4.6	4. 3	4. 0	3.6	3. 4
⑯人口(千人 各年10月1日現在)	総人口	127, 834	127, 593	127, 414	127, 237	127, 095
	年少人口 (0~14歳)	16, 705	16, 547	16, 390	16, 233	15, 945
	生産年齢人口(15~64歳)	81, 342	80, 175	79, 010	77, 850	77, 282
	老年人口 (65歳以上)	29, 752	30, 793	31, 898	33,000	33, 868
(1) 合計特殊出生率	(暦年)	1. 39	1. 41	1. 43	1. 42	1. 45
⑱65歳の平均余命(男)	(年 暦年)	18. 69	18.89	19. 08	19. 29	19. 41
⑲ 同 (女)	(年 暦年)	23. 66	23.82	23. 97	24. 18	24. 24

引用:①総務省「消費者物価指数年報」(総合指数、全国)、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模 5 人以上、調査産業計、現金給与総額)、

③~⑨は年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」(③について、国内債券は複合ベンチマーク収益率(注1)、国内株式はTOPIX配当込み、

外国債券はシティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)、外国株式は複合ベンチマーク収益率(円ベース)(注 2))

(注1) NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債及UNOMURA-BPI/GPIF Customizedの複合インデックス

(それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの)。

(注2) MSCI KOKUSAI (円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後)、MSCI EMERGING MARKETS (円ベース、配当込み、税引き後)及びMSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後)の複合インデックス

(それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの)。

※なお、上記の注書きは平成27年度のものである。

- ⑩は内閣府「国民経済計算(平成23年基準・2008SNA)」(国内総生産(支出側))、
- ⑪は内閣府による推計値(平成29年1-3月期四半期別GDP速報(2次速報値)ベース)、
- ⑫は内閣府「国民経済計算 (平成23年基準・2008SNA) 」 (国民所得に占める雇用者報酬の比率) 、
- ⑬は内閣府「国民経済計算(平成23年基準・2008SNA)」を基に「雇用者報酬/(固定資産減耗+営業余剰(純)+雇用者報酬)」により作成、
- ⑤は総務省「労働力調査」(就業状態別15歳以上人口-全国)、
- ⑯は総務省「人口推計」(平成23年~26年の総人口は平成22年及び27年国勢調査結果による補間補正人口)、
- ⑰は厚生労働省「人口動態統計」、⑱⑲は厚生労働省「簡易生命表」(ただし、平成27年は「完全生命表」)

5 用語解説

ここでは、以下の用語について、解説している(解説文中に<u>下線</u>を付した用語については、別に解説がある。)。なお、用語については、五十音順に配している。

【か行】

- ○解散厚生年金基金等徴収金
- ○基礎年金給付費
- ○基礎年金拠出金
- ○基礎年金交付金
- ○基礎年金相当給付費
- ○基礎年金等給付費
- ○基礎年金費用
- ○基礎年金費用率
- ○旧厚生年金の実績推計
- ○給付費
- ○共済組合等
- ○経過的長期経理
- ○厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金
- ○厚生年金保険経理
- ○厚生年金基金の代行部分
- ○厚生年金拠出金
- ○厚生年金交付金
- ○国民年金、国民年金(国民年金勘定)、国 民年金(基礎年金勘定)
- ○国民年金の実績推計
- ○国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険 者拠出金
- ○国共済と地共済の財政調整
- ○国共済+地共済
- ○国庫・公経済負担
- ○国庫負担の繰延べ

【さ行】

- ○財政検証
- ○財政再計算
- ○財政の現況及び見通し
- ○実施機関
- ○実質的な運用利回り
- ○実質的な支出
- ○収支比率

- ○承継資産
- ○職域等費用納付金
- ○職域加算部分
- ○政府負担金
- ○総合費用
- ○総合費用率

【た行】

- ○代行部分
- ○単年度収支状況
- ○長期経理
- ○追加費用
- ○通老・通退相当
- ○積立金相当額納付金
- ○積立比率
- ○独自給付費用
- ○独自給付費用率
- ○特別国庫負担
- ○特別支給の老齢・退職年金
- ○独立行政法人福祉医療機構納付金

【な行】

- ○年金総額
- ○年金扶養比率
- ○年金保険者拠出金

【は行】

- ○平均年金月額
- ○報酬、賞与、総報酬
- ○保険料水準固定方式
- ○保険料比率

【ま行】

- ○みなし基礎年金給付費
- ○免除保険料

【や行】

○有限均衡方式

【ら行】

○老齢・退年相当と通老・通退相当

用語解説参考図表1 被用者年金の給付構造(老齢・退職年金の場合)

用語解説参考図表 2 国庫が負担する費用一覧(国民年金及び厚生年金の場合)

用語解説参考図表3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

〇解散厚生年金基金等徴収金

厚生年金基金が解散または確定給付企業年金に移行する際、代行部分に関する権利 義務は国に引き継がれるが、それに伴って解散厚生年金基金等から国庫に納められる もの。物納による徴収分は、ここには含まず、直接積立金に入る。

〇基礎年金給付費

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定された老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用のことであり、全国 民共通の給付として年金特別会計基礎年金勘定から支払われる。

〇基礎年金拠出金

基礎年金等給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、年金特別会計基 礎年金勘定に納付する又は繰り入れる額のことである。

厚生年金の<u>実施機関</u>と国民年金(国民年金勘定)は、<u>基礎年金等給付費</u>の額から所定の<u>特別国庫負担</u>の額を控除した額を、被保険者数(<u>基礎年金拠出金算定対象者</u>数)に応じて分担して負担する。ただし、毎年度の決算額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計である(概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。)。

- ●保険料・拠出金算定対象額 基礎年金等給付費の額から所定の特別国庫負担の額を控除した額
- ●基礎年金拠出金算定対象者

厚生年金の<u>実施機関</u>の場合は国民年金第2号被保険者(20歳以上60歳未満の者に限る。)と国民年金第3号被保険者の人数の合計、国民年金(国民年金勘定)の場合は国民年金第1号被保険者数について保険料納付済月数を12で割ることで人数換算したものである。ただし、半額免除の場合は1/2月、平成18(2006)年7月に導入された多段階免除制度における4分の1免除、4分の3免除の場合はそれぞれ3/4月、1/4月として計上される。例えば、半額免除の者が1年間保険料を納付した場合には1/2人とカウントされる。

- ●基礎年金拠出金単価 基礎年金拠出金算定対象者 1 人当り保険料・拠出金算定対象額
- ●各制度が負担する基礎年金拠出金額 基礎年金拠出金単価×当該制度の基礎年金拠出金算定対象者数

〇基礎年金交付金

昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前の国民年金及び被用者年金(旧法年金)の 給付費のうち基礎年金に相当する給付に要する費用(<u>基礎年金相当給付費</u>)に充てる 分として、年金特別会計基礎年金勘定から国民年金(国民年金勘定)及び被用者年金 各制度に繰り入れられる又は交付される額のことである。

○基礎年金相当給付費 [=みなし基礎年金給付費]

昭和 61(1986) 年度の基礎年金制度導入前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち昭和 36 (1961)年4月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する部分の給付に要する費用のことである。みなし基礎年金給付費ともいう。

〇基礎年金等給付費

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計のことである。

〇基礎年金費用

基礎年金拠出金から基礎年金拠出金にかかる国庫・公経済負担を除いたものである。

〇基礎年金費用率

基礎年金費用の標準報酬総額に対する比率である。

基礎年金費用率 = 基礎年金費用 ×100

基礎年金費用率は総合費用率を分解したものである。 総合費用率=独自給付費用率+基礎年金費用率

〇旧厚生年金の実績推計

厚生年金の財政検証では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度 全体について将来見通しが作成されている。さらに、将来見通しにおいては、返済期 日の定まっていない国庫負担繰延額については当初から積立金額に加算され、給付費 は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、厚生年金勘定の決算ベースの実績に以下の 修正を加えた「旧厚生年金の実績推計」を作成している。

- 1) 厚生年金基金の代行部分の取扱い
 - 保険料収入に厚生年金基金に係る免除保険料を加える。
 - 給付費に厚生年金基金から給付されている代行給付額(年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額)を加える。

- 積立金額に厚生年金基金の最低責任準備金を加え、運用収入にその修正等により発生したであろう運用収入を加える。
- 収入から解散厚生年金基金等徴収金を控除する。
- 2) 国庫負担繰延額などの取扱い
 - 積立金額に国庫負担繰延額(当該繰延額に係る運用収入相当額を含む。)を加 える。
 - 収入から積立金より受入を控除する。
- 3) 基礎年金交付金、職域等費用納付金の取扱い

将来見通しと比較できる内容とするため、収入から基礎年金交付金及び職域等費用納付金を、給付費から基礎年金交付金相当額及び職域等費用納付金相当額を控除する。

〇給付費

厚生年金においては「保険給付」(共済組合等の一元化前の共済法に基づき裁定された共済年金においては「長期給付」)に、国民年金(国民年金勘定)においては昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法国民年金の「給付」及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の「給付」に、それぞれ要する費用のことである。

(留意点)

- ・国民年金(国民年金勘定)の給付費には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する 費用(<u>基礎年金給付費</u>)は含まれず(これは年金特別会計基礎年金勘定から支給さ れる。)、基礎年金相当給付費は含まれる。
- ・平成25(2013)年度までの国民年金(国民年金勘定)の給付費には、老齢福祉年金の 給付に要する費用は含まれない(旧福祉年金勘定に含まれる)。
- ・平成26(2014)年度に国民年金勘定に旧福祉年金勘定が統合されたが、旧福祉年金勘 定に係る給付費及び国庫・公経済負担については、本報告においては、それぞれ、 給付費及び国庫公経済負担に含めていない。
- ・厚生年金の各<u>実施機関</u>の給付費には、<u>基礎年金給付費</u>は含まれず(これは年金特別 会計基礎年金勘定から支給される。)、基礎年金相当給付費は含まれる。
- ・厚生年金の各<u>実施機関</u>の給付費には、原則60~64歳の者に支給される特別支給の老 齢厚生年金・退職共済年金の給付に要する費用が含まれるが、これには報酬比例部 分のほか定額部分も含まれる。
- ・厚生労働省からの報告に基づいて、平成 16(2004)年度以降の厚生年金の給付費には、 厚生年金基金への政府負担金を含む。

〇共済組合等

平成 27(2015)年 10 月の井用者年金の一元化後の厚生年金の<u>実施機関</u>のうち、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団を本報告では共済組合等としている。

〇経過的長期経理

平成27(2015)年10月の被用者年金の一元化により、共済組合等の職域加算部分(旧3階部分)は廃止されたが、一元化前に受給権が発生した退職共済年金には職域加算額の給付が、一元化後に受給権が発生する共済組合等の厚生年金受給者には一元化前の期間に係る退職共済年金(経過的職域加算額)の給付が行われる。この職域加算部分と経過的職域加算部分について、管理運用する経理のことである(私学共済においては「厚生年金勘定・職域年金経理」である。)。

〇厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化により、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、共済組合等を実施機関として活用することとされた。このため、厚生年金の被保険者は、民間被用者は第1号厚生年金被保険者、国共済の組合員たる国家公務員は第2号厚生年金被保険者、地共済の組合員たる地方公務員は第3号厚生年金被保険者、私学共済の加入者たる私立学校教職員は第4号厚生年金被保険者となっている。

このような被用者年金の一元化の経緯から、「厚生年金」という用語は、全被用者 共通の年金制度として用いられる場合と、厚生年金保険の実施者たる政府に係る保険 料の収入、給付の支出等を管理運用するとともに、厚生労働大臣を除いた実施機関へ 厚生年金交付金を交付し、厚生労働大臣を除いた実施機関から厚生年金拠出金の拠出 を受ける「年金特別会計厚生年金勘定」に係る部分に限定して用いられる場合がある。 これらを区別するため、本報告書では、「厚生年金」は全被用者共通の年金制度とし て用い、厚生年金勘定から直接給付される受給権者及びその年金については「旧厚生 年金」としている。

〇厚生年金保険経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化後の<u>共済組合等</u>において、厚生年金相当部分を管理運用する経理のことである(私学共済においては「厚生年金勘定・厚生年金経理」である。)。

〇厚生年金基金の代行部分

「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。

〇厚生年金拠出金

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化後、<u>共済組合等</u>は厚生年金勘定に拠出金 を納付し、厚生年金等給付に要する費用を分担しているが、その拠出金のことである。

具体的には、厚生年金等給付費(国庫・公経済負担及び追加費用を除いたもの)の 総額に基礎年金拠出金(国庫・公経済負担を除いたもの)の被用者年金合計額を加え た厚生年金拠出金算定対象額について、標準報酬按分率 と積立金按分率 により分担 額を計算したものから、<u>基礎年金拠出金</u>(国庫・公経済負担を除いたもの)を控除し たものとなっている。ただし、当分の間、激変緩和措置として、厚生年金拠出金算定 対象額の半分を標準報酬按分及び積立金按分とし、残り半分は支出費按分により分担 額が計算される。

〇厚生年金交付金

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化後、共済組合等は、各共済組合等に係る厚生年金相当部分の給付を行うことから、この給付のために厚生年金勘定から交付される交付金のことである。具体的には、当該共済組合等が支給する厚生年金等給付費(国庫・公経済負担及び追加費用を除いたもの)である。

〇国民年金、国民年金(国民年金勘定)、国民年金(基礎年金勘定)

国民年金の被保険者は、国民年金第1号被保険者(国民年金第2号及び第3号被保険者のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の者。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など)、国民年金第2号被保険者(厚生年金の被保険者。ただし、65歳以上で老齢給付の受給権を有する者は除く。)、国民年金第3号被保険者(国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)、任意加入被保険者である。

国民年金の給付には、年金特別会計基礎年金勘定から支給される全国民共通の基礎年金(老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金)がある。また、年金特別会計国民年金勘定から支給される国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)に係る付加年金等の国民年金独自の給付や、昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法による年金の給付がある。

本報告では、年金特別会計基礎年金勘定に係る事項については「基礎年金勘定」あるいは「国民年金(基礎年金勘定)」と、年金特別会計国民年金勘定に係る事項については「国民年金勘定」あるいは「国民年金(国民年金勘定)」と表記する。

なお、単に「国民年金」と呼ぶ場合には、全国民共通の「基礎年金」として用いられる場合と、決算における「国民年金勘定」に対応する国民年金第1号被保険者に係る部分に限定して用いられる場合がある。

○国民年金の実績推計

国民年金(国民年金勘定)の財政検証では、国庫負担繰延額については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、国民年金勘定の決算ベースの実績に以下の 修正を加えた「実績推計」を作成している。

- 1) 国庫負担繰延額などの取扱い
 - 積立金額に国庫負担繰延額(当該繰延額に係る運用収入相当額を含む。)を加 える。
 - 収入から積立金より受入を控除する。
- 2) 基礎年金交付金の取扱い

将来見通しにおいては、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されていることから、収入から基礎年金交付金を、給付費から基礎年金交付金相当額を控除する。

〇国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金

●国共済組合連合会等拠出金収入

旧三公社共済組合(日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済)の 共済年金の厚生年金への統合(平成9(1997)年4月)に伴う支援措置に基づき、厚生 年金における国共済、地共済、私学共済及び農林年金から納付される拠出金収入の合 計額のことである。この拠出金は、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化に伴い 廃止された。

●年金保険者拠出金

旧三公社共済組合の共済年金の厚生年金への統合(平成9(1997)年4月)に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金の各制度における厚生年金に納付する拠出金のことである。この合計額は国共済組合連合会等拠出金収入と一致する。この拠出金は、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化に伴い廃止された。

○国共済と地共済の財政調整

国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成 16(2004)年 10 月から実施されている両制度間の財政調整のことであり、費用負担の平準化のための財政調整(財政調整A)と年金給付に支障を来さないための財政調整(財政調整B)がある。この財政調整による拠出金が「財政調整拠出金」、その受入れ額が「財政調整拠出金収入」である。

〇国共済+地共済

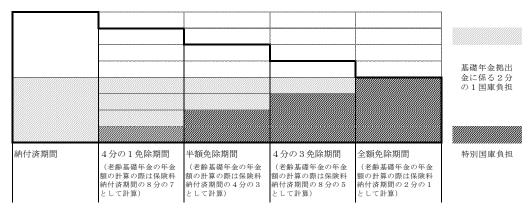
国共済と地共済は、決算はそれぞれで行われているものの、平成 16 (2004) 年度から 財政的に一元化されており、平成 26 年財政再計算では国共済と地共済を一体として取 り扱った将来見通ししか示されていない。このため、実績と平成 26 年財政再計算結果 との比較にあたっては、国共済及び地共済の決算ヒアリングの結果を基に、国共済の 実績と地共済の実績を合計したもの(「国共済+地共済」と表記)について行ってい る。

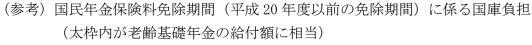
〇国庫·公経済負担

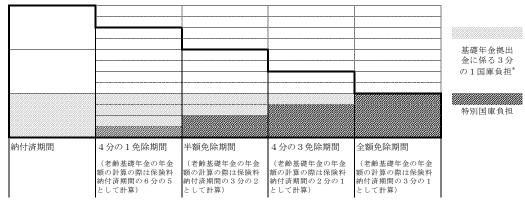
基礎年金拠出金の2分の1 (平成 15(2003)年度までは3分の1であったが平成16(2004)年度から段階的に引上げられ平成21(2009)年度に2分の1となった。なお、平成18(2006)年度は約35.8% (3分の1+1000分の25)、平成19(2007)年度、平成20(2008)年度は約36.5% (3分の1+1000分の32)である。)に相当する額、厚生年金においては昭和36年4月前の加入期間に係る給付に要する費用(恩給公務員等期間に係る費用は除く。)の一定割合(厚生年金は20%、国共済及び地共済は15.85%、私学共済及び旧農林年金は19.82%)に相当する額、国民年金にあっては国民年金の保険料免除期間に係る基礎年金給付費の全額(全額免除期間)又は $^{\pm 1}$ 5分の3(4分の3免除期間)、3分の1(半額免除期間)、7分の1(4分の1免除期間)、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の一部など $^{\pm 2}$ を国庫又は地方公共団体等が負担するものとされており、これらの負担額のことである。

[→用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧 参照]

注1 国民年金保険料免除期間(平成21年度以降の免除期間)に係る国庫負担 (太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当)







- * 平成16(2004)年度以降、従来の3分の1から段階的に引き上がった。
- 注2 上記以外の国庫・公経済負担の例
 - ・旧法国民年金の保険料免除期間に係る給付費に対するもの、旧法障害福祉年金等の20/100*、優遇分(いわゆる嵩上げ(カサ上げ)加算分)の4分の1及び5年年金の8分の1
 - ・旧法被用者年金の老齢年金に相当する分のうち国民年金の嵩上げ相当分の4分の1
 - ・新法国民年金の付加年金に対するもの

など

* 平成 17(2005)年度までは 40/100、平成 18(2006)年度は 38/100、平成 19(2007)・20(2008)年度は 37/100。

○国庫負担の繰延べ

過去においては、国の厳しい財政状況に鑑み、年金財政に支障が生じないよう配慮 しつつ、やむを得ない措置として、<u>厚生年金勘定</u>及び<u>国民年金勘定</u>の国庫負担の一部 が繰延べられた年度がある。返済については年金財政の安定が損なわれることのない よう、運用収入相当額を含め後日返済されることが法律に明記されている。

〇財政検証

平成 16(2004)年の制度改正により保険料水準固定方式により運営されることとなった厚生年金、国民年金において、従来の<u>財政再計算</u>に代わって、少なくとも5年ごとに行われる「財政の現況及び見通しの作成」のことである。

なお、平成 13(2001)年 3 月 16 日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政検証・財政再計算時に行う検証を指す場合もある。現在は、両者を区別するため、年金数理部会においては、「財政検証・財政再計算時の検証(ピアレビュー)」または「財政検証・財政再計算時のピアレビュー」と称することとしている。また、旧社会保障制度審議会年金数理部会においても、平成8(1996)年 3 月 8 日付けの閣議決定において、同様のことを行うもの(1-3-4を参照)とされていた。

〇財政再計算

公的年金の保険料(率)及び財政見通しは、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されるものであるが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならず、その場合、予定した長期的な収支均衡が図れない恐れがあることになるので、少なくとも5年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提を改めた上で再度計算し、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料(率)及び財政見通しを見直している。これが財政再計算である。給付設計の見直しなどの制度改正も併せて行われることが多い。

なお、平成 16(2004)年の制度改正で保険料水準固定方式となったため、厚生年金及 び国民年金は、財政再計算に代わって、「<u>財政の現況及び見通し</u>の作成」を行うこと となった。

○財政の現況及び見通し

平成 16(2004)年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、財政再計算に代わって、少なくとも5年ごとに、財政の現況及び財政均衡期間における見通し(以下、「財政の現況及び見通し」という。)の作成を行うこととなった。ここで、財政均衡期間はおおむね100年間とされている。

また、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、財政均衡期間の終了時に給付の 支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ財政均衡期間にわ たってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、マクロ経済スライドに よる給付水準調整を開始し、この調整を行う必要がなくなったと認められるときは、 終了することとされている。

なお、財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しの作成が作成されるまでの間に所得代替率(標準的な年金受給世帯(夫婦2人)における年金額の現役男子の平均手取り賃金に対する比率)が50%を下回るような給付水準となることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

平成27(2015)年10月の被用者年金の一元化を踏まえた平成26年の財政の現況及び 見通しを作成は、一元化後の厚生年金全体で行われるとともに、旧厚生年金、国共済 +地共済及び私学共済の見通しも示されている。

〇実施機関

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化により、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(本報告では共済組合等という)を活用することとされた。厚生年金の事業を実施する厚生労働大臣と共済組合等をあわせて、実施機関としている。

〇実質的な運用利回り

名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る部分のことを、公的年金においては実質的な運用利回りという。

実質的な運用利回り= (1+名目運用利回り) / (1+名目賃金上昇率) - 1 これは、公的年金では、長期的には保険料や給付費が概ね名目賃金上昇率に応じて増減することから、実績と財政検証との比較に当たり、運用利回りの実績を財政検証で前提としている運用利回りと比較する際は、実質的な運用利回りについて行うことが適当であるためである。

なお、名目運用利回りが物価上昇率を上回る部分である実質運用利回りとは異なる 指標であることに注意が必要である。

実質運用利回り=(1+名目運用利回り)/(1+物価上昇率)-1

〇実質的な支出

年金制度において、保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる 支出のことである。

実質的な支出=給付費+基礎年金拠出金-基礎年金交付金

+厚生年金交付金 厚生年金勘定→ -厚生年金拠出金収入 +厚生年金拠出金 -厚生年金交付金 厚生年金保険経理-

+制度間調整拠出金1

-制度間調整交付金2

+年金保険者拠出金

- 国共済組合連合会等拠出金収入

+財政調整拠出金

一財政調整拠出金収入

一追加費用

-職域等費用納付金

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、制度が社会保険方式として負担 するという意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的 な」とは意味が異なる。

〇収支比率

保険料収入と運用収入の計に対する総合費用の比率である。

保険料収入+運用収入 収支比率=

¹制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法 (平成 9(1997)年 4 月 1 日廃止)に基づき、制度間調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の 制度間調整勘定に繰り入れる又は拠出する額のことである (精算措置があるため平成 11(1999)年度まで 発生する。)。

² 制度間調整交付金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法に基づき、厚生年金の 制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられる又は交付される額のことである(精算措置 があるため平成11(1999)年度まで発生する。)。

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分 に係る費用負担を調整するもので、平成元(1989)年の年金制度改正において、公的年金一元化が行われ るまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和59(1984)年の国家公務員共済組合法と公共企業体 職員等共済組合法の統合に伴い、旧三公社共済(日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道 共済)が国共済の下に入り給付が揃えられることとなった際、国共済、日本たばこ共済、日本電電共済 から国鉄共済に財政援助が行われることとなったが、この財政援助を拡大したものである。平成2(1990) 年度から始まったが、平成9(1997)年度から旧三公社共済統合に伴う支援措置が始まった際に廃止となっ た。

〇承継資産

旧年金福祉事業団が財政投融資制度を通じて資金を借り入れ行っていた資金運用業務を、平成13(2001)年度に旧年金資金運用基金(平成18(2006)年度より年金積立金管理運用独立行政法人)が引き継いだことに伴い、同基金が旧年金福祉事業団から承継した資産(当初約26兆円)のことである(財政融資資金(旧年金資金運用部)への借入金の返済義務という債務と共に引き継いでいる)。この資金運用業務は、借入金の償還が終了する平成22(2010)年度に終了した。

〇職域等費用納付金

平成9(1997)年4月に当時の厚生年金に統合された旧三公社共済(日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済)の共済年金(統合時点で受給権が発生しているものに限る。)は、統合前の国家公務員等共済組合法による<u>職域年金部分</u>及び恩給公務員期間等に係る部分も含めて厚生年金が引き継いで支給するものとされているが、このうち<u>職域年金部分</u>及び恩給公務員期間等に係る部分の給付に要する費用に充てる分として、旧三公社共済の存続組合が厚生年金勘定に納付する額のことである。

〇職域加算部分

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前の共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金の給付乗率と同じ給付乗率で計算される額(厚生年金相当部分)に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算したものであるが、その加算額のことである。この職域加算部分については、被用者年金一元化に伴い将来に向けて廃止された。

なお、職域加算部分が、上記の形となったのは、昭和 61 (1986) 年 4 月の基礎年金導入以後である。基礎年金導入に伴い、それまでの共済年金は、基礎年金の上乗せ分として報酬比例年金を給付する新共済年金に改められたが、その報酬比例年金については、厚生年金と同じ年金額計算式からなる分に職域加算部分が加算される仕組となった。厚生年金と同じ算式による厚生年金相当分を 2 階部分、さらにその上乗せである職域加算部分を (旧) 3 階部分ということがある。職域加算部分があるのは、元来、共済年金は、公的年金としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格を有していることによる。なお、職域等費用納付金の額の計算の際に行われているように、旧共済年金についても、所定の方法で厚生年金相当分と職域加算部分に分けて取り扱う場合がある。

	亚(二)	/ /	- PI6/2 C 184.5	7/3H JF HHJJ •	> /\-\text{H} 1 3 > \text{V} 1	(1) 3 2 4 7
適用する	平成12年改 年金額計算	文正(5%適正 [用	化)後の		正前の従前額 ^{章の仕組がある}	
組合員期	厚生年金	職域加	算部分	厚生年金	職域加	算部分
間注2	相当部分	組合員期 間が20年 以上の者	組合員期間が1年以上20年 未満の者	相当部分	組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者
平成15年3月以前	9. 5 ^{注 1} 〈 7. 125	0. 475 \(\) 1. 425	0. 238	10.00 \(\) 7.5	0. 5 \(\) 1. 50	0. 25
平成15年 4月以後	7. 308 \(\)	0. 365 \(\)	0. 183	7. 692 \(\)	0. 385 \(\)	0. 192

0.548

【退職共済年金における厚生年金相当部分と職域加算部分の給付乗率】 (千分比)

5.481

1.096

5.769

1. 154

0.577

〇政府負担金

昭和60年改正以降、厚生年金基金が代行給付を支給するにあたり、免除保険料でその財源が手当てされなかった部分に関し、経過的な財源調整措置として、給付時に政府が負担することとなった額のことである。

老齢厚生年金の給付乗率は生年月日及び加入期間の区分に応じて定められているが、 免除保険料の算定基礎となる給付の範囲は、昭和60(1985)年度以前の期間は8/1000、 昭和61(1986)年度から平成14(2002)年度までの期間は7.5/1000、平成15(2003)年度 から平成16(2004)年度までの期間は5.769/1000、平成17(2005)年度以降の期間は 5.481/1000が基準となっている。このため、生年月日等に応じて定められている代行 給付の給付乗率のうち免除保険料で賄えない部分の費用について、政府が年金特別会 計厚生年金勘定から政府負担金を交付することによって、財源を手当てすることに なっている。

[「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。]

〇総合費用

<u>実質的な支出</u>のうち自前で財源を賄わなければならない部分(すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの)

総合費用=実質的な支出-国庫・公経済負担

注1 生年月日に応じて異なる。

注2 平成 15(2003)年4月の総報酬制導入に伴い、年金額は組合員期間を標準報酬月額を用いる平成 15(2003)年3月以前の期間と賞与を含んだ標準報酬を用いる平成 15(2003)年4月以後の期間とに分けて計算される。

〇総合費用率

総合費用の標準報酬総額に対する比率である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当することから、純賦課保険料率と言われることもある。

総合費用率は、独自給付費用率と基礎年金費用率に分解できる。

総合費用率=独自給付費用率+基礎年金費用率

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

〇代行部分

老齢厚生年金(報酬比例部分)の給付のうち、厚生年金基金が国に代わって支給する部分(物価水準の変動に対応した給付改善分(スライド部分)と過去の賃金水準を現在の水準に見直すことによる給付改善分(再評価部分)を除いた部分)のことである。

「「免除保険料」、「政府負担金」の項を参照。〕

〇単年度収支状況

年金数理部会が公的年金各制度から報告を受けた財政収支状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したものである。

単年度収支状況の作成においては、

- ①単年度の収入総額は、「運用収入」、厚生年金及び国民年金の「積立金より受入」、 基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出
- ②単年度の支出総額は、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差 としている。

〇長期経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前の共済組合等の共済年金を管理運用していた経理のことである。被用者年金一元化に伴い、長期経理は厚生年金保険経理(私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理)と経過的長期経理(私学共済は厚生年金勘定・職域年金経理)に分割・承継された。

〇追加費用

国共済と地共済の制度発足(それぞれ昭和34(1959)年、同37(1962)年)前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国及び地方公共団体等が当時の事業主として負担している費用のことである。整理資源ということもある。

国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。 国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国又は地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。

〇通老·通退相当

「老齢・退年相当と通老・通退相当」の項を参照。

〇積立金相当額納付金

平成9(1997)年4月の旧三公社共済(日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済)の共済年金の当時の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧三公社共済の存続組合が分割して行っている納付金と、平成14(2002)年4月の旧農林年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧農林年金の存続組合が納付した概算納付金及び精算納付金のことである。

なお、旧日本電信電話共済は平成 18(2006)年度が分割の最終年度であったことに加え、旧日本鉄道共済が平成 18(2006)年度に残額を一括納付したことにより、平成 18(2006)年度をもって積立金相当額納付金の支払は全て完了した。

〇積立比率

総合費用に対する前年度末に保有する積立金の比率である。

積立比率=前年度末積立金 総合費用

なお、積立比率は積立度合(前年度末に保有する積立金が、<u>国庫・公経済負担</u>や<u>追加費用</u>を含めた実質的な支出総額(<u>実質的な支出</u>+追加費用)の何年分に相当しているかを示す指標)とは異なることに注意が必要である。

積立度合= 前年度末積立金 実質的な支出+追加費用

〇独自給付費用

<u>総合費用</u>から国庫・公経済負担分を除いた<u>基礎年金拠出金</u>を控除したものである。 独自給付費用=総合費用-基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分を除く)

〇独自給付費用率

独自給付費用の標準報酬総額に対する比率である。

独自給付費用率= <u>独自給付費用</u> ×100

独自給付費用率は総合費用率を分解したものである。 総合費用率=独自給付費用率+基礎年金費用率

〇特別国庫負担

本文**図表 2-3-17** の特別国庫負担など、<u>基礎年金拠出金</u>を算定する際に<u>基礎年金等給付費</u>の額から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ。特別国庫負担は、国民年金の保険料免除期間に係る給付費や 20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や5年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金等給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

特別国庫負担には、<u>基礎年金拠出金</u>の2分の1に相当する額に係る国庫・公経済負担は含まれない。

[⇒用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧 参照]

○特別支給の老齢・退職年金

昭和 60 (1985)年の制度改正により、老齢・退職年金の支給は原則 65 歳からになったが、旧制度から新制度に移行する間、経過的に 60~64 歳の間に支給される、いわゆる「60 歳代前半の老齢厚生年金・退職共済年金」のことである。65 歳以降支給される「本来支給」に対して、「特別支給」として区別される。特別支給の老齢・退職年金は、加入期間に応じて計算される「定額部分」、平均標準報酬額と加入期間に応じて計算される「報酬比例部分」、「加給年金³」で構成される。

特別支給の老齢・退職年金は、定額部分の支給開始年齢が平成 13(2001)年度から、報酬比例部分の支給開始年齢が平成 25(2013)年度から、それぞれ生年月日に応じて 61歳から 64歳に段階的に引き上げられ、最終的には 65歳支給開始の本来支給の年金のみとなる。なお、厚生年金の女性についてはそれぞれ 5年遅れで引き上げられる。

[⇒用語解説参考図表3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢 参照]

³ 加入期間が20年 (中高齢の特例の場合15~19年) 以上ある年金の場合、生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳未満(18歳の誕生日の属する年度末まで)の子、20歳未満で1級・2級の障害の子がいるときに加算される年金額。

〇独立行政法人福祉医療機構納付金

旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を平成 18(2006)年度以降は独立行政法人福祉医療機構が承継しており、当該業務で回収され た回収金が年金特別会計へ納付されたもの4。

〇年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者(受給権者のうち全額支給停止され た者を除いたもの) について、その時点で裁定済の受給権ベースの年金額(年額)を 総和したものである。したがって、受給者の年金総額には一部支給停止されている金 額も含んでいる。受給権者の年金総額と受給者の年金総額との差は全額停止された年 金額の総和である。

なお、これは、受給者に実際に支給される年金の給付に要する費用を財政収支の支 出項目として捉えた給付費とは別の概念であり、その差は、上で述べた一部支給停止 額や各年度内での新規裁定や失権といった支給状況の違いにより発生する。

〇年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の 受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

年度末被保険者(組合員・加入者)数 年金扶養比率= 年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)

〇年金保険者拠出金

「国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金」の項を参照。

⁴ 平成 17(2005)年度末に旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政融 資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要となる費用等を平成 17 (2005) 年度に 厚生年金、国民年金から支出した(財政融資資金繰上償還等資金財源)ため、平成18年度以降は、回収 金が厚生年金、国民年金の収入として計上される。

なお、平成18(2006)年度については、「旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年 金特別会計に承継されたことによる収入」(年金資金運用基金資産承継収入)という名称で、それぞれ の会計に計上された。

〇平均年金月額

<u>年金総額</u>を受給権者数(または受給者数)で除することにより平均年金額を求め、 これを12で除した金額をいう。(厚生年金においては、基金代行分が含まれている。)

ここで、各制度における年金総額は、当該制度から給付される旧法及び新法・特別 支給の定額部分(1階部分)を含んでいるが、国民年金(基礎年金勘定)から給付さ れる基礎年金分は含んでいない。そこで、1階部分を含めた年金の水準をみるため、

「年金総額」に「当該受給権者(受給者)のうち基礎年金対象者に係る基礎年金の年金総額(推計値)⁵」を加えた額を分子として用いた「基礎年金を含む平均年金月額」を算出している。

〇報酬、賞与、総報酬

●報酬·賞与

被用者年金制度で、保険料や年金額算定の基礎となるもの。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含まれない。なお、平成27(2015)年9月までの地共済では、報酬の代わりに給料が使われていた。これは各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当ては含まれていなかった(このため、給料にかかる保険料率は標準報酬ベースの料率に一定割合(1.25)を乗じて調整し、平均給与月額算定の際には給料に一定割合(1.25)を乗じて調整していた。私学共済では給与と称していたが、報酬と同じ概念であった。

「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超 える期間ごとに受け取るものをいう。

公的年金制度では、平成 14(2002)年度までは、標準報酬月額ベースだったが、 平成 15(2003)年度からは賞与も含めた総報酬ベースとなっている。

被用者年金一元化前(~平成27(2015)年9月)までの公的年金制度での報酬等

厚生年金	国共済	地共済	私学共済
報酬	報酬	給料	給与
賞与	期末手当等	期末手当等	賞与

⁵ 基礎年金の年金総額(推計値)は、当該制度の加入期間に限定した分ではなく、全期間に係る基礎年金 額全体を計上している。

⁶ 地共済では、報酬の代わりに手当を含まない給料を使用していたが、給付ではその元となる平均給料月額として給料の1.25 倍に賞与を加えスライド等の再評価を加えたものを使用し、給料に係る保険料率は手当を含んでいない分高く設定されていた。なお、この1.25 という数値は、諸手当の割合を考慮して、地共済法施行令(第23条第1項)及び同施行規則(第2条の3)で定められていた。また、他制度と比較するため、地共済の数値については、給料×1.25 を標準報酬月額とし、保険料率は給料に係る料率を1.25分の1に換算して使用している。

●標準報酬月額・標準賞与額

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたものであり、 平成27(2015)年度は、第1級(9.8万円)~第30級(62万円)の30区分である⁷。 また、標準賞与額は、賞与の千円未満の端数を切り捨て、150万円が上限である。 保険料は、これらの額に保険料率を乗じて徴収される。

標準報酬月額と標準賞与額を合わせたものが標準報酬(総報酬)であり、年度間 累計値や、それを12で割ったもの(総報酬ベース・月額)が使われる。

年金額の算定では、全被保険者期間の標準報酬月額と標準賞与額に賃金スライド や物価スライドを含めた再評価が考慮された、「平均標準報酬額」が用いられる。 なお、平成 14(2002)年度までの期間については「平均標準報酬月額」が用いられ、 平成 15(2003)年度から総報酬制になったが、年金額はその前後の期間で別々に計算され、合算される。

〇保険料水準固定方式

保険料(率)の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決めてしまい、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整することにより財政計画を立てること。厚生年金、国民年金について平成16年改正で、給付水準を調整するマクロ経済スライドとともに導入された。なお、厚生年金、国民年金について平成16年の制度改正までは、給付が先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率を後から定める方式がとられていた。

〇保険料比率

<u>総合費用</u>に対する保険料収入の比率であり、保険料の収入が、必要となる額の何%であるかを示すもの。

保険料比率=保険料収入 総合費用×100

〇みなし基礎年金給付費 [=基礎年金相当給付費]

「基礎年金相当給付費」の項を参照。

-

⁷ 平成28(2016)年10月からは、第1級(8.8万円)~第31級(62万円)の31区分である。

〇免除保険料

厚生年金基金が代行給付を支給するために、基金に加入する事業主が厚生年金保険料のうち国へ納付することを免除される保険料のことである。免除保険料は、2.4%から 5.0%の範囲で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定する免除保険料率により決定される。なお、国民年金の保険料の免除とは異なる。

[「代行部分」、「政府負担金」の項を参照。]

〇有限均衡方式

年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料(率)や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成16年の制度改正で導入された。なお、平成16年の制度改正までは、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を策定する方法(永久均衡方式)がとられていた。

〇老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、当該制度の加入期間が25年以上(経過的期間短縮を受けているものを含む。)の新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

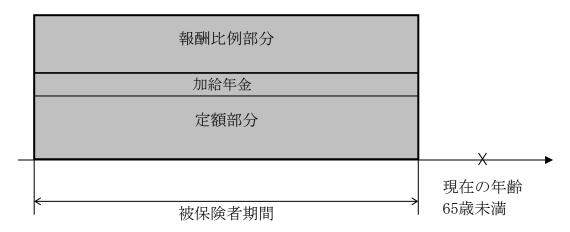
通老・通退相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢・退年相当に満たない新法の 老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のこと をいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

用語解説参考図表 1 被用者年金の給付構造 (老齢・退職年金の場合)

1 新法年金

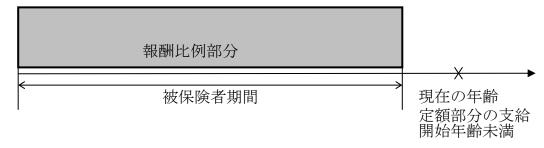
- ・原則、昭和61年4月1日時点で60歳未満の者(大正15年4月2日以降生まれ)の老齢・退職年金
- (1) 65 歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金

被用者年金の額(網掛け部分)



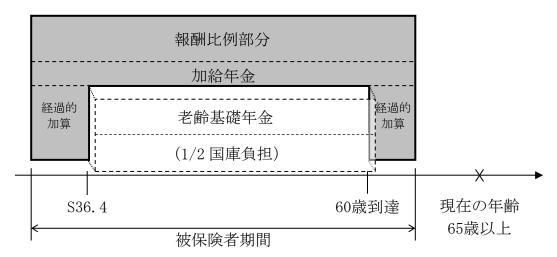
○ 平成13年度末時点(厚生年金の女性は18年度末時点)で60歳の者から、定額部分・加給年金の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられており、定額部分の支給開始年齢に到達するまでの間、定額部分・加給年金は支給されない。

被用者年金の額(網掛け部分)



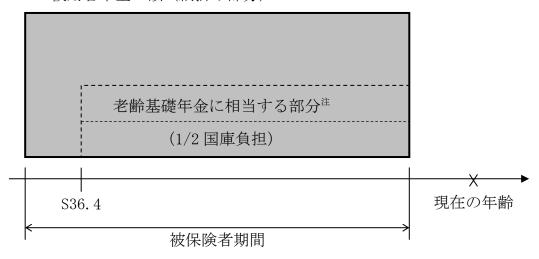
(2) 65歳以上の者 老齢厚生年金・退職共済年金と老齢基礎年金

被用者年金の額(網掛け部分)



2 旧法年金(旧厚生年金の老齢年金、旧共済年金の退職年金)

被用者年金の額(網掛け部分)



注 65歳以降支給分の場合である。

〔⇒「給付費」の項を参照。〕

用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧(国民年金及び厚生年金の場合)

1 いわゆる2分の1国庫負担が対象とする費用

- ○基礎年金の給付に要する費用*1、*2のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の1/2 *3 [国民年金法(以下特に断りがない限り国民年金法を指す)第85条第1項第1号、平 16 附則第13条第7項及び第14条の2]
- ○基礎年金の給付に要する費用 *1 、 *2 のうち、被用者年金制度が負担する部分(国民年金への基礎年金拠出金として負担)の $1/2^{*3}$ [厚生年金保険法第80条第1号、第94条の2第1項、平16 附則第32条第5項及び第32条の2]
- ※1基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費(基礎年金相当給付費)を含む。
 - ・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの (昭 60 附則第 35 条第 4 項)
 - ・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの(昭 60 附則 第 35 条第 3 項)
- ※2ただし、次の2で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることから、ここからは除かれる。 [第85条第1項第1号、昭60附則第34条第2項]
- ※3平成16年年金制度改正により段階的に引き上げられた。

2 2分の1国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

(基礎年金関連)

- ●保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額「平 16 附則第 14 条第2項〕
- ●保険料 3/4 免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の 3/5※「平 16 附則第 14 条第 2 項〕
- ●保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の 1/3*「平 16 附則第 14 条第 2 項]
- ●保険料 1/4 免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の 1/7※「平 16 附則第 14 条第 2 項〕
- ●20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の 20/100^{※2} [第 85 条第 1 項第 3 号、平 16 年附則第 13 条第 7 項及び第 14 条の 2]
- ●旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族 基礎年金の給付費の政令で定める割合(20/100^{※2}) 「昭 60 附則第 34 条第 1 項第 2 号〕
- ●老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭 60 附則 第 34 条第 1 項第 3 号]
 - ※ 平成 21 年度以降の免除期間に係る給付費についてである。基礎年金拠出金の国庫負担割合は従来 3 分の 1 であったが、その免除期間に係る給付費についてはそれぞれ 1/2 (保険料 3/4 免除期間)、1/4 (保険料半額免除期間)、1/10 (保険料 1/4 免除期間)となっている。
 - ※2 平成17年度までは40/100、平成18年度は38/100、平成19・20年度は37/100。

(新法国民年金)

○付加年金等の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第1号]

(旧法国民年金)

- ●旧法国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額[昭 60 附則第 34 条第 1 項第 4 号]
- ●老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額「昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号〕

- ●嵩上げ加算分の 1/4 相当分 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 5 号]
- 5 年年金の給付費の 1/8 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 7 号]
- ●昭 48 附則第 12 条第 2 項で計算される老齢年金、10 年年金に係る通算老齢年金の差額分の 1/4 「昭 60 附則第 34 条第 1 項第 8 号〕
- ○付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の 1/4 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 6 号]
- ○老齢福祉年金の給付費の全額 [昭 60 附則第 34 条第 1 項第 9 号]

(旧法厚生年金)

- ○昭和36年4月1日前の期間に係る給付費のうち20/100(第3種被保険者期間については25/100) [昭60 附則第79条第1号]
 - (注) 国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%
- ○旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の 1/4 [昭 60 附則第 79 条第 2 号]

用語解説参考図表3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

1 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

[網掛け部分 特別支給の老齢厚生年金]

 60歳
 65歳

 報酬比例部分
 老齢厚生年金

 定額部分
 老齢基礎年金

男性:昭16.4.1以前に生まれた人 女性:昭21.4.1以前に生まれた人

 60歳 61歳
 65歳

 報酬比例部分
 老齢厚生年金

 定額部分
 老齢基礎年金

男性:昭16.4.2~昭18.4.1に生まれた人 女性:昭21.4.2~昭23.4.1に生まれた人

 60歳
 62歳
 65歳

 報酬比例部分
 老齡厚生年金

 定額部分
 老齡基礎年金

男性:昭18.4.2~昭20.4.1に生まれた人 女性:昭23.4.2~昭25.4.1に生まれた人

 60歳
 63歳
 65歳

 報酬比例部分
 老齢厚生年金

 定額部分
 老齢基礎年金

男性:昭20.4.2~昭22.4.1に生まれた人 女性:昭25.4.2~昭27.4.1に生まれた人

 60歳
 64歳 65歳

 報酬比例部分
 老齢厚生年金

 定額 部分
 老齢基礎年金

男性:昭22.4.2~昭24.4.1に生まれた人 女性:昭27.4.2~昭29.4.1に生まれた人

 60歳
 65歳

 報酬比例部分
 老齢厚生年金

 老齡基礎年金
 老齡基礎年金

男性:昭24.4.2~昭28.4.1に生まれた人 女性:昭29.4.2~昭33.4.1に生まれた人
 61歳
 65歳

 報酬比例部分
 老齢厚生年金

 老齢基礎年金

男性:昭28.4.2~昭30.4.1に生まれた人 女性:昭33.4.2~昭35.4.1に生まれた人

62歳 65歳 報酬比例部分 老齢厚生年金 老齢基礎年金

男性:昭30.4.2~昭32.4.1に生まれた人女性:昭35.4.2~昭37.4.1に生まれた人

63歳 65歳 報酬比例 老齢厚生年金 部分 老齢基礎年金

男性:昭32.4.2~昭34.4.1に生まれた人 女性:昭37.4.2~昭39.4.1に生まれた人

64歳 65歳 報酬比 老齢厚生年金 老齢基礎年金

男性:昭34.4.2~昭36.4.1に生まれた人女性:昭39.4.2~昭41.4.1に生まれた人

65歳 老齢厚生年金 老齢基礎年金

男性: 昭36.4.2以後に生まれた人 女性: 昭41.4.2以後に生まれた人

- 注1 特別支給の老齢厚生年金の定額部分には加給年金も含まれる。
- 注2 退職共済年金の場合、支給開始年齢は男女同じで、 女性も上の男性の生年月日区分に応じた支給開始年齢となる。

2 定額部分の支給開始年齢の引上げ年度

定額部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性) 共済年金(男性・女性)	厚生年金(女性)
6 1 歳	平成13年度	平成18年度
6 2歳	平成16年度	平成21年度
6 3 歳	平成19年度	平成24年度
6 4歳	平成22年度	平成27年度
6 5 歳	平成25年度	平成30年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

3 報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ年度

報酬比例部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性) 共済年金(男性・女性)	厚生年金(女性)
6 1 歳	平成25年度	平成30年度
6 2歳	平成28年度	平成33年度
6 3歳	平成31年度	平成36年度
6 4 歳	平成34年度	平成39年度
6 5 歳	平成37年度	平成42年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

〔⇒「特別支給の老齢・退職年金」の項を参照。〕